

平成17年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成17年6月15日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第35号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時30分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (平成17年6月16日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (平成17年6月17日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (平成17年6月18日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (平成17年6月19日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (平成17年6月20日 月曜日)	
議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 3

1	浦尻和伸議員	1 3
	市 長	1 4
	浦尻和伸議員	1 6
	市 長	1 6
	浦尻和伸議員	1 7
	市 長	1 7
	浦尻和伸議員	1 8
2	浅木 敏議員	1 8
	市 長	2 2
	福祉事務所長	2 4
	浅木 敏議員	2 5
	市 長	2 7
	福祉事務所長	2 8
	浅木 敏議員	2 8
	市 長	2 9
	福祉事務所長	2 9
	浅木 敏議員	3 0
3	中川 貢議員	3 0
	市 長	3 3
	教 育 長	3 6
	中川 貢議員	3 6
	市 長	3 8
	教 育 長	3 9
	中川 貢議員	3 9
	市 長	4 0
4	沖本年男議員	4 0
	市 長	4 5
	沖本年男議員	4 9
	市 長	5 3
	沖本年男議員	5 4
	市 長	5 5
	沖本年男議員	5 5
延 会 (午後 3時15分)		

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成17年6月21日 火曜日)	
議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7

出席議員	57
欠席議員	57
事務局職員出席者	57
出席要求による出席者	57
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	59
1 寺田公一議員	59
市 長	60
教 育 長	63
寺田公一議員	64
市 長	66
寺田公一議員	67
市 長	68
寺田公一議員	68
2 宮本有二議員	68
市 長	70
教 育 長	73
宮本有二議員	74
市 長	78
教 育 長	80
市 長	80
宮本有二議員	81
市 長	83
宮本有二議員	84
3 菊地 徹議員	84
市 長	87
教 育 長	90
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	93
菊地 徹議員	93
市 長	96
教 育 長	97
菊地 徹議員	97
4 田中徳武議員	98
市 長	99
教 育 長	101
田中徳武議員	102
市 長	104

教育長	104
田中徳武議員	105
散会(午後3時27分)	

----- . . ----- . . -----

第 8日(平成17年6月22日 水曜日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
事務局職員出席者	107
出席要求による出席者	107
開議(午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第35号まで	109
質疑	109
1 西郷典生議員	109
総務課長	110
福祉事務所長	111
農林課長	112
水産課長	112
商工観光課長	113
都市建設課長	115
教育次長兼学校教育課長	115
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	116
西郷典生議員	117
商工観光課長	117
西郷典生議員	118
2 浅木 敏議員	118
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	119
教育次長兼学校教育課長	119
福祉事務所長	119
浅木 敏議員	120
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	121
福祉事務所長	121
浅木 敏議員	121
福祉事務所長	121
委員会付託省略(議案第1号から議案第6号まで)	121
委員会付託(議案第7号から議案第35号まで)	122

散 会（午前 11 時 23 分）	
陳情文書表……………	123
議案付託表……………	124
----- . . ----- . . -----	
第 9 日（平成 17 年 6 月 23 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 10 日（平成 17 年 6 月 24 日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 11 日（平成 17 年 6 月 25 日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 12 日（平成 17 年 6 月 26 日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 13 日（平成 17 年 6 月 27 日 月曜日）	
議事日程……………	127
本日の会議に付した事件……………	127
出席議員……………	127
欠席議員……………	127
事務局職員出席者……………	128
出席要求による出席者……………	128
開 議（午前 10 時 01 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 35 号まで……………	129
（議案第 1 号及び議案第 2 号）	
討論・表決……………	129
（議案第 3 号）	
討論・表決……………	129
（議案第 4 号）	
討論・表決……………	129
（議案第 5 号及び議案第 6 号）	
討論・表決……………	129
（議案第 7 号から議案第 35 号まで）	
委員長報告	
総務常任委員長……………	129
教育民生常任委員長……………	130
産業建設常任委員長……………	131
質疑・討論・表決……………	132
○日程第 2 陳情第 33 号外 2 件	
（陳情第 33 号及び陳情第 35 号）	

委員長報告	
総務常任委員長	133
質疑・討論・表決	133
(陳情第34号)	
継続審査	133
○日程第3 委員会調査について	134
継続調査	134
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号	134
(意見書案第1号及び意見書案第3号)	
質疑・討論・表決	134
(意見書案第2号)	
(提案理由の説明)	
田中徳武君	134
質疑	135
討論	
沖本年男君(反対)	135
表決	136
○日程追加 意見書案第4号	
質疑・討論・表決	136
(閉会あいさつ)	
市長	137
閉会(午後1時50分)	
委員会審査報告書	139
陳情審査報告書	143
閉会中の継続審査申出書	144
閉会中の継続調査申出書	145
意見書案第1号	149
意見書案第2号	150
意見書案第3号	151
意見書案第4号	153

付 録

一般質問通告書	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3

陳 情.....付－ 5

平成17年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成17年6月15日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第35号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 平成17年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 6号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 7号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

議案第 8号 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について

議案第15号 高知縣市町村総合事務組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分について

議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第17号 財産の取得契約の変更について

議案第18号 住居表示の実施区域及び表示方法の決定について

議案第19号 市道路線の認定について

- 議案第20号 市道路線の認定について
- 議案第21号 市道路線の認定について
- 議案第22号 市道路線の認定について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 市道路線の認定について
- 議案第25号 市道路線の認定について
- 議案第26号 市道路線の認定について
- 議案第27号 市道路線の認定について
- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第29号 市道路線の認定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 市道路線の認定について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の認定について

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第35号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（18名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浅木 敏 君 | 2番 中平 富宏 君 |
| 3番 有田 都子 君 | 4番 浦尻 和伸 君 |
| 5番 菊地 徹 君 | 6番 寺田 公一 君 |
| 7番 菱田 征夫 君 | 8番 宮本 有二 君 |
| 9番 濱田 陸紀 君 | 10番 沖本 年男 君 |
| 11番 西郷 典生 君 | 12番 岡村 佳忠 君 |
| 13番 佐田 忠孝 君 | 14番 田中 徳武 君 |
| 15番 山本 幸雄 君 | 16番 中川 貢 君 |
| 17番 西村 六男 君 | 18番 岡崎 求 君 |

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	福 田 延 治 君
次 長 兼 庶 務 係 長	小 野 正 二 君
議 事 係 長	岩 本 昌 彦 君
調 査 係 長	乾 均 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君
総 務 課 長	岡 本 公 文 君
市 民 課 長	松 岡 繁 喜 君
税 務 課 長	松 田 雅 俊 君
会 計 課 長	夕 部 政 明 君
保健介護課長	西 本 寿 彦 君
環 境 課 長	谷 本 秀 世 君
人権推進課長	美濃部 勇 君
農 林 課 長	小 島 正 樹 君
水 産 課 長	間 和 海 君
商工観光課長	谷 本 実 君
土 木 課 長	茨 木 隆 君
都市建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	岡 添 吉 見 君
水道課長兼 下水道課長	江 口 日 出 男 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教育次長兼 学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	高 木 一 成 君
学 校 給 食 センター所長	近 藤 勝 喜 君
千 寿 園 長	尾 崎 重 幸 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより、平成17年第2回宿毛市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において有田都子君及び浦尻和伸君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月13日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から6月27日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月27日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る4月26日に開催されました「第67回四国市議会議長会定期総会」において、西郷典生君が、正副議長3年以上の一般表彰を受けられました。本席から、その功績と名誉に対し、

衷心よりお祝いを申し上げたいと存じます。

閉会中の議員派遣について、報告をいたします。

3月27日、西土佐村閉村記念式典が西土佐村で、4月7日、第105回高知県市議会議長会定期総会が高知市で、4月26日、第67回四国市議会議長会が高知市で、5月25日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会及び道路整備促進高知県大会が高知市で、5月29日、平成17年度四万十川水防演習が四万十市で、それぞれ開催され、副議長が出席のため派遣されました。

市長から、6月8日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、

「平成16年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書」

「平成17年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書」

「平成16年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書」

「平成17年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計予算書」

「平成16年度宿毛市観光開発公社国民宿舎椰子事業及び決算報告書」

「平成17年度宿毛市観光開発公社国民宿舎椰子事業計画及び予算書」

「平成16年度宿毛市観光開発公社蛸湖ゴルフパーク事業及び決算報告書」

「平成17年度宿毛市観光開発公社蛸湖ゴルフパーク事業計画及び予算書」

「平成16年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書」

「平成17年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書」

が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を6月16日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告をしてください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成17年第2回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます

先ほど、議長より報告がございましたように、本市議会から西郷典生議員、前議長でございますが、多年にわたるご功績に対しまして、四国市議会議長会より表彰されましたこと、まことに喜ばしく、心からお喜びを申し上げます。

西郷議員におかれましては、今後とも宿毛市政の発展のために、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

そしてまた、きょうは夏の本会議につきまして、軽装出席の申し合わせをいただきまして、このような軽装で出席させていただいておりますことにつきまして、感謝を申し上げます。地球温暖化防止の一環でもございますし、冷房の温度を1度上げることが、経費の節減にもなるということにご協力もいただいております。

市民の皆様方にも、ぜひこの趣旨をご理解をいただきたいと思っております。

合併が成立しませんが、そういうことになりまして、単独で我々、市政運営をしていかなきゃいけないということになっておりまして、今後とも議会のご協力をたくさんいただかなきゃいけない、こういう状況になっております。

国の方も、三位一体改革ということで、全国

市長会の方でも、いろいろ議論をしておりますところでございますが、何分、この人口の少ない当市でございます。三位一体改革が本当に我が市にとって利益になるのか、ならないのか、こういったことの議論につきましては、真摯に地方の実情も、我々は訴えていかなきゃいけない立場にあるというふうに考えております。

庁内におきましても、財政の健全化につきましての早期対応を図っているところでございますので、またご理解も願いたいと思います。

また、政府の方でも、近ごろ、道路整備にかかる特定財源を一般財源化しようといったようなことが、一部、新聞報道でされております。

そしてまた、全国の道路の大会にも出ました折にも、これは、道路特定財源はぜひ堅持をしてもらわなきゃいけない。特に、私ども、道路がまだまだ基盤整備としてできてないところにとりましては、この特定財源というのは、非常に必要な財源でございますので、この道路特定財源の堅持についても、ぜひお願い申していかなきゃいけないんじゃないかなと、このようにも思っております。

また、最近、教育問題で、教育というよりも子どもの安全が脅かされているというふうなこと、事故も起こっております。この教育の関係につきましては、田舎のこの当市といえども、やはり子どもの安全を確保していかなきゃいけない、こういった施策も、これからますます必要になっていくんじゃないかなというふうなことでございます。

そして、我々の一番身近な問題ではございますが、土佐くろしお鉄道でございます。3月の事故以来、4月7日に東宿毛駅から運行が再開されましたが、これも従来どおりの時刻表ではなかったわけでございますけど、13日、先日、東宿毛駅から従来どおりの、事故前のダイヤに復旧を、当面していただきました。

これについては、まだまだ宿毛駅からということの復旧を目指さなきゃいけないところではございますが、宿毛駅はいかんせん、階段とエレベーターが取り払われておりますので、これを取りつけないことには、宿毛駅を安全に使用することができないものでございますので、この工事についても、土佐くろしお鉄道に対して、早急に、安価な工事費でやっていただきたいというふうなことで申し上げておるわけでございます。

現在の状況ですと、どうしても東宿毛駅から宿毛までのバスの代行ということがあります。この費用についても、非常な金額がかかるわけですから、皆さん、報道で御存じだと思いますけど、土佐くろしお鉄道の経営状況は、非常に悪うございます。今までも赤字補てんということ、それから事故の対応につきましても、沿線の市町村の負担金によりまして、対応している状況でございます。

このこともご理解もしていただきたいし、また、土佐くろしお鉄道の経営に対しましても、我々、民間、これから民間経営経験者の方が社長になるという新聞報道もされております。そういうことで、期待をする部分はございますが、もう1つの新聞報道にありましたように、例えば、経費を削減するために、今の特急の状況を削減するとか、今の利用者の利便性を低くするというふうな報道もされております。このことにつきましても、私は、今以上の利便性を、やっぱり図るべきであると。そうすることによって、利用者をふやしていくということが大切なんじゃないか。利便性をそぐということになりますと、どうしても土佐くろしお鉄道を利用することが低くなっていく。そういうことを思っているわけでございまして、これから民間経営経験者の社長に期待するところも大でございますし、また、我々としても、土佐くろしお鉄

道株式会社に対して、支援もするし、チェックもしていかなきゃいけないと、このようなことを思っているわけでございます。

それでは、お手元の配付資料に基づきまして、報告を説明させていただきます。

報告の第1号でございます。平成16年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰越を行う事業の内容等につきましては、平成17年3月定例議会においてご説明申し上げましたが、繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成16年度宿毛市一般会計予算のうち、移動通信用施設整備事業1億279万3,000円、湛水防除事業負担金6,365万9,000円、高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業補助金7億1,514万6,000円、港湾事業負担金1億3,130万8,000円、宿毛駅東地区土地区画整理事業8,892万1,000円、街路片島線整備事業1億7,662万4,000円、水産施設災害復旧事業6,070万6,000円、土木施設災害復旧事業2億8,340万7,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、平成17年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成16年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付いたしております。その概要を説明いたします。

一般会計では、実質収支で4,557万2,308円の黒字決算となっております。

また、特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、学校給食事業特別会計及び介護保険事業特別会計につきましても、黒字決算となっております。

しかしながら、一般会計につきましては、財政調整基金の繰り入れ等を行わない実質単年度収支では、3億7,000万円程度の赤字とな

っております、大変厳しい財政運営を強いられております。

今後は、先ほど申しあげましたように、三位一体改革等によりまして、さらに厳しい財政状況が続くものと予想されますので、財政健全化計画を早急に策定しまして、これまで以上に、効率的で適正な行政運営を推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告事項の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第35号まで」の35議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

平成17年度宿毛市一般会計補正予算につきましては、市民交通障害保険への加入申し込みの増加に伴いまして、保険料の支払いに不足が生じることとなったため、専決処分をしたものでございます。

平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算につきましては、平成16年度決算に伴う繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案3号及び議案第4号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、現委員の山本純子氏、並びに新委員

として河野通孝氏を、それぞれ推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

議案第5号は、平成17年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2,451万7,000円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、民生費の訪問入浴事業委託料100万円、農林水産業費の水産業総合支援事業補助金150万円、商工費の本町商店街街路整備事業補助金1,984万5,000円、教育費の親の子育て力向上推進事業110万2,000円などでございます。

歳入で増額する主なものは、諸収入の自治総合センター交付金1,984万5,000円などでございます。

第2表の地方債補正につきましては、清掃運搬車の購入価格の減額に伴う変更でございます。

議案第6号は、平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

総額で21万4,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、平成16年度宿毛市老人保健事業に対する支払基金からの審査支払手数料交付金の一部を返還するものでございます。

議案第7号は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成16年11月10日に施行され、それまで電気、ガスもしくは水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、及び不動産を借りる契約に限定されていた1年を超える長期継続契約について、物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの。もしくは、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものについては、条例で定めることにより、長期継続契約ができることとなりました。

たので、条例を制定しようとするものでございます。

議案第8号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これまで3歳未満までの乳幼児に限定されていた通院医療費の助成を、入院医療費と同様に、就学前までに拡充するとともに、所得額に応じて応分の負担を求めようとするものでございます。

また、障害者医療にかかる食事療養費と同様に、乳幼児の入院時食事療養費の助成を廃止するものでございます。

議案第9号は、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

母子家庭の医療費の自己負担額のうち、入院時食事療養費を高知県の改正に合わせて助成の対象外とするものでございます。

議案第10号から議案第12号までの3議案は、「宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例」、「宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例」及び、「宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例」でございます。

平成15年9月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、それまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託について、民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されました。

今回の法改正は、多様化する住民ニーズに、より効果的に、かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものでございまして、本市においてもご提案申し上げました3施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、条例の

全部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

市営住宅のうち、山奈第二団地につきましては、施設の老朽化に加えて、台風等による浸水被害が絶えず、入居者に対して衛生的な住環境を提供していくことが困難な状況にありましたので、入居者全員が引越しを完了したことを受けて、市営住宅としての用途を廃止しようとするものでございます。

議案第14号及び議案第15号は、「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約」及び、「高知縣市町村総合事務組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分」でございます。

本年8月1日に、高知縣市町村総合事務組合の構成団体である池川町、吾川村及び仁淀村が合併することに伴う規約の変更、及び財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

舟ノ川地区のテレビ難視聴対策事業について、その財源として充当しております辺地対策事業債の増額が認められましたので、計画の変更を行うものでございます。

議案第17号は、財産の取得契約の変更でございます。

平成15年3月18日に議決を受けました宿毛市総合運動公園用地取得契約の内容を一部変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、住居表示の実施区域及び表示方法の決定についてでございます。

宿毛市錦の一部で、通称「四季の丘」の住居

表示を実施するため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域及び住居表示の方法を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号から議案第35号までの17議案は、市道路線の認定についてでございます。

さくらが丘団地内の道路を含め、17路線を市道として認定するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申しあげました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、6月16日及び17日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、6月16日及び17日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月16日から6月19日までの4日間休会し、6月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成17年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成17年6月20日 月曜日）

午前10時 開会

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延治君
次長 兼庶務係長	小野 正二君
議事係 長	岩本 昌彦君
調査係 長	乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西 清二君
助役	西野 秋美君
収入役	中上 晋助君
企画広報課長	小松 宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） おはようございます。4番、一般質問を行います。

中西市長におきましては、市長就任以来、重要な懸案事項がある中で、突発的な事件や事故などが起き、また市の財政も非常に厳しくなっており、大変ご苦労されていると思います。

中でも、宿毛市と大月町の合併が実現できなかったことは、非常に残念でなりません。今後、さらに財政状況が厳しくなるものと思われま。しかし、私たちは、今後とも子や孫が暮らしやすい宿毛市を守っていかなければなりません。その中で、できるだけハード整備の質問は避けたいのですが、市民の生命、財産を守るために質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問は、地震対策についてお聞きしたいと思います。

昨年を振り返ってみますと、スマトラ島の地震を初め、国内では中越地震、そして福岡地震により、たくさんの被害が出ています。南海地震については、100年から150年間隔で繰り返し発生をしております。今後30年以内で発生すると思われる東南海、南海地震は、50%の確立といわれています。この地震による津波の高さは、宿毛湾では最高6メートルを予想されております。海岸の近くに住んでいる人たちは、高台に逃げるしか方法がありません。そして海で働いている人は、船で水深50メートル以上の場所に移動しなければなりません。

地震対策につきましては、今まで同僚の中平議員が、漁民の立場に立って一般質問をしてい

ただき、本当にありがたく思っております。

それでは、本題に入ります。

今月の6月14日の高知新聞に、大月町の風力発電の記事が載っていました。市長を初め、市民の皆様も目を通したことと思います。

建設予定地は、宿毛湾を望む同町竜ヶ迫から芳ノ沢にかけてのムクリ山の尾根伝いに、高さ99メートルの風車を12基を設置する計画でございます。この場所は、愛媛県の黒崎鼻を初め、宿毛湾が一望できる場所です。

宿毛湾内には、海上で働く漁民を初め、遊漁船の人たちを加えますと、時間帯にもよりますが、少なくとも推定500人以上はいると思われます。

一たび地震が起きれば、携帯電話も使えません。また、防災のマイク放送も聞こえないと思われま。このため、いざというときは、視覚に頼るしかないと思われま。海上にいる人の津波対策としては、風車の中腹に発光ダイオードの赤色灯をつけていただき、緊急時には防災無線でスイッチが入り、点灯するような仕組みができないか、市長の考えをいただきたいと思われま。

続きまして、市民祭宿毛まつりについて、お尋ねをいたします。

毎年10月に開催されている市民祭宿毛まつりについては、市民の皆さんの触れ合いと、憩いの場を提供することを目的にできたと思われま。しかし、近年、イベントの内容等のマンネリ化により、参加者の減少を初め、市民全体の祭りとしての盛り上がりには欠ける声を、市民各層からよく聞くことがあります。名実ともに市民祭としての位置づけを確立し、市内外に元気都市・宿毛を発信するためにも、イベント内容の充実について、市長の考えを伺いたいと思われま。

市民祭宿毛まつりについての、私の提言事項

は、1、市内各地区の郷土伝統芸能等の参画。
2、間 寛平さんの名誉市民、もしくは名誉市長の承認及び市民祭における寛平マラソン大会の開催。3、宿毛まつり開催時における豪華客船の寄港誘致。4、渡船による宿毛まつりグレマスターズ市長杯の4項目でございます。

市長の明確な答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の質問にお答えいたします。

皆さん、おはようございます。

浦尻議員から、2点のご提案なりがございました。

まず、1点でございますが、津波防災についての対応としまして、漁民の安全を守るために、風車に発光ダイオードを取りつけて、緊急時にはそれを発信するというふうなご提案かと思えます。

ただいまのお話のご提案、もっともな提案というふうに、私も受けとめておりますが、一義的には、大月町におきまところの株式会社が、この風車を取りつけるということで、風車発電というのは、非常に、我々、今、こういうふうなノーネクタイの運動をしておりますけど、こういうものに対して、非常に有効であるということも認識をしておりますし、また、こういったものを利用して、この防災に役立てるということを、非常にいい考えというふうに、私、受けとめます。

しかしながら、行政区域が大月町ということもございまして、きょうご提案をいただいたわけございまして、これは風車を取りつけるところの株式会社、それからこれを誘致した大月町さん、こういった方々のご了解がない以上は、一切できないということになろうかと思えます。

私どもも、今のご提案を受けまして、大月町

なりにお話を持ち込んでみたい。

特にすくも湾漁協におきましては、行政区域が大月町、宿毛市にかかわっておって、皆さんが両方にかかわるわけでございますので、宿毛市としましては、行政区域が違うからできないということではなくて、行政区域を超えたとして、大月町に対してこういうご提案、浦尻議員からのご提案を持ち込むということで、ご了解願いたいと思います。

また、すくも湾漁協におかれましては、もともと大月町の住民の方々おられます。また、沖に出ている船の安全につきましては、浦尻議員おっしゃいましたように、地震なり津波が来るということに対しては、かなり聞いておりますところによりますと、非常に地震が起きたときに、船に対しても衝撃があるというふうなことで、そのときに丘へ来ていいのか、それとも沖へ行っていいのか、そこら辺の判断が必要になってくると思いますし、また、そこら辺については、すくも湾漁協でも、我々市民に対していろいろな自主防災組織をつくっていただきたいということもやっておりますので、漁協からも、またご提案なりをしていっていただきたいなど。

どういうふうな対策をとるかとか、いろいろなご提案も、まだまだあろうかと思っておりますので、ぜひ、その辺をすくも湾漁協としても、我々の方からもやっていただきたいというふうなことも申し上げてまいりたいというふうに思います。

2点目の市民祭、宿毛まつりでございます。

浦尻議員ご存じのように、もう30回になろうかとしております。これ、市民の皆様が、いろいろなご協力を願って、皆様、各方面の皆様がご協力をいただいて、この市民祭宿毛まつりが実行されておることはご存じのとおりでございます。

関係者の方々には、この場を借りまして、私からもお礼を申し上げたいと思います。

浦尻議員からも、本当に内容がマンネリ化しているのではないかというふうなご指摘でございまして、これに対して、元気都市宿毛を発信するためにも、新しいご提案があったわけでございます。

まず、1点でございますが、市内各地の郷土伝統芸能等の参画ということでございますが、昨年は内外ノ浦のみこしが参加していただきました。そして、大深浦のに組の皆さんが、獅子舞での伝統芸能ということでご参加をいただきましたし、これからもいろいろな地域の伝統芸能の発表の場であるとか、そういったことをこの市民祭宿毛まつりの場で、行事をしていただければ、本当にありがたいなというふうに思います。

ここの市民祭宿毛まつりにつきましては、実行委員会を組織しておりまして、観光協会の方を中心にしてやっていただいております。市民の皆様のご参加をいただいておりますので、またこの場にもご提案をいただいたことにつきましては、私どもの方から、委員会についてこういうご提案があったので検討していただけないでしょうかということをお願いいたします。

それから、間寛平さんを名誉市民、あるいは名誉市長ということのご提案でございますが、議員の皆様ご存じと思いますが、平成7年に宿毛市名誉市民条例というのができておりまして、これによりまして、名誉市民になっていただくには、その功績があったということが必要ということになっております。

功績が、間寛平さんにないかといいますと、これは宿毛市を出身ということで、全国には売っていただいているということでは、功績という面では認めるわけでございますが、具体的に宿毛市に対してどういう功績であるかということ、やっぱり検証もしなきゃいけない。そう

いうことが、この条例に照らした形での名誉市民ということの扱いをしなきゃいけないと、いうふうなことを思っております。

ただ、宿毛から有名人が間寛平さんばかりでなく、岡本知高さんであるとか、豊ノ島関であるとか、今現在、活躍されている方もたくさんございます。そういった方々に対しまして、高知県なんかも特命大使というふうな、観光大使というふうな、ちょっと名称は、今、覚えておりませんが、そういった地域での大使、地方に発信していただける有名人ということで、そういう名称をつけておられるところもございます。

そういったことも1つの選択肢かなというふうに思っております。

それから、宿毛まつりのときに、この間6月1日ににっぽん丸が寄港していただきました。そして、皆さんご協力によりまして、闘牛大会も久しぶりに開催していただきました。これにつきましては、市民の皆様、闘牛大会にかかわった方々に対しても、ここの場を借りまして、お礼を申し上げるわけでございますけど。

豪華客船の寄港は、前年度あたりから非常に、クルーが決まるわけでございますので、この点につきましても、臨時的に来ていただけるかどうか、こういう働きかけというものは、船会社の方に、執行部といたしまして働きかけをしてまいりたいと、このようには思っております。

大体、以上でご提案の件につきましては、答弁させていただきます。

いろいろないいご提案でございますので、ぜひこれを実現できる、していく、予算的な面とか人的な面とか、いろいろございますけれども、よいご提案でございますので、実行委員会の方に図りまして、実現できるべく努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 4番、再質問をいたします。

ただいま、市長の方から答弁をいただきましたが、ケーブルテレビを見ている市民の方はわかりにくかったと思いますので、もう一度簡単に説明をいたします。

大月町の竜ヶ迫の山に、12基の風力発電を設置します。高さは99メートル、そして60メートルに管理棟があります。その場所は、宿毛湾の海をはじめ、沖の島、脇本、藻津、西町、池島などを一望できる場所でございます。

この場所に、発光ダイオードの赤色灯をつけて、津波警報と同時に防災無線によって一斉に赤色灯を点灯させる仕組みです。

私が思っている発光ダイオードは、できるだけ大きければ大きいものを使っていたきたいのです。いつ起こるかわからない南海地震、漁民だけでなく、季節または時間帯によっては、海岸沿いでは釣りをしている人たちや、脇本の浜や咸陽島で遊んでいる子どもたちを初め、散歩のお年寄りなどがたくさんいます。

ひとたび地震が起きれば、震源地の場所によっては、早いところでは津波は10分から20分と聞いております。海岸を持っている宿毛市では、二重、三重の連絡網を張り巡らして、できるだけ人的災害がないようにすべきだと、私は思っています。

先ほど市長が言われたように、確かに行政区は違います。しかし、幡多西部消防組合は、宿毛市、大月町、三原村で組織をされております。今回は、地震を起こすプレートの、この島国、日本にはたくさんありますが、こういう施設というか、こういう整備は、日本全国にありません。ぜひ、市長の考えを持って、宿毛から日本にこういうふうな施設はどうですかという形で発信をしていただきたいと思います。

それと、先ほど、市長の方から答弁をいただ

きまして、本当にありがとうございます。

具体的に、できたら議会の終了、7月ごろから大月町と勉強会なんかをしていただきたいと思います。思いまして、そこらあたりの答弁をお願いいたします。

それと、続きまして市民祭宿毛まつりについて、再質問をいたします。

市長の答弁でもありましたように、私としても、実行委員会の皆様に対しては、本当に30年も継続開催に対し、本当にありがたく思っております。

先ほどの提言の中で、市内各地区の郷土伝統芸能については、昨年は内外ノ浦のみこし、そして大深浦のに組の皆さんの参加があったことを、今、市長から聞きました。

ことは、沖の島、鶴来島には牛鬼もあります。各地区にいろんな芸能が残っているんですけど、市の方から、それと実行委員会の方からお願いをして、できるだけボランティアで参加のお願いをしてはどうか、市長の考えを伺いたいと思います。

まず、再質問はこの2点をお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浦尻議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほどの防災の関係でございます。これは、本当に、非常にいい考えということで、私の方も防災の担当と話しまして、大月町の方にお話をもって行かせていただきたいと思いますというふうに思います。

非常に、今、浦尻議員ご指摘のように、幡多西部消防組合は、3市町村で構成されておりますので、消防組合も防災についての対応をしていくということが当然の仕事なのかなというふうに思いますので、ご提案の趣旨に沿いまして、勉強会させていただけるものであれば、大月町の方に申し入れをしまして、ぜひこの検討に入

らせていただきたいと思います。

それから、もう1つ、観光の面でございます。先ほどお答え申し上げましたように、非常に伝統芸能ということでございますので、ぜひボランティア参加を願いたい。今、沖の島、鵜来島の牛鬼ということのご提案もございました。また、ほかにもいろいろな郷土芸能がございますし、そういったところの方々にも声をかけまして、ボランティアで参加をしていただきたいと思います。

そしてまた、もう1つは、市民祭宿毛まつりでございますので、宿毛市民の方々に、一人でも多くの方に参加をしていただきたいと思います。自分たちでつくり上げていくという宿毛市民祭ということを目指してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、ぜひご協力をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 4番、再質問をいたします。

ただいま、市長からありがたい答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ1点、先ほど抜けていた部分がありましたので、再質問をいたします。

私が、なぜ間寛平さんを名誉市民、名誉市長の承認をお願いしたかと言いますと、昨年、九州に行きました。そのとき聞いた話なんです、ナイティンナインの岡村君が、晩酌は黒霧島を飲んでいることをテレビで言いました。霧島酒造の方に聞いたんですが、その結果、何が起きたかと言いますと、霧島の在庫がなくなりました。

ぜひ、私は寛平さんにも名誉市民とか名誉市長になっていただき、宿毛名産のキビナゴやブント、オクラなどを食べていただき、そしてテレビの方で自分のふるさと宿毛のピーアールを、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、寛平さんが、できたら毎年1日、1

日というより毎年、10月の市民祭には帰っていただき、寛平マラソンを開催をいたしまして、そしたら県内外からたくさんの方が、この宿毛を訪れます。そうすることによって、元気都市宿毛が発信できます。

また、先ほど言いましたように、豪華客船の飛鳥とか、そういう船なんかも、市民祭のときに来てもらい、そして先ほど言いましたように、沖の島の渡船による市長杯の磯釣り大会とか、本当に元気都市をできるだけ、一気に全部はできないんですが、ぜひ市長を中心として、この宿毛を日本全国に発信をしていただきたいと思います。

それと、ちょっとわからないんですが、うちの条例、宿毛市の条例にあります名誉市民、名誉市長はないんですが、その名誉市民のハードルがすごく高いのではないのか。

なぜかと言うと、先ほど市長、平成7年言いましたかね。7年に名誉市民の条例が宿毛市にできてます。今は平成17年です。10年間たってます。名誉市民が1人もいません。条例はつくっているのに、名誉市民はおりません。

だから、そのハードルが高すぎて、なれないのか。先ほど、岡本君の話も出ました。奥谷さんの話も出ました。そういう中で、市長の考えも、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浦尻議員の再々質問にお答えします。

もっともなご提案というふうに受承ります。できれば、浦尻議員のおっしゃるような形のは、すすすとできれば、本当によいというふうに、私自身も思っているわけでございます。

ナイティンナインの岡村君という話が出ましたけど、これは間寛平さんでも、どこか有名な人がテレビで宿毛の特産の物を食べていただければ、本当に売れるというのは、非常によくわ

かります。

特に、やはり間寛平さんというキャラクター、それから宿毛市出身ということでございますので、こういう方を活用すると、言葉は変かもしれませんが、こういった方々を活用しながら、宿毛を、元気都市宿毛を売っていくということにつきましては、非常によいご提案でございますので、できるものから取り組んでまいりたいと思います。

ただ、間寛平さん、いろいろお忙しい方でございますので、この市民祭にすべて合わせて帰っていただけるかどうかということも、ハードルとしてあろうかと思えますし、いろいろな、磯釣り大会であるとか、豪華客船の同時入港であるとか、いろんなご提案もいただきました。

ぜひ、こういうことにつきましても、実行委員会を初めとして、皆さんといろいろな予算面を含めまして、考えて行ってみたいと思います。

それから、名誉市民のハードルが高いか低いかにつきましては、ちょっと今、私、判断材料を持っておりませんが、この条例も議会、執行部提案なのか、議会提案なのか、これは私、ちょっとまだ承知していないわけでございますが、ただいまできているものの条例が、こういう形でできております。また後で、この条例も浦尻議員にお示ししたいと思えますけど。

どういった方々を、どういった形で名誉的な市民にしていくかということも、1つの検討課題というふうに受けとめまして、私の方でも、改めて少し検討をしてみたいと思えますので、ご了解を願いたいと思えます。

○議長（岡村佳忠君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 4番、市長より明確な答弁をいただきました。

再度言いますが、ぜひ市長を中心として、元気都市宿毛を発信していただきたいと思えます。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、一般質問を行います。

一般質問通告書に基づき、市長にお尋ねいたします。

1番目に、土佐くろしお鉄道の経営改善についてであります。

土佐くろしお鉄道は、今年3月2日に、特急南風17号が、終着宿毛駅のホームに停車できず、駅舎に激突、大破し、死傷者を出す大事故を起こしてしまいました。宿毛市民にとっても、高知県民にとっても大きなショックであり、悲しみとなりました。

今、三月が過ぎましたが、人々の心の傷はまだそのままかと思われまます。

しかし、通学、通勤する人々にとっても、なくてはならない存在の鉄道であることから、その復旧が急がれていました。市長を初め、関係者の皆様のご尽力で、東宿毛駅からではありますが、普通列車が入学式前に復旧し、この月の13日には特急も運行再開となり、利用者の皆さんから安堵の声が聞かれます。

さて、この事故をめぐる諸問題について、私は3月議会で質問させていただきましたが、まだ事故から12日目でしたので、市長はまだ説明できる情報が把握できていない。質問内容については、3月26日の土佐くろしお鉄道運営協議会等で、くろしお鉄道側と話をし、その後で報告したいとお答えでした。

この事故に続いて、4月25日にはJR西日

本が、福知山線において快速電車を脱線転覆させ、死者107人、負傷者460人の大惨事を引き起こしました。私たちは、公共交通機関は安全第一が経営の基本とっておりましたが、この鉄道の支社長方針は、稼ぐことが第一目標に掲げられ、2番が安全、安定輸送を目指すとなっているようであります。

また、ミスをした運転手には、いじめとも、みせしめとも言われる日勤教育なるものを課していたようであります。こうしたことがプレッシャーとなり、運転手に制限時速70キロのカーブを38キロもオーバーするなどスピードを出させ、大惨事を引き起こしたものと報道されております。

日本の鉄道は、安心、安全の高い評価を得ているといわれておりましたが、経営方針次第で、こんな危険なことになることも明らかになりました。

こうした事故で崩れ去ってしまった鉄道に対する安全、安心の信頼を回復するために、再度質問をさせていただきますので、市長、市民の皆さんが納得できるお答えをいただきたいと思っております。

1番目に、安全対策について、お尋ねします。

病気休暇直後の運転手に、きつい業務をさせないなど、心身の健康管理ができていくかどうか。

次に、最終駅に向かう特急列車は、大幅なスピードダウンをさせるのが全国的傾向だと聞きますが、くろしお鉄道はどうなっているか。

運転手の体調にもしものことがあっても、減速や停車ができるATS装置の設置はどうなっているか。

車掌の非常ブレーキ操作訓練、運転手のミス防止対策、職員の不適正問題等、ずさんな経営体質をどう改善されるのか。

乗務員はもとより、職員からの危険箇所改善

の意見が経営に反映できるようになったかどうか。

こういった点について、3月の議会でも質問いたしましたが、今度、新たに列車が運行し始めたということで、こういう対策ができていくか、お尋ねいたします。

2番目に、復旧対策について、お尋ねします。

駅舎の早期復旧は、乗客の利便性だけでなく、食堂、売店など、駅舎で働く人々や周辺の商店からも待ち望まれています。早期復旧への取り組みをお聞かせください。

また、復旧経費と自治体負担の見込みについて、ご説明をいただきたいと思っております。

3番目に、東宿毛駅の施設改善について、お伺いします。

経常収支以外に、自然災害による線路への土砂崩れ、今回の事故等、くろしお鉄道にとっては厳しい経営となっています。

しかし、議会の開会日に市長も話されましたが、私も利用者の利便性を向上させ、多くの人に乘ってもらい、乗客に喜んでもらえる経営が大切だと思います。

その一環として、今、終着となっている東宿毛駅の施設の充実が求められています。その第1点目は、トイレの設置です。東宿毛駅は、小さな駅ではありますが、通学生の多くが利用するとともに、市内勤務の方など、多くの方の乗降が見られます。しかし、トイレがないため不便であり、近くの民家へ借りに行き、迷惑をかけることも多々ありました。

5月の連休後に、やっと仮設トイレができましたが、宿毛駅舎が完成すれば、撤収されるのではないかと心配の声が聞かれます。

そこで、この駅の利用度から見て、鉄道の高架下へ固定式のトイレを設置することはできないか、検討、協議いただきたいと思っております。

次に、駅の待合室ですが、乗客の多さに比べ

て狭いため、入りきれない生徒たちが、横殴りの風雨に打たれている姿を見かけます。こうした現状から、待合室増設の検討を求めます。

3番目に、最後に自転車置き場ですが、駅のそばの交差点近くの高架下に、2カ所設置されていますが、駐輪台数の半分ぐらいしか置けません。近くには、「ちょっと待って、ここは児童、生徒が通学に利用する道です。危険ですので自転車、バイクは定められた駐輪場に整理しておいてください。宿毛市 土佐くろしお鉄道株式会社」と連名で表示されています。

駐輪のマナーを守ることが大切なことはそのとおりですが、乗客数に見合った駐輪場をつくることも大切かと思われまます。

また、列車から降りた乗客が、倒れて雨に濡れた自転車を起こしている姿を見ると、風雨が防げる対策はできないものかと思われまます。

こうした駅の設備の充実についての市長のお考えをお聞きいたします。

議題の2番目に入ります。

松田川堤防の改修についてであります。

松田川堤防の現状についてですが、松田川の下流域は、関係者の皆様の大きな協力を得て、稗田川との合流地点の整備、毎年ごみの一斉清掃に苦勞しておりました松田川橋周辺も親水公園となり、可動堰の完成もあって、洪水による和田地域の冠水も少なくなりました。

また、洪水による傷みの激しかった文殊橋のかけかえ工事も始まり、地元の皆さんも喜んでおられるところでもあります。

しかし、また大きな心配事が残っており、皆さんを悩ましております。それは、上荒瀬地域から下流に伸びる堤防が各所で破損し、大きな洪水があれば、決壊の恐れのあるところが出てきました。上荒瀬地域の堤防を守ってきた竹やぶは、洪水に次々と剥ぎ取られ、河戸堰周辺まで流れていき、水面に無残な姿をさらしており

ます。この竹は、いずれ宿毛湾に流れ込み、漁業関係者の皆様に迷惑をかけるものではないかと心配されます。

昨年も、あの台風16号によって、上荒瀬地域の堤防の1カ所は、竹やぶのすべてが剥ぎ取られ、裸地となった土手が洪水に侵食され、決壊の恐れが出てきたため、地元の皆さんが土木事務所へ相談に行き、応急措置をしていただきました。おかげで大洪水を伴った23号台風での決壊をまぬがれることができたのであります。

もしも、あの洪水で上荒瀬地域の堤防が決壊していたとしたら、和田平野は土石の流入で河原となり、水田もビニールハウスも壊滅的打撃を受け、また人家へも大きな被害が出たであろうと思われまます。

2番目に、堤防の早期改修への取り組みについてであります。今年も梅雨が本格的になりつつありますが、地元の皆さんも台風などによる洪水の心配に悩まされながらも、なすすべもなく、豪雨のないことを祈っているところでもあります。

それでも、被害を最小限に食いとめるため、近々、地元の出役で土手の竹林整備をすることも相談しているところでもあります。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、管理管轄は県ではありますが、和田地域の皆さんの置かれている現状に対して、市民の命と暮らし、財産を洪水被害から守るために、何らかの早急な対策をとっていただくことはできないかということです。

まず、この河川工事の概要と、その中で堤防工事がどうなっているのかをお尋ねします。

次に、当年度の予定はどうなっているのか、ご説明ください。

3番目に、上荒瀬地域の堤防が決壊した場合の被害と、それへの対処はどうなるのか。

4番目に、今後、早急な堤防改修のために、

宿毛市としてどう取り組んでいただけるのか、以上の点について、市民の皆さんにわかりやすいご答弁を求めます。

議題の3番目、生活保護行政についてであります。

政府は、今年度も在日米軍へ2,378億円もの思いやり予算を組むとともに、自衛隊のイラク派兵の長期化による経費拡大、工事費2,460億円もかかる諫早湾埋め立てなどのようなむだな公共事業はそのまま継続しております。政府のこうした失政により、不況はますます進行し、失業者はあふれ、年金生活者への課税強化など、国民生活は一段と厳しくなっております。

こうした中で、生活保護を受けなくてはならない世帯もさらに多くなっております。すべて、国民は健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利を有すると定めた憲法25条に基づく生活保護法、生活保護制度によって、生活困窮者を救済することは、年間3万人を超える自殺者防止の上でも、行政にとっては極めて重要な業務であります。

ところが、全国的には、要保護者の申請行為を拒もうとする福祉事務所もあり、大きな戦いとなっています。

宿毛事務所においても、幾つかの問題がありますので、生活保護法の本旨に沿った取り扱いをご検討いただきたい。

その1番目ですが、文書の取り扱いについてであります。

生活保護法第7条では、保護は要保護者、その扶養義務者、またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとするとなっております。これは、国民の申請権、請求権を保証したものであります。

政府も、国会で申請の意思のある人の申請は、受け付けなければならないと答弁しております。

申請者から求めがあれば、申請用紙を渡すべきではないでしょうか。そして、生活保護施行規則にもあるように、住所と氏名、申請を必要とする理由と申請の意思が申請書に書かれておれば、まず申請を受け付けし、その他、その場で書けない書類は後から提出を認めていいのではないのでしょうか。

また、申請書提出時の申請月日は、保護が決定された場合の扶助費計算の起算日ともなる大事な日付であり、申請月日記入を拒否し、担当者が後で自由に記入するようなことのないようにしていただきたい。

さらに、決定通知書の送達が定められた期日を過ぎる場合がありますが、多忙であれば、ケースワーカーを増員し、期日内送達ができるような業務運営にするべきではないか、お尋ねいたします。

2番目に、生活困難が急迫している場合の対応についてであります。

たちまちの生活費がない急迫者には、貸付の対応もしている事務所もあるようですが、宿毛でもそういう対応はできないか、お尋ねします。

3番目に、調査や指導、及び指示のあり方についてであります。

このことについては、法第27条で、保護の実施機関は被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的、達成に必要な指導、または指示をすることができるとしています。

しかし、指導、または指示は被保護者の自由を尊重し、必要最小限にとめなければならない。また、被保護者の意に反して、指導または指示を強制し得るものと解釈をしてはならないとも書いています。

このことから、調査や指導、または指示については、要保護者の人権尊重に配慮し、プライバシー侵害や、高圧的対応にならないようにすべきだと思いますが、市長のお考えをお聞

きします。

最後に、扶助費の受け取り方法についてであります。

扶助費の受け取り方法については、現金受け取りと預金口座への振り込みがあると思われま
す。高知市などは、ほぼ全員が振り込みとなっ
ているようであります。宿毛でも振り込みを希
望する人もあるので、本人の希望に基づき、受
け取り方法が決められるようにしてはどうでし
ょうか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員のご質問にお
答え申し上げます。

まず、1点目は、土佐くろしお鉄道の経営改
善についてということですが、3月の
議会が終わりまして、私ども大正、十和村を除
く幡多郡の市町村と、県とか窪川町で構成しま
す土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会とい
うのがございまして、これが3月26日の臨時
総会がございまして、これを皮切りにしまして、
幹事会を3回。これは、幹事会というのは、各
市町村の課長さんが担当しております。それか
ら、総会は、各首長さんが出て行うものでござ
います。

この総会2回を開催しまして、宿毛市として
のご意見、浅木議員からもご指摘のあったよう
なこと、くろしお鉄道の体質改善とか、そうい
ったものにつきましても、意見というものを厳
しく申してまいりました。

また、今月9日に、土佐くろしお鉄道株式会
社の取締役会、これは、こちらの方では中村市
長と宿毛市長、そして窪川町長が取締役になっ
ております。この取締役会におきましても、安
全管理策とか、経営改善とかいうことに対しま
して、実施するように強く求めてきたところで
ございます。

内容につきましては、運行の早期再開である。
それから、安全の確保であるとか、それから職
員の健康管理であるとか、そういったことにつ
いて、結構いろんなことを申し上げてきました。

ご承知のとおり、普通列車は4月7日から再
開されまして、先月13日から、東宿毛駅から
でございますが、旧来どおりの特急列車、ダイ
ヤが正常に戻ったということでございます。

それから、あと、列車自動停止装置ですか、
ATSというんですか、これの増設であるとか、
そして習熟運転でございますね。先ほど、終点
でどういうふうな運転をしているかというこ
とでございましたので、そういった習熟運転の講
習の実施であるとか、健康診断の受診の徹底と
いったこと。それから、安全運行の確保を会社
も行ってございまして、現場職員と幹部職員との
意思疎通を図るためにも、打ち合わせ会を充実
したということも、会社の方からは聞いており
ます。

それから、次に宿毛駅の復旧でございますが、
ご存じのとおり、列車がぶつかったものでは
から、エレベーターが壊れておりますし、2階に
上がる階段もめちゃめちゃになっております。

そういうことで、宿毛市の建設協会の皆様方
のご好意によりまして、この撤去作業だけはや
っていただいておりますが、まだこれの復旧に
ついては、これからということになります。こ
の復旧費用につきましても、非常に、各沿線市
町村に負担をお願いしたいということでの、会
社からの申し出もございまして、我々としては、
できるだけ合理的な予算で、合理的な復旧を図
っていただきたいということの申し入れもして
いるわけでございます。

そういうことで、会社の見積もりでございま
すが、7、800万程度ということで、復旧を
していきたい。

それから、宿毛市におきましても、施行管理

ということ、宿毛市の、宿毛駅でございますので、宿毛市の所有ではございませんが、宿毛駅でございますので、宿毛市として施行管理なんかの人的支援、こういったものも含めて、協力をするので、できるだけ沿線市町村の負担ということは、市民の皆様、町民の皆様の税金を使うわけでございますので、できるだけ、これは支出を抑えるよう、強く求めています。

この費用につきましては、鉄道経営助成基金ということで、運営協議会の方で出していくというふうなことになるかと思えます。

それから、6月28日には、土佐くろしお鉄道の株主総会がございます。そういったところでも、我々としては、合理的な予算といいますか、費用で改修をしていただきたいと、復旧をしていただきたいというふうに求めている予定でございます。

それから、東宿毛駅の施設の充実の件。トイレ、常設のトイレであるとか、自転車置き場であるとか、待合室というふうなお話がございました。ご提案、もっともなことだとは思いますが、新たな施設整備ということに関しまして、今、非常にくろしお鉄道は財政難に陥っております。来春には資金がショートするんじゃないかというふうな試算も出てきております。そういった中で、暫定的に、ただいまトイレの設置をしておりますし、それから、駐車場も宿毛の建設業界の方々のご好意をいただきまして、整備をさせていただいたというふうな状況もございます。

まだ、バスの代替をやっているということで、待合室がそこで一時的にいっぱいになっているということもございます。

また、自転車置き場でございますけど、そういったものについても、皆さんが使っていない自転車の撤去をするとか、皆さんがご協力して、自転車の整理整頓をしていけば、十分、対応は

できるんじゃないかなというふうにも思っているわけでございます。

これがまた、宿毛駅が復旧しましたら、もとの形に戻って、待合室が満杯になるということは、余り考えられないんじゃないかなというふうなことも思っております。

財政的な面からも含めまして、そういう面で、いろいろ、今すぐに浅木議員のおっしゃる形での東宿毛駅の整備が、すぐできない状況にあるということをご理解をお願いしたいと思います。

できるものはやっていくということでの、会社とのお話し合いもしているわけでございますが、なかなか財政的に、非常に厳しいということをご理解願いたいと思います。

次に、松田川の河川改修の件でございます。ご存じのように、これは高知県の管理河川でございます。我々、地元ということで、県の管理河川であろうとも、いろいろなお願いもしていかなきやいけない。そして、費用の負担もしていかなきやいけないというふうになっておるわけでございます。

まず、1点目の上荒瀬地区の堤防復旧工事箇所での復旧でございます。これは、県が事業主体で実施しております松田川広域基幹河川改修事業の河川改修計画区間に、本箇所の護岸改修も計画されております。

議員もご存じのとおりでございますが、災害復旧工事で対応することはできませんでしたので、この河川改修計画の中でやっていくということになっております。

県土木といたしましても、早急に改修計画を立てて、事業を進めていきたいところと思えますけれども、なにさま、先立つもの厳しい財政状況の中での改修計画となりますので、現段階で実施年度を今、ここであるというふうに特定させるのは困難というふうに、ちょっと聞いておるところでございます。

それから、2点目の河川改修計画の概要でございます。計画区間は、国道56号線の松田川橋より、二ノ宮地区の高田堰までの約・7キロメートル区間と、それから松田川、篠川合流点より篠川水系の上流約・8キロメートル区間を合わせた約・5キロメートルが、全体の改修計画区間でございます。

平成16年度までには、松田川、篠川合流点より下流域の改修工事が、おおむね完成したわけでございます。今年度より上流域の改修工事を進めていきまして、平成、今年度でございますが、文殊橋のかけかえ工事、これを完成させる計画というふうに聞いております。

それから、18年度の概算事業費といたしましては、上流域を改修するために、約1億5,000万円程度要求しておるというふうに聞いております。

先ほど申しましたように、財政状況が非常に厳しい、そういうことで事業費の割当につきましては、1億5,000万要求しているわけでございますが、見通しがきちんと立っていないというふうなことでございます。

それから、市としての取り組みでございますが、宿毛市の、これも重点事業に位置づけまして、毎年、各会計関係機関に要望書を提出しております。去る5月31日でしたか、高知県議会の企画建設委員会の皆様がお見えになりましたときにも、陳情したところでありますので、今後も早期完成、改修計画の早期完成を目指して、強く要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、生活保護行政でございますが、生活保護行政につきましては、浅木議員から議会でも何回かご質問がございます。そういうことで、私どもの方としましては、福祉事務所長、それから福祉事務所の職員等とお話をしまして、これ、生活保護については、個人のプライバシーとい

うものを最大限にやっぱり尊重しなきゃいけないものですから、保護法の趣旨にのっとった形で、適切に処理をしているというふうに、私自身も思っておりますし、所長と職員の方と話した折も、所員は、そういったことにいろいろ配慮しながら、生活保護法の趣旨にのっとった事務手続をしている状況でございますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

先ほど、いろいろ細かい事務手続につきましても、お話がございましたが、これにつきましては、福祉事務所長の方から答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、1番、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、生活保護申請書の取り扱いについてでございますが、申請者に対し、相談内容をお聞きし、生活保護法を説明した上で、申請の意思のある方には、申請書をお渡しいたしております。

申請書等の月日を記入させない理由についてでございますが、申請書の受付日、これ受理日になるわけでございますが、申請書が整った段階で、福祉事務所に提出された日が受付日、受理日となりますので、申請書類が整った際に、申請年月日は原則、申請者に記入してもらっているためでございます。

それから、生活保護の通知書の送付がおくれておるといような件でございますが、この件につきましては、10日付で決裁をいたしました。その後、内容について、再度協議する必要ができたことによりまして、所内会議を開き、協議した結果、14、15日が土、日になったということで、決定通知書がおくれてしまいました。

今後は、このようなことがないよう、十分、注意をしていきたいと思っております。

次に、生活困窮者に対する資金の貸付制度についてであります。本市におきましては、社会福祉協議会において、低所得者、障害者、または高齢者の方を対象にした生活福祉資金という貸付制度がございます。

また母子家庭の方には、福祉事務所で取り扱っています、母子小口資金という貸付制度もございます。新たに貸付制度を創設する考えはございません。

次に、生活保護申請のプライバシーについてであります。申請者に関する生活保護法上、必要の調査につきましては、関係機関等への調査、及び生活実態調査等をしておるところでございます。

申請者のプライバシーについては、第三者に漏れることがないよう、十分、配慮をしております。

次に、保護費の受け取りについてであります。当市の場合、原則、窓口払いにいたしておりますが、被保護者本人が希望する場合には、福祉事務所として、ケースの状況等を考慮した上で、判断しながら、対応いたしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

先ほど、市長の方から、それぞれご説明をいただきましたが、関係機関と協議して取り組んでいただいておりますこと、ご苦労さんでございます。

一番大事なことは、やはりこれまでつちかかってきた安全、安心をどう回復するかということでもあります。私もそういった観点から、質問させていただきました。これからも、安心、安全、こういったものがどう確保されるのか、いう面で取り組んでいただきたいと

思います。

それと、東宿毛駅関係の整備でございますが、この中で、財政が非常に厳しいことは、私も理解しておりますが、先ほどお話ししました生徒、利用者への呼びかけの文書と、実態とを見たときに、非常に私自身も心が痛むものであります。

余り大幅なお金はかけなくとも、できるものから、例えば白線を引いて、新たに明示して駐車する場所をこしらえる、駐輪する場所をこしらえる、そういったことも、金のかからん部分からも取り組んでいけるのではないかと思うわけでありまして。

それと、トイレの問題についてもお金がかかるということではありますが、私は、やはりあの駅の利用から見たら、本格的な本式のトイレをつくっていただきたいというふうに考えます。

さしずめ、それができるまでは、せっかくできた今の仮設トイレは、皆さんが心配しているように、撤去しないでお願いしたい、こういうことを再度質問いたします。

それから、松田川堤防の改修について、それぞれご説明いただきましたが、1つ私が先ほどの発言の中で、可動堰ができて、和田川については冠水する回数が減ったと申しましたが、一方では、可動堰ができたことによって、町へ入ってくる用水路は水位が下がって困っているという話も聞きました。

こういった面から、町の人がそういうことで水位が下がって、農業、その他の面で支障が出ているのであれば、これを改善するような対策、こういったものも必要でないかと思っております。またよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、上荒瀬地域を中心とする堤防の問題でございますが、やはり一番心配なのは、毎年、これからあと、台風が来るということでもあります。現状からすると、災害復旧費は今の市長のお話でもありましたように、使えないというこ

とで、県の方も難しいんだろうとは思いますが、本来なら、こういう生活に危険を及ぼすところから、先、工事をする。予算をそちらへ先に使うべきではなかったかと思うわけです。

いろいろやってもらって、後から言うのも失礼かとは思いますが、やはりこういった安全対策、こういったものを優先していく必要があるのかと思います。

もう1点、もし、すぐに堤防ができないとしても、あの上荒瀬地域が非常に、市道近辺までえぐられてきたというのは、ここ何年かの間だというふうに聞いているわけです。

昔は、あの上荒瀬地域には、むしろ数十枚敷いて靍を干すぐらいな河原があったと、そういうことをまたしていたというふうに聞くわけです。ところが、その上荒瀬側の河原、今なくなってしまったわけですね。

二ノ宮側の河原になってしまった。つまり、流心が変更してしまったということでもあります。この流心を元に直せば、これ以上、和田川の堤防が侵食されるのは、一定、防げるんじゃないかと考えるわけです。

こういった川の流れを元に戻す、中心へ戻す、こういったことを含めて、県の方での応急的対応をしてもらわないと、地元の方は安心できないという現状でありますので、そこらも含めて検討、協議し、生活を守る、地域を守る取り組みをしていただきたい、このように考えるわけであります。

それから、生活保護行政については、市長の方から概要がお話あり、それからまた、福祉事務所の方からもお話ありました。

どういった場合にも、生活保護受給者、またそれに至るまでの申請中、こういった調査も含めて、第三者云々の問題ではなしに、本人のプライバシーも尊重されなければならないわけでございます。第三者に知られる、ではなしに、

本人のプライバシーも、やはり十分尊重するという対応が必要だと思われるわけであります。

それと、もう1つ、所長のお話のあった申請書が整った日が申請日だと言われましたが、これは、福祉事務所の対応によって、かなり差があるようです。

宿毛のように、申請書が整った日が申請日だということで、後で書き込んでもいいというふうな、今の言い方ですね。話し方、これについては、おかしいんじゃないかと思います。申請書については、定められた、約10枚ぐらいの紙がありますが、これをすべてを出すことは、なかなかその日には難しいわけであります。その場で書ける部分がありますので、大方の福祉事務所については、先ほど、私が述べました部分、こういったものが明確になっておれば、申請日と、書として受けつけておくと。そして、後でほかの関連書類は持ってきてもらう、取ってもらうということをやっていると。

この申請日が、扶助費を支払う場合、さかのぼっての起算日となりますので、これを職員が後から書くということになると、受け取る金額にも大きな影響が出てくるわけであります。

そういった面で、これは申請書は、本人の申請意志が十分わかるものであれば、その時点で受け付けをする、こういった方向で再検討を願いたいと思います。

それから、急迫者への対応ですが、私も全部を調べたわけではないですが、高知市等ではそういった、たちまち今、全く金がなくて困っている申請者ですね、その申請書を受けつけた時点で、もうきょうから困るという人に対しては、貸付制度があって、あと扶助費が支払われたときに、返還してもらう、こういった方法をとっているようであります。

そういった、他の事務所でやっていることについて、宿毛でもたちまち困っている人に対し

て、何らかの手を差し伸べる。それは、形は宿毛市の福祉事務所が独自にするのか、社会福祉協議会の方と相談してやるのか、これはお任せいたしますが、たちまち困っている人を救済するようなことは、ぜひできるようにしていただきたい、このように思います。

この面での答弁を求めます。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問にお答えを申し上げます。

くろ鉄の関係でございますが、くろしお鉄道、本当に財政事情厳しいけど、人的にお金のかからない部分については、これはもう、もちろんしなきゃいけないことでございますが、くろしお鉄道も、今度、先ほど申しあげました総会後の取締役会がありまして、予定ではですね。そこで、経営陣も刷新されるというふうに聞いておりますし、今度は、新谷社長も非常にご苦労をなさって、くろしお鉄道の経営に当たられたわけでございますが、次の方が聞き及びますところによりますと、民間の近鉄の方が高知県の方へ来られて、この方に経営を任せるといふようなこともございます。

民間経営感覚と申しますか、民間経営経験者が土佐くろしお鉄道の経営に当たられるということでございますが、また、この後任の社長さんにも、いろいろな、我々の実情も知っていただき、この宿毛線の実情も知っていただいて、本当に合理的な経営をやっていただきたいというふうなことを期待をするわけでございますので、浅木議員のおっしゃる形の部分について、できるものは、利用者の利便を図れるものについては、できるものはしていくというふうなことも、我々としてはぜひお願いもしてまいりたいでございます。

それから、松田川の堤防、河川改修の件で

ございますけど、先ほど、可動堰のことがございまして、和田の方々は、非常に可動堰ができて助かっている。しかしながら、その町の方には、水が入ってくるのが少ないというふうなお話ございました。

これにつきましても、我々の耳にも入ってきておりまして、これは県の土木事務所にも一応、お話を申し上げておりまして、どういった形が一番いいのか、その件についても、土木事務所で調査もしていただくというふうにはしておりますので、ご了解願いたいと思います。

また、毎年来ます台風ということで、河川の流心を元に戻せばいいというふうなことでありますが、なかなかやっぱり、自然の河川の流れを変えるということは、人的には非常に莫大なものがかかるんじゃないかなという気もいたしますが、これは、県の土木の方にも、一応、お話を申し上げまして、結果的に危険な箇所を優先的に改修してもらうのが本当じゃないかというふうに思っておりますので、その件につきましても、自然の流れを変えるというよりも、危険箇所の改修を、まず先にするというふうなことをお願いしてまいりたいと思っております。

それから、生活保護の件でございますが、申請書の日付が出した日であるとか、申請書が全部整った日であるとか、いろんな考えはあると思いますが、一応、この事務手続きというものは、申請書に附属するものについては、ほとんどやっぱり、きちんとしたものがあってこそ、初めてそこで申請というものがなされるというふうな、我々は承知しているわけですが、ほかでこういう、議員のおっしゃったようなことが行われているということでございます。

我々のやっているものにつきましては、非常に生活保護の方々のためを思って、市民のためを思ってやっている部分もございまして、それがなお足りない部分があるのであれば、これ

は変えていかなきゃいけない、そういうふうには思っております。

それから、本人のプライバシーのお話にも触れておられましたけど、これはもう、もちろん本人のプライバシーを尊重するということが大前提でやっております。これはもう、当然の話として、我々、事務に当たっておりますので、そこのご了解も願いたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、1番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

急迫保護貸付のことですが、急迫保護者については、すぐに生活保護を受けれるようには、行旅病人等はいたしておりますし、あとの高齢者や母子、それから身体障害者等については、先ほど、説明をさせていただきましたが、社会福祉協議会等で制度がございますので、今のところ、新しい制度の創設は考えておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をします。

鉄道関係の問題につきましては、おおむねといたしまして、今後、市長は必要な、しかるべき会議に出たときには、少なくとも、今の仮設トイレ、これはなんとしても守ってほしい。

特に、町の中で懇親会、お酒なんかを飲んで、中村の方へ帰られる人から聞くわけですが、ああ、ここにトイレがあったらよかったのになという話も、これまで聞いてきたわけです。そういった面からも、やはりああいう駅の周辺に、トイレが必要だということは、だれもわかっていると思いますので、撤収しないようにひとつ頑張ってくださいたいと、このように思います。

それから、もう1つ、松田川の問題ですね。

先ほど、市長がお話ありました流心変更は難しいということですが、自然の関係でなったと言いますが、私の聞くところでは、ある河川工事の関係で流心を変更したというふうに、地元の人は話しているわけです。

そういったことから、もともと今のような状況ではなかったということは、ご理解願いたい。

もとは、二ノ宮と和田側の真ん中を流れていたから、上荒瀬側があれほど侵食されなかったと。先ほど言いました、むしろ60枚も広げるほどの河原があったということですが、何かの工事の影響で、流心が、上荒瀬側に移動してしまたということですので、そういった面も含めて、県の方と協議していただきたいと思うわけでありまして。

それと、生活保護の関係については、先ほど、市長から、また福祉事務所の所長の方からもお話ありましたが、やはり私の見る限りでは、宿毛の福祉事務所の対応は、非常に厳しいというふうに思うわけでございます。

高知の方でできとつても、宿毛ではなかなか難しいという、さっきのお話もありましたが、やはり所長のお話にもありましたように、極めて急迫なものも含めて、申請があつて、それを最終的には決定していくわけですが、やはり早い時期に決定して、その人が申請日以降、借金に走り回らんでええような、こういうふうなことも考えていただきたいと。

早い給付決定ですね。基本的には、14日以内ということになっているわけですが、これが、ことによつたら1カ月でもいいよというような文書表現も、手続さえすれば、それでいいというふうにもみえるわけですが、早いうちに処理をすれば、確かに急迫者に対する効果はあると思いますが、こういった面でも検討を願いたいと。

それと、やはり保護率の問題ですが、このい

ろいろな対応が厳しいから、宿毛は1,000人のうち6人しか生活保護者がいないと。高知県平均では、1,000人のうち18人おると。

それから、例えば東の方のある市やったら、1,000人のうち34人だというふうに聞いているわけです。そういった面から、市の中では、宿毛市が一番、生活保護の保護率が低いということになっているわけです。

こういった面が、宿毛の皆さんが生活豊かで、必要がないというふうに判断されるんだったら結構なことですが、私はそうではなしに、これまで何回も議論してきたように、対応が厳しいから、申請がしにくい、やってもらえない、こういうようなことになっていっているんじゃないかという危惧があると思います。

そういった面で、今後、やはり他の市町村並みに、申請者の立場を考えた、生活に困っている人の立場を考えた対応というものをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） この際、1番浅木 敏君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時01分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再々質問にお答え申し上げます。

くろ鉄の東宿毛駅におきます仮設トイレを残してほしいという、これは要望というふうに承りましたが、あくまでもこれ、仮設トイレでございますので、ずっと残しておくかどうかにつ

いては、土佐くろしお鉄道とかも、話し合ってみなきゃわかりません。あくまでも、ただいまのは仮設トイレでございますということだけ、ご認識を願いたいと思います。

それから、もう1つ、松田川の河川、流心の話でございますが、これは、流心がどうのこの、ここで議論するつもりはございませんが、これは土木とも、県土木とも話しまして、やはり先ほどご答弁させていただきましたように、危険箇所をまず優先的に改修していくのが本当ではないだろうかということでございますので、県の土木の方にも要求をしてみたいと思います。

それから、生活保護での手続の件について、もう一度、福祉事務所長からお答えはさせますが、1点、これは質問というよりも、私の方に、生活保護率の件でございますが、保護率が低いのは、宿毛市が厳しいからじゃないかというふうなお話ございましたので。生活保護率が低いというのは、あくまでもこれは数字での結果であるというふうに、私は認識しております。審査につきましては、生活保護法に基づきまして、うちの職員が厳正に対処している、そして公平に扱っております、担当する職員としましては、常に相談者であるとか、受給者との立場を十分配慮しながら、親切丁寧な対応をしているところでございますので、ぜひご理解を願いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。

1番、浅木議員の再々質問にお答えいたします。保護の決定を早くしてほしいというご質問でございますが、できるだけ早く調査をいたしまして、早く結論を出し、結果を通知いたしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

くろしお鉄道の問題、河川の問題については、市長の方から、今後、関係機関と協議して、先ほど答弁のあった方向で、努力してくれることになりましたので、それですとします。

なお、福祉の、生活保護の問題については、意見の食い違うところがありますが、これにつきましては、今後、またそれぞれに検討いただきたい。特に申請年月日ですね、申請月日については、極めて重要なものだと思いますので、ほかとの関係も含めて、やはり、再度答弁は求めませんが、考えていただきたい。

なお、これをどの日にするかについては、なお問題ある場合は、個別に不服申立て、こういうこともできるようになっていることはご承知のとおりであります。そういったことも含めて、いろんな問題になっていくこともあろうかと思えます。

なお、本人がどうしても書いたものを、申請月日を書いて出したものを、福祉事務所が変更するじゃないことになると、これは大変なことになるので、そういうことは恐らくないと思えますので、いちいち確認はしませんが、そういうことはないと確信して、質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、一般質問を行います。

通告に従いまして、順次行いますので、執行部におかれましては、適切なお回答をお願いしたいと思います。

まず、第1に、宿毛湾港の工事計画について、お伺いをいたします。

昨年12月の株式会社宿毛フェリーの就航によりまして、国土交通省による宿毛湾港の第一防波堤工事着工が認められました。そして現在、工事が行われているところであります。

宿毛湾港の整備促進は、今後の四国西南地域

の振興にとって、重要なインフラでありまして、企業誘致や物流のトランスポートとして、大きな期待がかけられているところであります。

西日本でも有数のポテンシャルの高さを誇る重要港湾として、宿毛湾港の積極的な利活用を図ることは、宿毛市や高知県行政の責務でもあります。

今回の防波堤工事着工に当たっては、宿毛佐伯間のフェリー航路の再開が大きな条件であったことは周知のとおりでございます。

2002年11月に改定されました新港湾計画では、池島新港に水深・5メートル、延長195メートルの公共岸壁1バースと、埠頭用地3ヘクタールのフェリー埠頭計画が明記をされております。

しかし、既に新聞報道でも明らかなように、宿毛湾港を中継して大阪方面へ貨物を輸送するモーダルシフト計画の重要な役割を果たすはずでありました大阪高知特急フェリーは、足摺港寄港の廃止に続きまして、貨客の減少と、重油の高騰などにより、ことし3月31日、41億円の負債を抱え、経営破たんをしております。

運航継続期限は、今月末までとなっております。現在のところ、7月以降の航路再開の見通しはいまだにたっていないのが現状であります。

ちなみに、宮崎カーフェリーのマリーンエクスプレス京浜航路は、川崎、高知、日向を結ぶ航路でございますけれども、6月12日の高知寄港を最後に運航が休止されているところであります。

宿毛フェリーの経営につきましては、就航半年を経た現在、当初目標を上回る実績を上げたとの報道もありまして、今後の貨客利用増に大きな期待がかかっておりますが、今なお、赤字経営であることには変わりはありません。

念願でありました宿毛湾港の防波堤工事が着

工されたとはいえ、このような海上輸送をめぐる環境の悪化が、宿毛湾港の整備計画に悪影響を及ぼすのではないかと危惧をしている者の一人でございます。

宿毛湾港へのフェリー埠頭の計画は、予定どおり工事が行われるのか、その見通しにつきまして、市長としての見解を示していただきたいと思っております。

2点目に、企業誘致と庁内体制の整備について、お伺いをいたします。

まず、1点目といたしまして、宿毛湾港背後地の工業流通団地について、お伺いをいたします。

2000年12月、港湾施設の一部供用開始となりました宿毛湾港背後地の工業流通団地約・6ヘクタールが、2001年第1期分譲を始めました。

ところが、いまだに進出を決定した企業がなく、高知県の依頼によって、土地開発公社で先行取得した用地は、ほぼ塩漬け状態となっております。

これまで、高知県は進出に意欲を示していた企業誘致のために、上屋も建築し、貸し出しもしてきております。高知県並びに宿毛市が、水面下での熱心な誘致活動を展開されたものと推察いたしますけれども、企業側に、本当に進出意欲があるのか。あるいは、企業立地の可能性があるのか、全く動きが見えないのであります。

今日まで、県当局や宿毛市がどのような誘致努力をし、企業進出について、どのような見通しを持って取り組んでいるのかについて、明らかにしていただきたいと思っております。

また、中西市長が誕生してからは、中西市長独自の構想による、新たな企業誘致の取り組みも進められてきたと思っておりますけれども、現時点までの具体的な成果と、今後の展望についてもお伺いしておきたいと思っております。

2点目といたしまして、企業誘致と産業活性化を専門にマネジメントする庁内チームの立ち上げについて、お伺いをいたします。

市長は、さきの議員協議会の席上で、県ばかりに企業誘致を期待してもいけないと。宿毛市として、積極的に企業誘致に取り組みたいという趣旨の決意表明がなされたと記憶しております。

市長の並々ならぬ決意のあらわれとして、評価すると同時に、大いに期待をしているところであります。

残念なことでございますけれども、宿毛市と大月町との合併は破談になりまして、宿毛市は厳しい財政状況の中で、当面、単独自立の行政運営を余儀なくされております。

これからの宿毛市のまちづくりをどう進めていくかにつきましては、宿毛市丸の船長でございます中西市長のかじ取りにかかっていると言っても過言ではございません。

私どもも、議員としてしっかりとした航行が担保されるように、舵取りの内容について、きちっとチェックをしていかなければならないと、改めてその責任の重さを痛感しているところであります。

そこで、企業誘致と宿毛市内の各種産業の活性化を図るための庁内体制の充実に対する、市長の基本姿勢についてお聞きをいたします。

現在の商工観光課、企画、農林課、水産課、生涯学習課などに分散しております庁内体制では、企業誘致やイベント誘致、新たな産業開発や企業支援などに、専属的にかかわることは極めて難しく、これまで以上の成果を期待するのは、既に限界にきておるのではないかと感じております。

宿毛市を取り巻く経済環境を、客観的に見ましたら、市内で一次産業、二次産業、三次産業の各分野で就業している住民は、平成12年の

国勢調査によりますと、公務員を除きましておよそ1万1,800名となっております。

しかし、少子高齢化のスピードが、全国でも最も早いとされる四国西南地域では、毎年的人口自然減に伴う人口の減少によりまして、一次、二次産業の生産力の低下や、地域内マーケットの縮小を招き、地域経済力は弱体化の一途をたどっております。

地域経済力が弱くなれば、個人所得の低下や税収の低下へと連鎖し、個人消費はさらに落ち込み、それがまた、景気を冷え込ませるといふ悪循環を生み出してしまいます。

したがって、自立できる宿毛市のまちづくりを展望するならば、地域経済を活性化させ、就業人口の増加と、所得向上を図るしかないことは自明の理であります。

具体的には、工業団地などへの企業誘致を積極果敢に取り組むことや、地元で消費できるものは、地産地消として奨励することはもちろんのこと、地産地消のちょっと反対でございますが、「他消」という形で表現させていただきますが、ほかに消費するというところでございます。地産他消や、宿毛ブランドの開発と売り込みによる外貨獲得を、積極的に展開することが求められておると思います。

また、住民とのパートナーシップによります観光イベントや、スポーツイベントなどを積極的に支援し、市外からの入り込み客をふやしていくことによって、外貨を稼ぐことも、経済効果を上げる有効な手段となります。

これらの視点に立って、宿毛を売り出していくためのマネジメントスタッフとして、庁内に宿毛市をセールスすることを担当する新たなチームづくりを考えるべきではないかと考えております。

この場合、先進地の例にも学びながら、民間の優秀な人材をヘッドハンティングすることも

含めて、斬新で創造的な活性化策を考えてはどうかと思います。

国の三位一体改革の流れは、もう逆戻りできないところにきております。国が財政支援を縮小しながら、地方の自立を求めてきている現実を厳粛に受けとめ、宿毛の知恵と行動力で、活力あるまちづくりを、住民と協働で進めていくしか方法はないと考えます。

宿毛市の短期、中期のまちづくりを展望するためにも、市長としての庁内体制改革に対する考え方について、お聞きをしたいと思います。

3点目といたしまして、総合型地域スポーツクラブと、スポーツのまちづくりについて、お伺いをいたします。

その1点としまして、総合型地域スポーツクラブの立ち上げの見通しについて、お伺いをいたします。

総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向けて、現在、宿毛市体育協会と宿毛市教育委員会生涯学習課が連携して準備を進めております。

総合型地域スポーツクラブは、文部科学省がスポーツ振興計画で打ち出し、高知県教育委員会も、国体以後の土佐のスポーツプランとして推進をしております。

計画では、生涯スポーツを推進するために、週1回以上、成人の50%以上がスポーツに親しむことを目指し、全国の市町村に、最低1つ以上立ち上げることを目標にして、取り組んでおります。

総合型地域スポーツクラブ設立に当たりまして、理想的な目標として掲げているのは、2種目以上で多種目のスポーツを会員にサービスできること。多世代が参加できること。初心者からトップレベルまで、多様な活動ができること。活動の拠点としてのスポーツ施設やクラブハウスを持ち、さまざまなまちづくり活動ができること。有資格者の指導が受けられること。会員

の会費などによる自主運営であること、とされておりまして、総合型地域スポーツクラブの特徴となっております。

高知県におきましては、平成14年度からクラブマネジャーの育成と、市町村での総合型地域スポーツクラブの立ち上げに力を入れて取り組んでおりまして、総合型地域スポーツクラブの設立に当たっては、国、県による各種支援策が講じられております。

それらの1つが、日本体育協会を窓口に交付される2年を限度とする、年間300万円の立ち上げ準備のための補助事業であります。あくまでも、この補助事業は、交付条件として、必ず会員制で自主運営をする総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、責任を持って、不特定多数の会員にスポーツメニューを継続的に提供しなければならないこととされております。

宿毛市体協の事務局を請け負っております宿毛市教育委員会が、宿毛市体協を支援して、現在、準備をしておりますけれども、自主運営の総合型地域スポーツクラブとして、どのようなクラブを目指しているのか。また、その設立作業や現在の状況などについて、取り組みの現状の説明をお願いいたします。

2点目といたしまして、住民との協働によるスポーツのまちづくりについて、お伺いをいたします。

これまでも、一般質問を通じまして、林市長、山下市長、中西市長に対し、スポーツ振興とスポーツによるまちづくりの重要性と、その有用性について論議をし、それぞれ建設的なご答弁をいただいております。

スポーツ振興による住民の福祉向上や、健康の維持はもちろん、青少年の健全育成や生涯スポーツの推進による活力ある生活環境の確保、スポーツイベントの積極支援による地域経済の活性化など、行政によるスポーツのまちづくり

事業は、住民生活にとって、有効な施策であり、さまざまな相乗効果が期待できることは、既に共通の認識であると考えております。

先に述べました総合型地域スポーツクラブの育成はもちろん、既存の各種単独スポーツクラブに対する支援や、スポーツ団体との協働によるまちおこしについても、さらに積極的に取り組むことが求められておると思います。

宿毛市では、今までに野球、陸上、柔道、相撲、ハンドボール、水泳など、その他各種の競技スポーツ分野で、数多くの著名なスポーツ選手が生まれ、活躍し、宿毛市住民に夢と希望と元気を与えてきました。

また、同時に、宿毛市の名前を全国に知らしめてきた功績は極めて大きいものと思います。

一方で、宿毛市スポーツ賞に代表されますように、市内を中心に営々と取り組んできたスポーツ活動を通して、宿毛市内の競技力向上と、活性化に貢献した個人や団体も少なくありません。

このように、宿毛市内には、スポーツ文化を支える優秀な人材が数多く育っており、これからのまちづくりの財産だと言ってもよいと思います。

こうした情熱を持って活動するスポーツ団体や、個人と協働し、各種スポーツイベントや競技大会を、市内業者とともに支援することは、宿毛市全体の利益にもなると考えます。

今後、市内で認知されたスポーツ団体などが、スポーツイベントなどの企画を提案してきた場合、行政としてできる、積極的な支援を期待するところでありますが、宿毛市行政として、それらに対応する基本姿勢についてお伺いをして、一般質問の1回目を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員のご質問にお

答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、宿毛湾港の工事計画ということでございます。宿毛湾港のフェリー埠頭に変更はないかということでございますが、まず、結論を先に言わせていただきますと、県内のフェリーを取り巻く情勢というのは、非常に厳しいものがございまして、議員ご指摘のとおりでございます。

私どもも、大変憂慮をしているところではございますが、宿毛湾港のフェリー埠頭計画でございます。3カ月、4カ月過ぎました時点での宿毛フェリーにつきましても、現在の情勢で、少し赤字は出ているようでございますが、これ1年に換算しますと、当初計画よりも、非常に振興策は進んでいるというふうにとらえております。

そういったことで、宿毛湾港のモーダルシフトにかかりますところのフェリー埠頭計画だったわけでございますが、高知大阪特急フェリーが破綻をいたしました。これにつきましても、宿毛湾港のフェリー埠頭計画は、従来と何ら変更はないということで、県の方にも確認をいたしております。

宿毛湾港の計画そのものが、港内の静穏度、先ほど議員のお話にもございました岸壁は共用しておりますが、まだまだ防波堤がないと、完全な港ではないということでございまして、防波堤の整備が必要不可欠ということで、昨年、フェリーの就航に伴いまして、防波堤工事を再開させていただいたというふうな経緯もございます。

平成15年度の予算では、基本設計と細部設計、それから標準部のケーソン、2函を製作いたしまして、平成16年度につきましても、これは予算でございますので、予算10億を、10億4,000万程度で、そのうち、年度内の事業、いわゆる16年度内の事業としましては、

ケーソン1函、及び根固めブロック、2ブロックの製作を完了しておりまして、予算8億7,000万程度を繰り越しをいたしまして、これは17年度事業となるわけでございますが、17年度に施行する事業でございますが、標準部のケーソン9函の製作、それからケーソンの据えつけとなる、据えつけをする前段階で、海底部を磁気探査により調査するというのも、やらなきゃいけないということになっております。

それから、平成17年度の予算でございますが、これは、ただいまでは4億8,000万円によりまして、本年11月までにケーソン据えつけ基礎マウンド延長190メートルを施工しまして、来年1月中旬からケーソン据えつけを実施する計画で、整備が進められているという状況でございます。

ちなみに、ケーソンの規格でございますが、標準部におきましては、長さが14メートル、幅が1・9、高さが1・7というふうな巨大なケーソンを、湾港の背後地で、岸壁のすぐそばで、現在、つくっております。ということ、報告をさせていただきます。

次に、企業誘致と庁内体制の整備ということでございます。宿毛湾背後地の工業流通団地の企業誘致につきましても、これまでも県とともに、県外の外資系会社と交渉してまいりましたが、まだ実現には至っておりません。

湾港の背後地、非常に、まだまだ何もできていないような状況でございますことは、議員のご指摘のとおりでございますが、この先ほど申しました外資系会社、飼料会社でございますが、この会社につきましても、本年4月に社長が交代をされまして、あわせて会社名も変更になっております。

5月にこの社長が宿毛市においでになられまして、私も市の幹部と一緒にお会いしまして、社長の経営方針とか、宿毛市への思いをお聞き

いたしました。

結論を申し上げますと、今すぐに、この飼料会社が立地をするというご返事はいただけてなかったわけですが、魅力はあるというふうなことでございまして、日本での製造拠点を考えたときに、宿毛は最適地であるというふうに、前社長からも引き継いでおるといふようなお話をしたところでございます。

いずれにしても、今後とも県と一緒にありまして、積極的に企業誘致に、これは取り組んでいかなきゃいけない問題であるというふうに思っております。

それから、あと、庁内体制でございますが、この中川議員、先ほどからずっと、るる地域経済のことを、第一次産業の農産物、海産物、そういったものの、売っていかなきゃいけないというふうなことを、るるお話をございました。まさにそのとおりでございまして、私も出張に行きました折には、できるだけ、役所ばかりでなく、企業の方々ともお会いをしまして、宿毛というところを売ってまいっておるところではございますが、なかなか、まだ実現には至っていないのが実情でございます。

その原因が、一応、庁内体制ということにもあるんじゃないかというご指摘もございましたが、合併が一応、破綻というふうになりまして、私自身が庁内の体制については、問題意識をまず持っていますことを表明をさせていただきたいと思っております。

合併をにらんだ形での庁内の組織を思っております関係で、合併が破綻しまして、単独自立をしなきゃいけない。こういったときに、議員おっしゃる庁内体制をどうすればいいのかということにつきましては、日々、考えているところでございまして、ぜひ、先ほど中川議員が申されました施策を実施していくためには、庁内の体制も整備していかなきゃいけない。組織

も変えていかなきゃいけないんじゃないかと、というふうに思っております。

ただ、それを現在の機構改革するにつきまして、先ほどからも、議員もご指摘ありましたように、三位一体の改革であるとか、財政難であるとかいうふうな話の中で、庁内で財政健全化のための会議を開いておりまして、そういったものも含めた形での、全体的に機構の改革も進めていかなきゃいけないと、このように思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、総合型地域スポーツクラブの件でございますが、1点目につきましては、教育長の方から答弁させていただきたいと思っております。

2点目の住民との協働によるスポーツのまちづくりについてということでございますが、いろいろなスポーツイベントにつきまして、総合型地域スポーツクラブ設立後の活動の拠点施設となります総合運動公園を核といたしまして、野球場とか、平田公園、それから年間を通じてサッカー、野球、ソフトボール、卓球、バレー、相撲、柔道、それからまた陸上競技などに、さまざまなスポーツ大会が開催されております。

市内はもとより、県内外の市町村からも、多数のご参加をいただいて、各種のスポーツイベントが行われているところでございます。

この市内外からの参加によりまして、ひいては宿毛経済にも、非常に貢献をいただいているところでございます。

ご質問のスポーツイベントの企画に対しての行政の取り組みでございますが、現在、行われております各種の大会も、宿毛市及び教育委員会の主催であるとか、後援、またはスポーツ団体独自の運営など、いろんな形があります。スポーツイベントの規模や内容によりまして、どういった支援が一番適切なのかということを十分検討した上で、行政として、このスポーツイベントについて、全面的に、みずからも推進し

ていくし、民間の方々の主催によりますところについても、行政として後押しをしていきたいと、このように考えておりますので、どうぞ中川議員の方も、ぜひご協力を願いたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、16番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

総合型スポーツクラブについては、現在、高知県内に7つのクラブが設立をされており、また、今年度より、宿毛市を含め、新たに12のクラブが、日本体育協会の委託を受けて、設立の準備を行っておるところでございます。

宿毛市におきましても、17の競技団体が加盟しております宿毛市体育協会を母体としたスポーツクラブ設立に向けての準備委員会を設置をし、今年度より、2カ年でどのようなクラブを目指すのか、先進地クラブなどの視察や、住民アンケート、スポーツ教室やイベントの開催等を通じて、いつでも、どこでも、だれもが楽しめるスポーツクラブの設立を目標に、現在、取り組んでおるところでございます。

具体的には、3月2日付の日付をもって、宿毛市体育協会長名で、高知県体育協会を経由をして、総合型地域スポーツ育成推進事業の指定を受けるための申請を、日本体育協会に対して行い、3月28日付で内示をいただき、委託金は210万円となっております。

今年度は、5月1日から翌年の2月28日までに実施される事業が対象となっており、この期間に、運営委員会や実態調査、スポーツ教室の開催、指導者の育成、講習会や広報活動を通じて、現在、どのようなスポーツが、多くの皆さんから求められているのか、また、自主運営が原則でありますので、会費や事業収入など、財源はどう確保するのか、といったことなどを

十分、準備委員会等で検討をし、平成19年4月の設立に向けて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと、こういうように思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、再質問を、若干行わせていただきます。

市長から答弁をいただきましたけれども、心配をしておりましたフェリーの埠頭計画を中心とした工事計画が、当初計画のとおり、行われるであろうという見通しをいただきましたので、ぜひ、それがまた頓挫しないように、宿毛市としても強力に、県当局に対しても働きかけ、そして国土交通省にもお願いをしていくという姿勢を堅持していただきたいと思います。

そこで、この宿毛湾港の背後地の計画も、その工事計画にもかかわってくると思うんですが、いまだに進出企業がないということにつきましては、非常に残念に思っております、市長みずからが提案された、他のいろいろな業種についても、いろいろ働きかけをされておるのではないかなという気はいたしました、その点の答弁がありません。

以前から動きのあった企業につきましては、先ほど、答弁で企業の名前も変わって、会社の社長も変わりました、いうお話がありましたので、それは理解できますけれども、ぜひその企業も含めて、積極的な、今後の取り組みもお願いしたい。

とりわけ、議会の方で特別委員会も設置しておりますので、ぜひ、議会と両輪の輪として、ともに歩んでいけるように、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

その辺の市長の答弁漏れの部分を含めて、再度、ご答弁いただきたいと思います。

それから、庁内体制の分でございますけれども、マネジメントをする専門チームということ、以前から提案をしております。

中西市長になられてからも、例えば高知県の外郭団体でございますコンベンション協会のような形の組織を立ち上げて、そうした誘致活動に取り組んではどうかということも提案した経緯があります。

今回については、そうしたこと以前の問題として、庁内の中で、縦割り行政のいろんな弊害があるわけですが、そういったことを超えて、横断したひとつ、プロジェクトも考えてみてはどうなのかなど。

今の予算をふやしてどうこうということではなくて、現在のスタッフの中でも、できる部分はありやせんのかというふうに思っていますので、ぜひ、それはご検討をいただきたいなと思います。

総合型の関係でございますけれども、先ほど、教育長が説明をしていただきました。

私も、ある程度は情報は仕入れてはおりますけれども、今後の大雑把な計画については、当然補助事業、育成支援のためのそういう補助事業をいただいてやるわけですから、当然、その点はやらにゃあいかんことだろうとは思っています。

ただ、心配するのは、会員制でやらなけりゃならんと。自立して自主運営でやらんといかんということになっております。

そういうことを踏まえたときに、本当に体協内部のすべてのスポーツ団体、例えば17団体で構成するとご答弁ありましたけれども、その方々の代表、そのクラブの構成される方々、選手も含めてですけれども。そして、役員の方々、体協の役員の方々、すべてが理解をしておるのかなという気はします。

教育委員会と、一部の方々でご努力されて、汗かいておられるんであらうと思っておりますけれども、

も、余りその方々だけで前へ進んでいくと、後ろを見たら、だれもいなかったということになっては、大変なことになると思いますので、この補助事業をいただいてやる以上は、しっかりとした組織にしなければ、大変なことになるんだらうというふうに心配をしております。

したがって、この総合型地域スポーツクラブに、我々も大いに期待しておりますが、これを本当に、この地域に根ざしたスポーツクラブで定着していくための基盤づくりについては、慎重に、ぜひ、かつ公開性を原則として、ぜひ皆さんにわかっていただきながらやっていく、そういう体制を築き上げていただきたいというふうに思います。

これからのことでもありますから、ぜひ、そういった心配をさせないような運営をお願いしておきたいというふうに思います。

それで、住民との協働によるスポーツのまちづくりでございますけれども、市長から、最後の方のご答弁ですとしたいと思っておりますが、これまでもそうですし、これからも、いろいろな、例えば日生の野球部であるとか、大学の野球部、いろんな合宿、そしてスポーツイベント、大会等、宿毛市のこのすばらしい環境、スポーツ環境を利用していただいて、こちらへ宿泊していただきながら、そういったイベントをしていただくということに、ぜひ教育委員会だけではなくて、庁内、先ほど言いました、横断した取り組みを、ぜひお願いをしたいと思っております。

それは住民の声でもありますので、業界も含めて、例えば旅館業界、その他の市内の商工関係者についても、逐一、情報を共有していただいて、きちっとした、連携した対応ができて、もう1回、こちらへ来てやってみたいなど、参加してみたいなと思うような、そういった後方の支援も含めて、行政として行っていくべきで

はないかというふうに思っておりますが、そういった部分の、これまでも頑張ってきていただいたとは思いますが、より一層、取り組みを充実をさせていただいて、より多くの方々に、宿毛でそういったスポーツを楽しんでいただく。それが地域への普及活動なり、活性化にもなっていくということにもなりますので、ぜひ、積極的な対応をお願いをしておきたいというふうに思います。

ちょうど、この住民と協働によるスポーツのまちづくりについては、先ほど、庁内体制の整備の部分と、若干重なる部分もありますので、合わせてご答弁いただければよろしいかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

防波堤の工事でございます。これ、本当に宿毛湾港にとっては、なくてはならない防波堤でございます。これ、完全な港にするためにも、必要な工事でございますので、これはもう、ぜひ頓挫をしないような形で、県、国にも要望を、私は再度、再度してまいります。

特に、この完成した港でなければ、背後地の進出企業の話もございましたけど、これが港が使えない岸壁でありますと、どうしても企業が進出するということに対しまして、二の足を踏むということでございます。

私、先ほど申し上げまして、東京の方の方々にも会って、いろんな話をする上でも、はっきりと、いいところらしいけどという話は聞くんですが、なかなかやっぱり、岸壁にきちんとした、きちっと船が着けないというところがどうしてもネックになってきておまして、先ほど、中川議員の質問の中で、答弁が抜けているというふうにおっしゃられた部分が、ここに出てくるわけでご覧になって、背後地の進出企業につき

まして、いろいろリサイクルの関係であるとか、さまざまな分野のところ、可能性を探っておりますし、また、国土交通省の港湾局の方にも、出かけた折に、そういった企画担当の方もございますし、そういったところからのニュースも入れながら、対応をしているところでございますが、なかなか具体的に、これが何とかかなりそうだとすることを、まだここでご説明できないのが残念でございます。

また、ご指摘のように、議会の交通体系の特別委員もございまして、委員会もございまして、ぜひ、これは議会の皆様にもお力をいただいて、一緒になってこの背後地の進出企業につきまして、当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

それから、庁内のマネジメントする専門チームでございます。これ、現状もいろいろ、観光イベントであるとか、スポーツイベントであるとか、商工観光課、それから一次生産的なものにつきましては、水産課、農林課といったところと、企画広報課といったところがセットになって、いろいろ動いてはおりますが、なかなか職員の皆には、すごく残業を強いられたり、出番が多かったりして、非常に苦勞をかけておるところでございますが、今のところ、今、機構そのものがこういった形でございますので、横の連絡を取り合いながら、仕事をしてもらっているという状況でございます。

また、この件につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、ぜひ機構改革の中でも、本当にスムーズに、対外的なものがきちんとできるということについて、努めてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの住民との協働によりまして、ところのスポーツイベントということでございます。これ、スポーツイベントに限りませず、いろんなところで住民の方々の、市民の方々の

いろんなご協力をいただかないといけないものがたくさんございます。そういうものにつきましては、市民の方々と協働していくという姿勢で進んでまいっておるつもりでございまして、これからもそういったことについて、力を入れていきたいというふうに思っております。

特に、スポーツイベントにつきましては、ことしは8月にサッカーの西日本の部分を網羅するような大会も予定をされております。こういった大きな大会をするということで、市内のスポーツ施設が生きてくるということもございまして、ホテル関係の方、飲食の方々の経済的な効果を上げるということにもつながってくると思いますので、ぜひ、こういったことを、我々行政も進めるし、民間の方々も同じように、いろんな情報網がございまして、そういう部分でのお手伝いも、ぜひしていただければありがたいと、このように考えております。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、16番、中川議員の再質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられるように、総合型スポーツクラブを立ち上げる場合に、やはりその17団体のクラブの指導者、組織、そういったものがしっかりしていないと、せっかく立ち上げたものの、いつの間にか消えていくというようなことも考えられます。

中川議員のおっしゃるような形で、今後、取り組んでまいりたいと、こういうように思っておりますので、よろしくご指導お願いします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） どうも、それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後の質問にもなろうかと思いますが、指摘をしておきたいと思いますが。

市長にお話をさせていただきたいわけであり

ますが、ここに、宿毛市のホームページからダウンロードした、プリントアウトした資料がありますけれども、現在、先ほど一般質問の冒頭で言いましたように、人口自然減の状態、それから社会減の状態がどんどん続いております。

5月中の移動を見ますと、出生と死亡の関係でいうと、15人減、4月でいいますと、5人減、3月でいうと26人減、2月では13人減ということになってます。

社会減の方でも、5月で何とか5人プラスになってますけども、4月で34人、これもプラスになってます。ところが、3月になりますと、225人の減になっておるんです。トータルで、年間通じていうと、どうしてもプラスにはなる材料がございません。

そういう現状でございまして、宿毛市にそういった仕事がないということも含めて、就業人口も少なくなっておりますし、若者がこちらに定着できない、帰って来れない、そういう実態があるわけです。そのために、工業流通団地の、早期に企業進出を願う声があったりとか、それから、宿毛のすばらしい産業を外に売り込んでいく、いうことが重要になってくるということは、市長が一番ご存じだというふうに思っています。

そういう意味で、お金をかけてどうこういうことではなく、やっぱり人的な部分、育てていく必要があろうかと思っておりますので、庁内でぜひ、先ほど言いました機構改革も含めて、体制を整えていただいて、宿毛市をトップセールスの市長がやるだけじゃなくて、職員のチームとしてやっていくような、そういう体制づくりも、ぜひ取り組んでいくべきではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

その、今の厳しい現状、いろいろまだ数値あるわけですが、ほかには触れませんが、そういったデータで見る、非常に宿毛市が落ち

込んでいっておる状況がありますので、それを深刻に受けとめていただいて、ぜひ建設的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

もし、答弁があったらお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の再々質問にお答えします。

中川議員ご指摘のとおりでございます、本当に、ここに人口が、もう2万5,000を切ったという状況でございます。

ここで人口が増になる要因が、今のところ、まだ具体的に、まだできてないのが、これは実情でございます。

しかしながら、これから宿毛の特産品であるとか、農業の振興につきましてもしかりでございます。次世代を担う人たちにIターン、あるいはUターンをしていただきたい、こういったものについても、積極的に取り組んでいかなきゃいけない。これにつきましては、執行部のみならず、議会の皆様方、一般市民の方々にも、やはりいい知恵を出していただいて、ご協力を願わなきゃいけない。

もちろん、私、努力を最大限しなきゃいけないとは思っておりますが、ぜひ、この場をお借りしまして、皆様のご協力を、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番議員、一般質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてでございます。

先の大月町との合併協議におきましては、大月町の意見がまとまらず、廃案という形になりました。

私は、この合併は大月町民の選択が一番大事であり、宿毛市民は、この大月町を選択を注目していく、このように判断をいたしました。

ですから、議会においても、大月町が望むなら、ともに新しいまちづくりをしましょう。そういう意味で、合併賛成の立場をとったことでもございました。

ですから、この結果についても、冷静に受けとめておるわけでございます。

昨年の9月議会で、私は合併しない場合のまちづくりについても、検討しておくべきだ、このような質問をしたことがございますけれども、行財政、非常に厳しくなっております。これを乗り切っていくためには、行政職員、そして住民と協働の関係を、より強めていくべきではないかと考えております。

このような状況を認識をしながら、通告に従い、順次質問を続けていきたいと思っております。

まず、1番の農林業の振興についてでございます。

このうち、農業振興につきましては、現在、政府与党の進める農業政策によりまして、今、日本の農業と農村は、その根幹を揺るがされて、このままでは近い将来、存亡の危機にさらされております。いや、その危機はもうすぐそこまで来ていると言っても過言ではございません。

本市においても、山間地域では集落機能を失ったところも少なくありません。それどころか、後継者がなく、高齢化などにより、今後、市内多くの農村地域でも、10年もしないうちに耕地の放棄地など、その拡大が急速に進むことが懸念をされております。

先日、四万十市の市長選挙で応援を頼まれてまして、旧中村市の農村地域を一巡をしたことでもございました。

そのときに、ある村に入ると、これは昔から農家がたくさんある農村でありましたけれども、その近くの多くの水田が荒廃地と化して、荒れてしまった農村という感じを受けました。

以前、この町の状況を知っている私にとりま

しては、非常にショッキングなことだと思います。

この村は、決して山間地域にあるのではなく、中村市街にごく近いところなのでございます。決してよそごとではございません。

宿毛市でも多くの農村が、このような事態に追い込まれる可能性がございます。かといって、農業農村振興に特効薬はございません。行政は、農業、農村を守るため、その可能性があることを日々、一つひとつ実行していかなくてはならないと思います。

私は、その基本の1つが、専業農家を育成し、農業のリーダーを育成をしていくこと。そのためには、後継者の育成や農地の集積に努めることが大事だと思います。

現在、宿毛市の取り組んでいる専業の認定農家支援、あるいは後継者支援の取り組みについて、お聞きいたしたいと思います。

また、もう1つは、集落を単位とした集落営農を、どのように進めるかではないでしょうか。

このことは、集落で仕事を分担をしたり、以前からの共同作業によって、兼業農家や高齢の耕作者、ご婦人も可能な限り、農業を続けていくことができる、そういう農業集落の体制でございます。このことには、今年度から新たな形で始まりました中山間地域の直接保障制度、その対象地域ができるだけ多く取り入れるよう、行政としては、積極的に働きかけるべきだと思います。

また、農機具の共同購入による農家支援などもございます。さらに、安全で安心して食べられる減農薬や農薬を使わない、そうした有機栽培を推進していくことが大切だと思います。

そして、地元で取れたこれらの農産物を、地元で食べていただくための安心、安全な良心市の設置も求められておりますけれども、市長の見解を求めてみたいと思います。

これら農政のすべてにわたって、農協との連携、情報交換は不可欠だと思います。農協の運営も非常に厳しくなっておりますけれども、農協の本来の目的を達するには、何よりも営農指導を強め、農家との結びつきを強くすることが大事だと思いますけれども、市長の見解を求めます。

続いて、林業振興についてでございますけれども、農業と同じく、林業についても木材価格が低迷し、厳しい情勢が続いております。

宿毛市の林業政策は、そのほとんどを県の間伐事業にのっとって実施してはおりますけれども、宿毛市独自の施策が非常に少ないと感じております。

宿毛市は、全面積中84パーセントを森林が占め、そのうち、国有林以外が67パーセントの1万9,150ヘクタール、この森林がございます。

そのうち、人工林率は、約60パーセントで、1万1,390ヘクタール、そしてまた、このうち40年生までの若年の人工林が67パーセントで、7,610ヘクタールもあるわけでございます。

これは、宿毛市の森林、国有林以外では、人工林の40パーセントも占めるという数字にもなっておるわけでございます。このことは、今後の森林整備は収入間伐、間伐した材を販売する方針をより強めることが求められていると思います。そのためには、林道はもとより、作業道を伸ばしながら、除間伐を進めることが急がれておりますけれども、市長の見解を求めます。

また、県の森林環境税の宿毛市への配分と申しますか、用途はどのようになっているのか、このことについてもお聞きをいたしたいと思います。

続いて、猟期が他県と異なることについて。

昨年度の狩猟期間、これは高知県と愛媛県は

その終わる期日が異なっておりました。この期間は、県段階で設定できることだと思いますが、この期間のずれが思わぬことに影響をいたしました。

それは、高知県の猟が終わった後、宿毛市西地域でイノシシによる取り入れ間近のコナツなどのかんきつ類の被害が多発いたしました。その被害は相当なものだったと聞いております。

ミカンの栽培農家は、愛媛県はそのとき、まだ猟が続いており、追われたイノシシが大挙して高知県に侵入したのだらうと言っておりました。イノシシの行動半径から見れば、当然のことではないかと思いますが、今後は、ぜひとも愛媛県と猟期を合わせるよう、県段階での調整を、宿毛市から要請していただくことを求めます。

続いて、宿毛市のホームページ及び広報の充実について、質問を続けます。

昨年の12月議会で、このことについて触れさせていただきました。その会議録を読み返してみますに、それぞれきつい指摘もしていたなど、若干、済まなく思っております。

自分こそ、未熟なホームページを開きながら、また今回、取り上げるのは、非常に遠慮したい気持ち強いわけですが、このことに非常に関心の高い市民からも指摘を受け、自分としても、整理をし、もう一度、この件を取り上げてみたいと思います。

ことし5月から、宿毛市のホームページは全く新しく再スタートしました。以前と比べて、情報量も多くなり、より充実した内容になっていると思います。

このページの作成に当たっては、相当のエネルギーを割いていることがよくわかります。ご苦労さまでございました。リンク数も大きくふえているのではないのでしょうか。

こうした刷新を、さらに閲覧者が見やすく、

市外の方が、宿毛市により興味を持っていただけるよう、私なりの提案をさせていただきます。

まず、このホームページは、大きく分けて、役割は大きく分けて、宿毛市民向けと市外向けがあると思いますけれども、特に観光地や民間も含めた各種のイベントの情報、特産品紹介、主要な産業情報など、宿毛市を宣伝する市外向けの内容をより重視すべきだと思います。

また、全体的に写真や文字が小さく、写真が少ないと指摘される方もおられます。動画も含めて、写真を有効に使ってみてはどうでしょうか、提案をいたします。

さらに、イベント紹介については、直接、行政とかかわらないことでも、予定や行われたことなどを多彩に掲載してほしいと思います。市民からの情報の提供も積極的に受け入れてはどうでしょうか。

また、私が提案した中には、私一人で思っていることもあるかもしれません。何よりもまず、このホームページについて、一般市民を含めて、広く意見を聞くことが必要ではないかと思えます。そして、今後は、編集委員会的なものをつくり、継続的なページの充実を目指してはいかがでしょうか。

広報については、せっかく、広告料も入り、紙面もふえたわけですから、行政からのお知らせと同時に、市内各地の身近な情報を掲載したらどうでしょうか。そのためには、市民が編集するページも新たに作り、市民に編集通信員を委嘱することなども検討されてはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

続きまして、宿毛市東部の治水対策について、質問をいたします。

宿毛市東部の治水問題は、防災という観点から、緊急を要するものでございます。毎回、取り上げておりますけれども、宿毛市でも土木課

など、積極的に対応してくださり、それぞれの到達点がありますので、雨期に近づきますし、今回もまた、質問をさせていただきたいと思えます。

3月議会で、市長が山田地先に水位計を設置し、ダム放流と内水による洪水の関係を調査すると回答がございましたが、その後、宿毛市からの強い働きかけにより、中筋川ダム事務所が、6月中に水位計を設置し、その調査を始めると、山田区長に連絡があったそうでございます。本当にご苦労さまでございました。

ダムと内水被害の実態、この有無が初めて正確なデータをもとに、明らかにされることになるわけでございますけれども、考えてみれば、流域の洪水対策だとして、ダム建設の合意を取りつけながら、一方、その洪水防止の具体的なデータもシミュレーションもなく、進めてきたことが明らかになったということでございます。今後は、この水位計による調査を正確に行って、市民や関係者にその結果の説明を求めるものがあります。

こうした中で、中筋川ダムの不用な貯水について、質問をいたします。

宿毛東部地域の洪水を軽減する抜本策については、3月議会で5項目を提案をいたしました。その中に農業用水、工業用水、そして水道用水として貯水をされております200万トン、現段階では、全く使用見通しが無いので、洪水期においては、これを放流して、利水から治水容量にと活用すべきだと提案をいたしました。

市長は、検討してみるとの回答をされましたが、このことについて、今回はお答えをいただきたいと思えます。

次に、中筋川の国直轄河川への拡大についてでございます。

この一連の質問の準備で、だんだんと理解できたのは、中筋川流域の治水計画は、国土交通

省が立て、上流に中筋川ダムと横瀬川ダムをつくること。そして、河川改修を行い、100年に1回起こる可能性のある大洪水のときにも、下流の堤防決壊や堤防の越水を防ぐということでございます。

ところが、この治水計画の河川整備計画は、中村市の九樹橋のところまでとなっております。ですから、宿毛市分の河川整備による洪水対策は、全くなく、今になってやっと水位計を設置し、調査を開始するなど、現在も山田地区の洪水の実態を把握していないことが明らかになりました。

そのうえ、山田地区などの中筋川の上流の中村や宿毛土木事務所所管の管理部分は、上流に中筋川ダムが計画された時点から、洪水の心配はなしとしてか、予算の投資はほとんどなく、ごく最近まで、河川改修は全く行われておりませんでした。

全体の計画でいえることは、2つのダムができれば、100年に1回起こる大洪水でも堤防を守るとしてあります。洪水を防ぐということになると思うんですが、このとき、磯ノ川地点の計画高水位は、約・5メートルと設定をしています。ところが、昨年台風23号のとき、磯ノ川地点では、これとほぼ同じ・54メートルに達しておりました。

このとき、山田の長尾地区の国道は、山田川が越流するなど、ほぼ1メートル以上の深さまで浸水をしていました。このことは、幾らダムを2つつくり、九樹橋まで河川整備をしても、山田地区の洪水は防止できないということではないでしょうか。悪くとれば、山田の内水は、具同等などの下流の洪水防止のための遊水地なのかもしれません。

ダム完成後の状態から、水位計の調査を待つまでもなく、中筋川河川整備計画は、宿毛市域の洪水を防止する計画でないことが明らかでござ

ざいます。しかし、なおかつ、内水の洪水とダム
の放流の関係は、非常に重要な調査でござい
ます。

仮に、私が主張する結果が出たならば、河川
整備計画の不備と相まって、中筋川ダムと同類
の横瀬川ダムが完成すれば、この地域は末代ま
でダムの被害をこうむることが明らかになりま
す。その結果によれば、横瀬川ダムの設計変更
や、中止も視野に入ります。

今、最も重要なことは、中筋川の宿毛市分を
国の直轄河川に編入し、国の責任で宿毛市分を
組み入れて、河川整備計画を見直すことだと思
います。この方法以外にないのではないでしょ
うか。

これができないなら、横瀬川ダムの建設は中
止すべきと主張すべきだと思いますけれども、
市長の考えをお聞きいたします。

続いて、総合運動公園のり面への果樹等の植
栽についてでございます。

運動公園のり面の管理については、芳奈地
区の皆さんが組合をつくり、宿毛市からの委託
事業として、毎年50人ほどが草刈りをしてい
ます。私も毎年、参加するわけでございますけ
れども、毎年毎年、同じように雑草を刈るより
も、けんみん病院のように、樹木を植栽しては
と思いました。

そして、どうせ植えるなら、実のなるカキや
クリやウメや、あるいはヤマモモ、サクランゴ、
こんなものと一緒に植えたら楽しいし、一時は
管理費が要るかもしれませんが、いずれ
自然の山になれば、管理費は要らなくなります。

聞くとところによりますと、土質的に植栽可能
なところが少ないとのことでございますけれど
も、可能なところから、ぜひとも検討してみ
ていただきたいと思いますが、いかがでござい
ましょうか。

最後に、入札について、質問をいたします。

ホームページの質問の件で、ページを閲覧を
しておりました。

そうすると、宿毛市の総合運動公園の除間伐
の工事で、宿毛市外の業者が入札で落札受注し
たことを知りました。市外の業者でしか受注能
力のない大規模な工事であったり、あるいは、
特殊な工事である場合を除いて、通常、考えら
れないと思います。

運動公園の除間伐は、そのほとんどがナラや
カシヤシイなどの雑木です。通常は、建設業者
や森林組合などが請け負うことのできる工事で
はないかと考えます。

現在、市内の建設業者も仕事が少なく、経営
も非常に厳しいと聞いております。宿毛市の発
注する平易な、このような工事において、何で
他市町の業者を指名するのでしょうか。市長は、
このような形での指名競争入札が行われること
を、事前に知っていたのかどうか。そしてまた、
今後、このような工事において、検討する考え
はないのかどうか、お聞きをいたします。

市内の業者は、公共事業を受注すると同時に、
ごく最近では、宿毛東駅の駐車場の整備など、
たくさんところで、市や地域にボランティア
として協力していただいております。道理ある
市内業者優先の対策を求めますが、いかがでし
ょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） この際、10番沖本年
男君の質問に対する答弁保留のまま、暫時休憩
をいたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

10番沖本年男君の質問に対する答弁を求め
ます。

市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、農林業の振興ということでございます。

まず、1つは農業、農村の展望でございますが、本市に限らずでございますが、農業、農村におきましては、農業就業人口の減少、高齢化の進展、担い手の不足から来る農村の活力低下といった、大変厳しい状況でございます。

これは、先ほど申しました本市だけに限らず、全国的な問題であるというふうにも思っております。この厳しい状況の中で、地域農業の活性化を図るためには、意欲と能力のある担い手の育成と確保、及び集落営農の育成、法人化の推進等が必要であるというふうに考えてはおります。

政府におきましても、本年3月に食料、農業、農村基本計画を見直しまして、今後、重点的に取り組む課題や、施策を明らかにする新たな基本計画を策定しましたが、その中にも担い手の育成、確保、支援及び集落営農の育成、法人化の推進は、農業の持続的な発展に関する施策として位置づけられております。

全国農業協同中央会におきましても、担い手づくり、支援のための体制整備とか、集落営農の組織化、法人化等の取り組み事項を、J Aグループ担い手対策基本指針として打ち出しております。

本市におきましても、平成17年度から国の施策の見直し等にあわせまして、現行の経営生産対策推進会議、農業経営基盤強化促進委員会、農業経営改善支援センター等の組織を一元化しまして、担い手育成支援協議会を組織し、認定農業者等担い手の育成目標と、その達成に向けた活動計画とを内容としますアクションプログラムの策定、リーダー研修等を通じました地域

リーダーの育成、経営診断、認定農業者のフォローアップ活動、農業経営の法人化、法人経営への支援、集落営農の組織化及び消費者ニーズに対応した経営の多角化等に対する支援等、担い手育成のための支援策を関係機関、団体と連絡をとりながら実施してまいります。

ちなみに、認定農業者への支援でございますが、農業経営基盤強化資金、利子補給補助金、これはスーパーL資金と申します。17年度は2農家へ助成予定でございます。県が、これは2分の1、市が2分の1という負担割合になっております。

それから、産地づくり交付金といたしましては、生産調整達成者に対する米以外の作物作付け交付金でございまして、交付金単価、一般農家が10アールにつき1万円、認定農業者が10アールにつき2万円、そして宿毛市認定農業者連絡協議会の補助金といたしまして、8万円の補助をすることになっております。

次に、林業の振興についてお答えを申し上げます。

本市の森林は、先ほど、沖本議員からのご指摘もありましたように、2万3,895ヘクタールで総面積の84パーセントを占めております。森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然生活環境の保全等、多面的な機能の発揮を通じまして、地域住民の生活と深く結びついております。

この貴重な森林資源の本市の状況でございますが、国有林が4,824ヘクタール、公有林が1,155ヘクタール、うち宿毛市有林が539ヘクタール、私有林が1万7,916ヘクタールとなっております。戦後、営々と続けられてきました造林の推進によりまして、人工林面積は1万5,604ヘクタールで、人工林率は65パーセントとなっております。

そして、森林環境税の活用につきましては、高知県では平成15年度から導入されておりまして、県民参加による森林保全の機運を高めるための広報活動や、水源涵養、災害防止などの公益的機能の発揮を目的とした森林における荒廃森林の整備、これは直接に言いますと、間伐等でございますが、それらに活用しておりまして、年間約1億5,800万の金額となっております。

間伐の推進につきましては、緊急間伐総合支援事業で対応しておりまして、平成16年度には363ヘクタール、補助金が3,148万2,000円の実績となっております。

平成17年度におきましても、386ヘクタール、2,905万8,000円を予算化しております。

また、森林組合、県、市等で構成しております宿毛市間伐推進会議におきまして、さらなる推進のため、協議及び関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

作業道の開設につきましては、先ほども申し上げました緊急間伐推進事業、及び間伐等森林整備促進対策事業にて対応してまいりたいと考えております。

また、間伐事業の推進と一体となって考える必要がありますので、これにつきましても、宿毛市間伐推進会議にて協議し、取り組んでまいります。

ちなみに、森林環境税の宿毛市の実績でございますが、平成15年度には坂本ダム上流の間伐を実施いたしまして、面積は2・6ヘクタール、事業費が494万5,000円となっております。

平成16年度には、坂本ダム上流の間伐の実施面積が3・4ヘクタール、事業費が1,024万5,000円、山北地区の間伐が、面積3・48ヘクタール、事業費で634万4,00

0円。17年度におきましても、坂本ダム上流、楠山出井地区で実施の予定でございますが、事業費は未定でございます。

次に、猟期が他県と異なることについて、お答えを申し上げます。

狩猟期間につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によりまして、一般的な狩猟期間は11月の15日から2月の15日となっておりますが、イノシシにつきましては、愛媛県が3月15日まで、高知県が2月末までというふうになっております。

さまざまな理由で、こういった形をとっているんだと思いますが、沖本議員からのご指摘のように、愛媛県の3月15日、高知県が2月末ということで、愛媛県が2週間ですか、長いということで、その分、追ったてられて宿毛の方に、高知県の方に入ってきて、それが田畑に荒らしているんじゃないかというご指摘でございます。

そういったことにつきましても、いろいろな調査をしまして、被害に、我々、対応しなきゃいけないというふうに思っておりますので、この点は検討をさせていただきたいと思っております。

それから、次に、宿毛市のホームページとか広報の充実ということまでのご質問でございます。

以前からいろんな方々が、いろんな形で、いろいろ言ってきてくれております。ホームページにつきましては、閲覧者の利便性を考えまして、ことしの4月にリニューアルを行いました。

沖本議員に一定の評価をいただいていることと思っております。本当にありがとうございます。

今回のリニューアルによりまして、各課の情報は担当課で更新できる仕組みといたしまして、速やかに情報の更新を行えるようにしました。

また、各課の情報推進担当者の会を、月に1回開催しまして、ホームページの充実に努めているところでございます。しかし、沖本議員ご

指摘のとおり、市民の交流できる地域情報発信の場としては、検討の余地があると、まだまだ検討の余地があると認めておりますので、今後の取り組みといたしまして、広報や行政チャンネルも含め、外部との意見交換ができる場を設けて、その意見を反映するシステムづくりを検討してまいります。

広報「すくも」につきましては、これまでの編集に加えまして、新たに2つのことに取り組んでおります。

1つの取り組みといたしましては、紙面の充実を図るために、これまで14ページを基本として発行してございましたものを、本年度から2ページ増ページさせていただきまして、16ページを基本ページ数として、より多くの情報を提供すべく、取り組んでおります。

編集する上でも、より見やすく、より読みやすく、市民の方々にわかりやすい表現での情報提供を目指して、編集を行っております。

2つ目といたしましては、市内商工業者等の広告活動を、広報でも展開していただくために、6月号から有料での広告の掲載を開始しております。

この有料広告料につきましては、紙面充実のための財源の一部とさせていただいております。

広報は、市民の皆さんにより身近なものと感じていただかなきゃならないというふうに考えております。その方法の1つとしまして、地域に密着した情報提供は必要であろうと考えますので、市民の方々の活動について、各部署において、よく把握するとともに、広報担当者には直接活動の取材等を行わせるなど、情報収集に努めまして、さまざまな市民の方々の活動を紹介していきたいと考えております。

まず、委員会等をつくってというご指摘もございましたが、まず、私の考えは、まず職員にこういったわかりやすい、いろんな人々のご意

見を参考としながら、職員がまず、みずからつくっていくということが大切じゃないかというふうに考えておりました、いろいろな、さまざまな角度からのご意見、先ほどの沖本議員からのご意見も参考にしながら、今後の広報活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、次に、治水対策でございます。中筋川ダムの不必要な貯水ということでございまして、平田、山田地区の洪水被害の現状は、各関係機関で把握していただいております、各機関と連携をとり、協議する中で、対策につきましても検討はさせていただいているところでございます。

私自身が専門家ということではございませんが、洪水期には、洪水被害を軽減させるため、利水容量分の水位を下げておくべきではないかと、このようなことでございますが、本件は、昨年度から中筋川総合開発事務所で、工事事務所で検討をしていただいている事項でありまして、同事務所によりますと、現在、できる範囲の中で利水容量の一部の水位を下げるための操作マニュアルを作成中とのことでございます。

水位をどれだけ下げることができるのかは、現段階では、当市の方にはわかりませんが、台風時期までには、可能な限り、下げる予定で作業を進めていきたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

もう1点の中筋川の国直轄区域への拡大についてでございます。

沖本議員ご指摘のとおり、水に浸かるのは中筋川の河川の流れ、そして河川の容量ですか、そういったものが少なくなっているから、整備をしなきゃいけないというふうなことでございます。

これを、県管理河川を国直轄河川へ編入してほしいというふうなことにつきましては、宿毛

市としても、国、県へ要請もしている最中でございます。

要は、編入が目的ということではなくて、この中筋川の河川をきちんと改修するというのが目的になろうかと思えます。河川の編入ということになりますと、河川審議会等、いろんな手続がございまして、非常に長くかかるんじゃないかと思えます。

私どもは、改修がまず目的であるので、ダムの関連事業であるとか、そういったものを利用して、できるだけこの宿毛市流域の中筋川の河川の改修につきまして、国の事業として、ぜひ採択して、改修をしていただきたいということを、国、県へ要請をしております。

ぜひ、議員各位におかれましても、この行為につきまして、ぜひご協力を願いたいというふうに考えております。

それから、宿毛総合運動公園ののり面への樹木の植栽ということでございます。

この答弁をいたす前に、市の施設、市道であるとか、こういった公園であるとかいうところにおきまして、市民の皆様方にほとんどボランティア的に、地域の方々が草刈り等していただいておりますことにつきまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思えます。

ご質問の運動公園内での収穫樹の植栽についてでございますが、広大なのり面の大半が、切り土ののり面でございます。土質も、この地域独特の岩盤で構成されておまして、造成工事においても、のり面の緑化に苦慮した状況がございます。

仮に岩盤土質に植樹をすとなりますと、通常は客土をしまして土壌を改良するなど、大掛かりな工事が予想されます。現在、安定しているのり面に、何らかの手を加えるとなりますと、防災面、経費面からも適切でないのではないかなというふうな判断もあります。

しかし、沖本議員が言われますように、のり面の草刈り等、維持管理に大きな費用がかかっているのも事実でございます。

いずれにいたしましても、理想は、造成のり面が将来、樹木が生い茂り、自然の森に近い状態に返ることが最適であるというふうに思いますので、のり面には、部分的に盛土部分もあるわけでございますので、経費を余りかけずに、でき得る方策について、いろんなノウハウを持った方々のご提言もいただきながら、取り組みが現実的になるように、皆様方のご支援もお願いしたいというふうに考えております。

最後に、入札についてでございます。

ホームページでごらんになられた造園関係の入札ということでございますが、原則的な入札につきましては、土木工事、建築工事につきまして、特殊工事であるとか、特殊技術を要する工事以外は、宿毛市内業者で選定し、指名競争入札を行っておるわけございまして、これは、公平に指名委員会を構成しまして、その指名委員会にはかっているということで、その結果として、指名をしている状況でございます。

このご質問の間伐工事でございますが、自社、宿毛市内には、自社での造園工事実績のある業者は3業者でございます。指名競争入札におきましては、会計法、予決令等ございまして、5社以上というふうな基準がございますので、近隣の実績のある造園業者を含め、5社を指名しまして、入札を行った結果、市外の業者が落札をしております。

これ、造園工事につきましては、全体工事の中の占める割合が非常に少なく、主に土木建築工事の附属工事として、一括発注されまして、宿毛市内及び近隣の造園業者が下請け工事として施工していた状況でございます。

造園の単独工事については、自社で施工できる業者を選定してございまして、宿毛市に自社で

施工できる業者は、先ほども申しました3社ということで、2社を近隣の業者を参入させたという事情でございます。

原則的には、沖本議員ご指摘のとおり、景気も低迷している折でございますし、我々、宿毛市内の業者さんに、できるだけ宿毛市の発注工事については、指名をしてまいりたいというふうに、原則的には思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質問をいたします。

まず、農業振興の問題についてでございますけれども、さまざまな国や県の制度の中で、宿毛市も行っている部分はあるわけでございますけれども、なかなかこれは大きな国の流れの中で、非常に、どの分野においても厳しい状況があるのではないかとこのように思います。

そうした中で、先ほども質問しましたように、決して特効薬はないわけでございますけれども、やはり地域の人たちと連携をしながら、元気を出しながら進めて行くということが、非常に大事ではないかというふうに思いますけれども、そうした中で、先ほど、ちらっと質問の中にも触れておりましたけれども、今までの、いわゆるこの大量生産的なシステムから、もう1つは、非常に付加価値のある無農薬、減農薬、あるいは有機栽培と、こうした産物というものが、非常に注目をされてきておりますし、消費者の方々も、ほとんどの人たちは、値段さえ合えばこういうものを求めていきたいという意見が強くなってきているわけでございますけれども、そうしたものを、今の段階では地産地消という形の中で、できるだけ、まず宿毛市の人たちに、宿毛市で使ったものを食べていただくと、こういうことのシステムづくりをいうのが、私は必要じゃないかと思ひまして、その提案としては、

安全、安心の良心市を立ち上げたらどうかという話、したわけでございますけれども。

これは、市が直接出してどうのこうのではなくて、現在、いろんなところでお年寄りの人たちを中心にしながら、各地域で宿毛市でも、この良心市が活発に行われております。

こうした中に、そういうものも取り上げていくような形で、ぜひとも地元でそういう農産物を使わない、そういう形での宿毛市の農産物を拡大していくという取り組みを、ぜひとも行政が支援していただきたいなというふうに思うわけでございます。

そのような点で、答弁がございましたら、ひとつお願いをしたいと思います。

この猟期のことについては、県レベルのことでございますけれども、実際、一定の調査、根拠もいると思いますので、この被害に遭われた皆様方の意見もよく聞いて、来年の2月の時期になると思いますけれども、ぜひともそういう形で対応できるような方策をとっていただきたいというふうに思います。

また、そういうことができないならば、それに対抗する手段としての対応も、私はとるべきではないかなというふうに思いますが、その辺、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ホームページの充実については、非常に積極的に、形での展開をしていくという構想をお持ちのようでございますので、現在、だんだん充実してきている内容を、さらに広めていただきたい。そして、先ほど、市長の方からも詳しく答弁がございました市外の人たちに、宿毛市を売り出していく、そういう形での情報、こういうものを、私はどんどん取り上げていただきたい。

私も中村、あるいは宿毛、四万十市や土佐清水市の、間近にある他市の状況なんかもずっと比較してみるわけでございますけれども、非常

に、四万十市にしても、清水市にしても、元気のあるホームページをつくられているなというふうに思いました。

情報量等については、さまざまな形での比べ方があるとは思いますが、できるだけ躍動していく、そういう元気な宿毛市を売り出していく。写真にしても、元気はつらつと頑張っている、そういう形のを、イベントも、イベントをこれから行いますよということだけじゃなくて、こういうイベントが行われて、市民がたくさんこうして集まって、すばらしい交流の場になったというふうなこと、こういうことについても、まだまだ少ないのではないかとこのように思います。

そういうこと等についても、積極的に検討をして、より充実した内容をお願いをしたいと思います。

広報についても、6月号の表紙も見せていただきましたけれども、せっかく、ああしてちり拾いをしている方のボランティアの写真が載ってございましたけれども、できれば、後姿よりも、元気に前から作業している、そういう写真を載せていただいて、静的じゃなくて、動的な形で、訴えるような画面なんか、私の直感ですけども、感じました。

そういう形での検討なども、独りよがりになるはずはないと思いますけれども、できるだけ市民の意見も聞きながら、充実した内容を検討していただきたい。そういうことが、やっぱり庁外においての意見も集約していく機関が必要だというふうな結論が出たならば、今後はさらに、そういう形での対応も、今の段階では、答弁がありましたから求めませんが、そういう形での対応を求めていきたいと思えます。

東部の治水対策についてでございます。

何度も、この件については質問をいたしているわけでございますけれども、先ほど述べた質

問にありました利水用の約200万トン、この水が全く、現在は使い道がなく、あそこに滞留をしていると。流れを阻害する、環境面においても、非常に今、ダム之功罪ということが言われている、あここに水をためること自体が、水質悪化を招いていくという形の中でも、あるいはまた、先ほど言う、この治水対策という形の中でも、全くむだな水をためているわけです。

ところが、これに対して、聞くところによると、宿毛市からも維持管理費として、お金を出しているという部分もあると聞きますし、あるいは、工業用水等については、宿毛市は負担をしていないけれども、県がしているのではないかとこの話もございます。

私のところに、ある県庁の方から手紙が来たわけでございますけれども、本来ならば、工業用水がきちんと使用されているならば、宿毛市の工業用水として、さまざまな手立てをしていく中で、宿毛市からの負担という形があるわけですけども、そういう工業用水使用するという計画どおりになっていないことによって、恐らく、県の方でこの中筋川ダムの維持管理費を出しているのではないかとこのことも、投書ではございました。

その辺についても、具体的に調査をしていただいて、宿毛市にとって、そういう必要のない、現段階ではできるだけきちとした事務処理もしながら、こういう対応をしていただきたいと思えます。

現在、建設省等においては、ダムの水位を下げて、水害をできるだけ軽減をしていくという、全体的な対策がとられているようでございますけれども、しかし、このことと、私が今回、指摘してきたことは、もう少し違うこととございまして、この点について、私は強く求めていきたいと思えます。

私が23号の台風のときに、もし仮にあそこ

で200万トンの水を放水していたら、どのくらいの水位の下がる効果があるのだろうか。あくまでも机上の計算ですけれども、してみました。

そうしたら、最初の、この地域の出水が始まったのが、ちょっとこう、急カーブで始まったのが午前3時ごろからでございますけれども、10時ころまでの水というのは、全く放流することなく、現在、ためる、通常の200万トンがたまった状態で、放流をしない形に保持できるんですね。

そうしたら、そのことによって、磯ノ川地点での水位は、時間的なあれもありますし、水位によって流量も違いますのでわかりませんが、全く一方的なあれになるかもしれませんけど、私の推測では、30から50センチぐらいの水位差が、磯ノ川地点で生ずるのではないかなど。

そして、さらにそこから上流に当たる山田の地先では、さらに出水時における水位を下げていくことができるのではないかな。恐らく、横瀬川の影響を余り受けない形になるわけですから、山田地先においては、50から、例えば80とかいう数字が出るかもしれません。

そうした場合には、山田の内水の排水が可能になるわけです。その分ですね。ですから、内水被害の軽減にも、大きく寄与する、私は内容になるのではないかなと思います。

これはすべて、建設省やダム事務所が出しているホームページから引っ張り出してきた数字で、私が推計したものでございますけれども、そのようなことについても、私はやっぱり、関係機関はこういうことの状況の質問が、こういうことで以前からあるけれども、こういうことについては、実際、どうなのか、建設省、ダム事務所にあるいは聞くなり、みずからがそういうデータの整理をするなりして、私は今の洪水

に与えている影響、これは決して、いわゆるダムがたまった後の、私が今まで質問をしていた後段の放水によることではなくて、最初、出水時の水をとめることによって、洪水を軽減できるということですから、非常に私は、大きな効果が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともこの辺については、もう少し、独自の宿毛市としての調査もし、聞き取りもしながら、この点についての根拠を明らかにして、私は関係機関との対応をしていただきたいというふうに思います。

そういう意思があるのかどうか、このことについて、再度、お答えをいただきたいと思えます。

国直轄河川の拡大について、これは市長が言ってくださいましたように、まさにそのとおりでございます。実際、あそこに国直轄河川という名前が入ることよりも、時期と内容から考えるならば、そうではなくて、国の直轄事業として、県の事業として、きちっと河川改修をしていただくと。このことを達成するための言い方でもございましたので、こういう形の中で、私はきちんと対応をしていただきたいと思えます。

このことについても、先ほど申しましたように、100年に1回起こるであろうその水位に、既に23号のときには、磯ノ川地点でその水は経験いたしました。横瀬川ダムがある場合、ない場合、これはいろいろ水位の変化はありますけれども、今回の水位が上がったという結果についてのことについて、横瀬川ダムのことは考えなくていいと思うんですが、磯ノ川でそれだけの水位がある段階で、既に山田地先では、国道が1メートル以上浸かるという状態が発生しているということです。

ということは、100年に1回のこの大洪水を守るという計画でありながら、山田を守るということにはなっていないんです。これはもう、

今回のデータで、建設省のデータを見たらわかるんですから。

私は、そういうことを強く指摘をして、計画の見直し、その中に国の事業として、河川改修、あるいは山田川なんかの堤防の補強、今回、越水しました。必ずこれ、越水するんですよ。

まあ、それは時と場合における雨量のいろんな変化、ゲリラ的なこともございますので、一概の形は言いませんけれども、既にそういうことが、実際、発生しているわけですから、私は宿毛市のそういう防災対策という点から見て、強い要望を、国に働きかけていく必要があるんじゃないかと。

こういう、国や県などの流れを、行政としてはきちんと整理していく中で、そういうこともできないならば、もう1つ重要な水位計のデータが、今後、入ることになりますので、そのことと合わせてのダムの放流の関係もありますので、強い、その結果が出次第、私は強く求めていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺について、もう少し突っ込んだ答弁が、市長の決意が伺えるならば、再度、お聞きをいたしたいというふうに思います。

運動公園の果樹等の植栽については、いろんな行政の方々の中でも、積極的に今から果樹の種を集めて、植えていこうとかいう形で準備をしてくださっている方もあるようでございます。

市長も言われましたように、自然の山に返すことが一番なのでございますので、いかにそれに近づけていくか、この辺についての可能な限り、そういう取り組んでいく方向をお願いを求めていきたいというふうに思います。

最後に、再質問の中の入札についてでございます。

先ほど、いわゆる宿毛市の契約、あるいは入札、そういう規則の中で、5社以上が入札に参

加しなければいけないとか、あるいは、金額によって入札の参加資格者の審査を行うとか、そういう手続がだんだん要ると思うんですが、まず、聞いていきたいのは、市長の方が、今回の指名選定委員会をしたというふうに答弁を、私は聞いたんですが、しかし、今回の場合には、請負単価の関係もあって、これはしていないんじゃないかという話も聞いておりますけれども。

その辺のことについて、私は確認をしていきたいというふうに思います。

そして、今の宿毛市の業者の実態、こういうことを、こういう状態を把握しているのであれば、私はこの発注の仕方、特殊な工事なのかどうなのか。あの運動公園の自然の雑木林、ここを植栽するわけではありません。木を切るだけです。下草を刈るだけです。こういうことが、造園業の人たちでないと、できない仕事なのかどうなのか。これは、名前よりも、問題は、私は実際、その工事内容が一番大事な選定の根拠になるのではないかと思います。

その辺で、造園ということであれば、それは剪定もあります。特殊な庭造りの技術もございます。そういうことなら、私も十分理解できるわけでございますけれども、そういう事業では、工事ではないはずで。

私は、場合によったら、地元で請け負って、委託としてやっていくことも可能な仕事ではないかなというくらいに思っているような、また現在、実際、業者が入って作業をしておりますけれども、私はそんな難しい内容ではないと思います。

その辺のことを、もう結果が出た中で、私がそれをひっくり返すとかどうとか、とてもできることではありませんし、言うべきでもございません。

ただ、今後、このような場合、また同じ、先ほど言われた原則がそうだからこう進めていく

という対応をするのかどうなのか。やはりその指名参加をしていく手続の中で、地元業者を優先させていく。法律には決して違反しない、そういう選定のあり方というのが、これは指名競争入札を登録をさせていく段階から始まるのかもしれませんが、私は十分、可能な対応があるのではないかなというふうに思います。

いろんな形の中で、業者は大変厳しい中でも、非常にいろんな行政上の中で、ボランティア的に協力をしていただいております。私は、市長もこのことは十分知り抜いているというふうに思うわけですが、その辺のことも勘案しながら、今後の対応はこういうことでのいいのかどうなのか、こういう道を地元業者優先という形で、法的には全く違反をしないやり方、方法というものが、私は存在するのではないかなというふうに思うんですが、このことについての再答弁をお願いをいたしたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の再質問にお答えします。

最初の農業地域の関連でございますが、沖本議員おっしゃるとおり、近ごろ、食の安全、安心、そういったものが叫ばれておりまして、まことにその有機栽培であるとか、減農薬であるとか、そういったものの農作物が、今、本当に都会の方々にも受け入れられているというところでございまして、これはとりもなおさず、やはり宿毛市民の方々が、これをまず認定すると言いますか、認知をした上で、要するに、先ほど中川議員がおっしゃってございました地産地消、プラス地産他消あり得るということでございますので、地域の皆様が、まず認知した上で、そしてまた、よそにこれを出していくということが大切なことだと思います。

これに取り組んでおられる市民の方々がたく

さんおられます。これから認識を新たにした形で、こういった取り組みをどんどん進めていただきたいし、これをまた、行政としても、我々支援をしていかなきゃいけない、このように思っております。

そしてまた、もう1つ突っ込んで言わせていただきますと、宿毛市にはいろんな農産物、魚の種類もたっぷりございます。もう1度市民の皆様も、我々含めまして、みんなでこの特産物と言いますか、産物の足元を見直した形で、地産地消、地産他消に向かっていくべきではないかなというふうに思っております。

それから、良心市を立ち上げようということですが、この市というものが、あちこちできていいのかどうかという是非論もございます。そして、このいいものを皆さんに供給していくということは、非常に大切なことでございます。

市といたしましても、いろんな場面において、こういった安全、安心な産物を提供していく方々についての支援がどこまでできるか、そういうものについて、検討もしてまいりたいというふうに思います。

それから、猟期の問題でございます。本当に、愛媛県が3月15日まで、それから宿毛市が2月末までということであると、どうしても追われるシシと言いますか、そういった形で高知県の方へ逃げてくるのか、そういったものについても、いろいろな方々のご意見もお伺いしまして、対応してまいりたいというふうに思います。

それから、ホームページのことでございます。いろいろと改善の余地は多々あるかと思えます。職員も非常に努力をしておるところでございますので、今しばらく、見守っていただきたいし、また、いろんなご意見を出していただきたいし、提案もしていただきたいと、このよう

に思っているところでございますので、ぜひご協力をお願いをいたしたいと思えます。

それから、治水対策でございますが、利水の200万トンの、現在、使い道のない水に対して、維持管理費を出しているかどうかというご質問がございました。これについて、ちょっと、私の手元に資料ございませんので、あとで調査をしまして、ご返事を差し上げたいと思えます。

それから、出水時の関係で、いろんなデータであるとか、専門的なものにつきまして、宿毛市独自で調査をしていくべきだというふうなご質問でございます。

これにつきましては、当方にいろんなデータがございません。したがって、ダム事務所とか、河川国道事務所とか、そういったところ、県土木の協力をいただいて、そういった資料をいただいて分析をしていかなきゃいけないことだろうと思えますので、これについては、少し検討の時間をいただきたいと思えます。

それから、河川の改修事業でございます。中筋川、ご存じのとおり、中筋川ダムの管理、そして高知県の管理、そして国の管理というふうになっております。

そういったことで、この中筋川の河川改修というものは、非常に重要だというふうに、私も思っておりますので、先ほど申しましたように、県、国に対して、まず国の力で河川改修をしていただきたいということを、これからも強く要望をしてみたいと、このように思っております。

それから、入札の関係でございます。1つ訂正、私の答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

沖本議員ご指摘のとおり、この件につきましての指名選定委員会につきましては、金額が少額であるということで、対象外というふうなこ

とでございました。失礼をいたしました。おわびを申し上げます。

そして、今後の地元業者の優先ということでございますが、これは、先ほども申し上げましたように、宿毛市が発注する工事につきましては、地元業者さんについての優先ということを、最大限、進めてまいります。法律に抵触しない、通達に抵触しないというふうなところで、地元業者の優先度を高めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 2点ほど、再質問をいたします。

先ほど来からも質問がございました地産地消ということでございますけれども、私は、ある特定の日を、宿毛市民が、この日は、宿毛市の生産物を食べる日だというふうなことを、よその、スーパーでいろいろ、国産であったり、いろんなほかで生産されたものを皆さん、多く食べているわけでございますけれども、この日だけは、宿毛市の物を食べようというふうな呼びかけをする日もあって、おもしろいのではないかというふうに感じるわけでございますが。

ひとつこういうことで、興味あるならば、ちょっとご答弁をいただきたいと思えます。

それと、入札についてですけれども、今後、改善というか、宿毛市にとって、より地元の業者を優先していくという方向を再検討するという答弁をいただきました。ぜひとも、求めたいと思うんですが、1つだけ確認したいのは、今回の指名競争入札が、ああいう5社でやられたということ、このことをやられるという段階ですね。このことを市長は、入札前に知っていたのかどうか。そういう報告は、市長の方であったのかどうか、私はちょっと、その辺が、今までの市長のいろんな地元を優先していくという

政治姿勢の中で、少し不思議に感じましたので、行政上のそういう流れが、政治的な判断をしなければいけない市長の中に入っていたかどうか、このことを再度お聞きいたしまして、再々質問を終わらせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の再々質問にお答えします。

宿毛市生産の物を食べる日をつくれというご提案でございますが、非常にいい提案じゃないかとは思いますが、これを行政として取り組むかどうかについては、もうちょっと時間を、検討の時間をいただければありがたい。

食べることについて、余り行政が強要すべきところがあるかないかというふうなことも考えなきゃいけないので、恐れ入ります。

それから、地元業者についての優先をしている、これからすべきということじゃなくて、私ども、当初からしているわけございまして、この下草刈りというふうに沖本議員おっしゃいますが、この件につきましては、先ほど申しましたように、やはり3社というのは非常に少ないというところがございまして、近隣の2社を入れて、宿毛市とも関連のある業者さんということも、私、説明を受けまして、その上で5社というふうにしたものでございますので、これ、事前に私の方には、決裁という形ではなくて、担当の課長からこういう業者ということでした。

そのことだけ、報告をしておきます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 今回の入札されるまでに、市長が知っていたということございまして。その辺について、市長の判断があったと思うんですけども、ぜひとも、今後については、先ほどから出されている答弁のように、地元優先の大原則、これを堅持をしながら、行政

を進めていただくことを求めるものでございませぬ。

以上で質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会をいたします。

午後 3時15分 延会

平成17年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成17年6月21日 火曜日）

午前10時 開会

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君
次長 小野 正二君
兼庶務係長
議事係長 岩本 昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君
助役 西野 秋美君
収入役 中上 晋助君
企画広報課長 小松 宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。6番、一般質問を始めます。

中西市長も、就任以来、1年半を経過して、精力的に公務に当たっていることは、皆さんご承知のとおりです。公務にも、多少、慣れてきたと思いますので、端的なご答弁をよろしくお願ひして、一般質問に入ります。

まず、「すくも夢いっぱい会」に対する基本的な考えから、お聞きをいたします。

先日、「すくも夢いっぱい会」のトータルアドバイザーの1人の方から、夢いっぱい会、各部会の理念と取り組みという文書が送られてきました。内容は、今の宿毛を何とかしたい、という理念のもとに、思想や政治、宗教を超えて、18の部会、114名の人が集まって、主として、人と環境に優しい第一次産業への取り組みや、生産物の開拓、地域産業の振興を図っていくのが目的であると。

そして、従来の行政依存型ではない組織運営をしていくということも、書いておりました。

組織の考え方には、共感できることも多々ありますし、今後の活動を応援しながら、見守っていきたく思っておりますが、市長は、これまでも宿毛からの情報発信の1つとして、期待していると答弁しています。

市として、この組織をどのような形で支援していくのかということについて、基本的な考え方を、まずお聞きをいたします。

次に、組織の事務局体制について、お聞きをいたします。

現在、農林課に事務局を置いております。組織の各部会を見ますと、水産課の所管であったり、商工観光課の所管であったり、もちろん農林課の所管が主になるところもあるわけですが、庁舎の位置づけとして、現在の農林課に置くよりも、適切な部署がありはしないかと考えますが、市長の考えをお聞きをいたします。

次に、SWANテレビについてお聞きをいたします。

宿毛のITの拠点として、また現在、都市圏から始まり、2011年には完全実施される地上波デジタル放送に対する難視聴地域対策としても、大いに期待されていると思っておりますが、これまでも、加入状況や放送内容の改善など、この場でいろいろと提言してきたわけですが、現在の加入状況について、お聞きをいたします。

また、筆頭株主の宿毛市として、経営の安定化のためにも、職員に対して加入の促進はどのように取り組んでいるのかについても、お聞きをいたします。

次に、SWANテレビの現在の宿毛市の受信可能エリアは、約95パーセントというのは、これまでも何回も話してきたことですが、残りの5パーセントについては、費用対効果の点からも、非常に厳しいという答弁が、今までもあっております。

しかし、現在、隣の四万十市に向けて、幹線を延長しようという計画が進んでいると聞いております。どのような計画で進められているのかを、お聞きをいたします。

し尿処理場の改修について、お聞きをいたします。

現在、和田地区にありますし尿処理場が、地区の理解のもと、改修されようとしていますが、今後、どのようなスケジュールで進んでいくのかを、お聞きをいたします。

また、改修期間中、海洋投棄で対応すると聞いておりますが、公共下水による処理をすれば、海洋投棄をする必要もなくなるのではないかと考えますが、検討したことはないのか、お聞きをいたします。

次に、施設の利用料について、お聞きをいたします。

現在、し尿処理場の利用料は、設置している宿毛市の業者は10リットル当たり7円と。三原、大月の業者は3円ということになっているようです。設置当時の交通事情とか、いろいろと考えながら決められたのではないかと思います。現在の道路状況などを見たときには、見直すべきじゃないかというふうに思うわけですが、今まで、検討されたことはないのかをお聞きをいたします。

教育行政について、お聞きをいたします。

6月になり、各学校では水泳の授業が始まり、プールには子どもたちの歓声が聞こえる季節になってまいりました。私たちの子どものころは、学校が終わるのを待って、海へ、川へと出かけ、背中が何枚はげたというような自慢話をしながら遊んだことでした。

それが、ついこの前のように感じられるわけですが、紫外線には、波長によってA波、B波、C波というふうに分けられるわけですが、A波は長時間浴びた場合、健康に影響があると懸念される。B波については、皮膚や目に有害である。日焼けを起こしたり、皮膚がんの原因になったりする。C波については、ほとんど地表には到達しないというふうに分類されるわけですが、近年、オゾン層の破壊が進み、紫外線の増加や、ほとんどは大気圏で吸収されるわけですが、一部が地表に到達するB波については、健康への影響が懸念されるという状況でありますし、特に小さな子どもたちに影響が多いとも言われております。

先日、私の子どもが通う小学校で、保護者の協力によって、プールサイドに日よけのネットを設置いたしました。各学校によって、いろいろと温度差はあると思うんですが、この紫外線対策について、どのように対応しているのかをお聞きをいたします。

教育委員会としても、どのように認識しているのかもお聞きして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。寺田議員のご質問に、簡潔に答えろということでございますが、少し長くなる答弁もございしますが、ご容赦をお願いいたします。

まず、1点は、「すくも夢いっぱい会」に対する基本的な考え方ということでございます。

昨今の安心、安全な農産物とか、人と環境に優しい農業、こういった新しい消費動向に対応できる地域産地づくりが、今、重要となってきておりまして、このような中で、民間活力によりまして、「すくも夢いっぱい会」が設立されたわけでございます。

食の安全部会を初めとして、数多くの部会。私がまだ、全部承知しているということになってないぐらい、非常に多くの部会ができていくというふうに聞いておるわけでございまして、人と環境に優しい農業、それから地域の特産物の開発、研究などの実践に取り組んでおられるわけでございます。

宿毛市といたしましても、新しい取り組み活動に対しまして、助成を行い、支援、協力をしてまいっているわけでございます。

今後もホームページ、広報等を活用しまして、幅広く市民の方々にも、こういった活動に対する理解を得て、市民運動として、発展させていただきたい。そして、1人でも多くの方々に、このような運動にご参加を願いたいというふう

に思っているわけでございます。

また、寺田議員がおっしゃいますように、「すくも夢いっぱい会」の取り組みは、宿毛からの情報発信の1つとして、期待をしているというスタンスは変えておりません。

皆様におかれましても、市民皆様が思っておられますが、何とか宿毛市を活性化していこうという点につきましては、同じ認識、共有できる願いだというふうに考えておるわけでございます。

この「すくも夢いっぱい会」の育成を通じまして、宿毛の発展に、皆様のご助言をいただきながら、尽力していきたいと考えておりますので、今後とも、ぜひご指導、ご協力をお願いしたい、このように考えております。

それから、「すくも夢いっぱい会」の事務局を農林課に置いていることについてのごことでございますが、これは、昨日の中川議員からもご指摘もございましたように、新たな取り組みとしての機構ということでの体制と申しますか、そういうものについてのご提案もございましたし、ご助言もございました。そういうことからの話も含まれていると思いますが、農林課に、実はおいておりますのは、実は農業の方から、この18部会となる前に、「すくも夢いっぱい会」を立ち上げたいというときの話が、実はイモから入ってきまして、そういった農業の方面から、実は入り口になったものですから、これでは、じゃあ、その立ち上げのときには、農林課がぜひ、この後押しをしていこうということでの立ち上げになっておりますので、18部会の中にも、農業関連分野というものが多くなっております。

現在のところは、そういったことで、農林課に事務局を置いておりますが、これはもう、議員ご指摘のとおり、各課に、多岐にわたって活動がなされておりますので、これにつきまして

は、いずれ、農林課だけの問題ではないということ、本来であれば、今の機構であれば、企画広報かなというふうな感じもいたしますが、現在のところは、農林課において、当初の話から、各課がそれぞれ協力をしていくというふうな体制をとっておりますので、ご了解を願いたいと思いますし、また、将来的にはこれ、「すくも夢いっぱい会」、市民の皆様、民間活力ということでございますので、この自前の事務局を置いていただくということが、組織の中にその事務局を置くということが、大切なことであるというふうになっていただきたいと、このように私自身は思っているわけでございます。

次に、SWANテレビでございますが、SWANテレビの、まず加入状況でございます。

ただいま、5月末現在の契約件数が2,508件でございます。工事の完了件数が2,417件となっております。前年度から契約件数におきまして、338件。工事完了件数が562件ふえております。

次に、加入促進の取り組みでございますが、6月、12月の新聞折込チラシなどによるポータルキャンペーンであるとか、空タップ営業というものを継続して行っております。

それから、職員の加入状況でございます。職員の加入促進につきましては、管理職を対象に、毎週、これ、庁議を開催しております。その折々に、私の方からも職員に対して、積極的に加入をしていただくようにという要請を行っているところでございまして、何割の職員が入っているということについては、把握をしておりますので、ご容赦願いたいと思います。

それから、SWANテレビの経営状況でございます。一応、加入者とか、コマースの営業収入の増加によりまして、当期損失は前期より縮小されているわけでございますが、依然として厳しい状況でございます。安定した経営を

行うためには、加入者数が3,700件程度、宿毛市で必要ではないかというふうに見積もっております。

より一層の営業努力を求めてまいりますし、また、市の広報におきまして、毎号、これはSWANテレビばかりじゃなくて、下水道の加入もお願いしたいし、それから、くろしお鉄道には乗っていただきたい、そしてフェリーも乗っていただきたい。この4件につきましては、市に関連するものでございまして、市民の皆様への広報を、これは有料広告ではございません。この4社に関しては、市の方で、みずから広報しているという状況になっております。

次に、四万十市へのエリアの拡大でございます。これ、四万十市自身が、新市建設計画の中で、ケーブルテレビの整備を重点項目に上げて、準備を進めておるということを聞いておりまして、それを前提としまして、SWANとして事業参画を行うと、推し進めるというものでございます。

当面は、具同の人口密集地域について整備をするものでございまして、これは、旧中村市とも話は、少しはしているそうでございます。ことし11月に試験放送の開始、そして18年1月には、本放送を開始したいというふうな日程で進んでいるということでございます。

工事をしても、加入者がいないと非常に困りますので、事前の調査をしているそうでございます。また、この地域におきましては、1,800の世帯がありまして、本放送開始までには、300件を目標に、営業を進めているというふう聞いております。

この引込み工事費用につきましては、宿毛市の場合と変わったことはありませんが、ただ、1つの経営戦略としてだと思っておりますが、加入申し込み、先着300名への加入金引込み工事費の無料キャンペーンを行っているというふう

聞いております。

次に、し尿処理場の改修でございます。

まず、1つは、幡西衛生処理組合におきまして、し尿処理場を改修するという決定がなされておりました、この改修スケジュールでございますが、本年度から施設の抜本的な改修を行うために、国への事業採択へ、採択を受けなきゃいけませんので、計画書を提出しまして、県、国と協議をしております。

その結果でございますが、本年5月30日付で計画の承認を受けまして、6月6日付で申請どおり、満額の内示をいただきました。

事業の実施年度といたしましては、今年度と来年度の2カ年を予定しておりまして、この総事業費といたしましては、約14億円を予定をしております。

現の建物、水槽等は補修しまして、有効活用を図りまして、経費の節減をしておるわけでございます。

それから、2点目の海洋投棄をせずに、下水道へ投入できないかということでございますが、工事が始まりますと、ある一定時期、4カ月程度、処理場が全面的に閉鎖をされます。この4カ月の間のことで、寺田議員の方から、海洋投棄をその間しないで下水処理できないかということのお話だと思いますが、この検討はしておりまして、クリーンセンターの処理能力とか、法律的にクリアしなければならぬことは別といたしまして、下水道投入もその1つの方法であるというふうなことは考えておりまして、下水道を投入するに当たりましては、下水道法によりますと、特定施設を設置する工場、または事業所、それから公共下水を使用する場合は、排水基準というものが定められております。

この排水基準をクリアするためには、ある程度の前処理をする設備を仮設をしまして、近くの下水のマンホールまでの配管が必要となって

くるわけでございます。

この仮設の設備の概算費用としましては、運転経費及びマンホールまでの配管工事は含んではいませんが、海洋投棄の約3倍程度、これは海洋投棄する場合には、見積もりでは7,400万程度、そしてこの下水処理するための概算費用で、仮設設備でございますが、これが2億1,000万程度かかります。

そして、さらに前処理するに当たりましては、何倍もの希釈水が必要となりますので、下水道投入するにしましても、この量の下水道料金というものが必要となってくるわけでございます。

このために、施設が使用できない時期の対応といたしましては、一番安く処理できる海洋投棄で対応したいと、このように考えておるわけでございます。

ちなみに、海洋投棄する場所の、今のところの候補地でございますが、これは和歌山県日御碕から約165海里、これ、キロに換算しますと305キロ、30・5キロメートルに当たる海洋になります。

続きまして、し尿処理施設の使用料についてのご質問でございます。これは、我々でも、近ごろ話題にはしておるわけでございますが、きょうのご質問が出たということでございまして、ちょっとこれから検討をきちんとしていかなきゃいけないなということでございますが、使用料につきましては、組合条例によりまして、宿毛市内の地域が10リットルにつき7円、大月町内及び三原村内の地域が3円となっております。

この金額が設定された経緯というのが、組合の内部でもちょっと調べていただいたんですが、書類等も残っておりません。ということで、はっきり、この決めた経緯というものがわかりませんが、24年ほど前に決定されたということで、議員ご指摘のとおり、大月町や三原村の道

路は、24年前だと、宿毛地域全体もそうだったと思いますが、現在のように整備されておりませんでした。

このために、3市町村の住民のくみ取り料金を公平にしたいということで、このような料金が設定されたんじゃないかなというふうに、推測はしております。

ただし、施設使用料の見直しについては、今後、組合の内部で協議、検討してまいらなきゃいけない課題であるというふうに、私自身が認識をしておりますので、いろいろな方々のご意見を聞きながら、協議検討してまいりたいと、このように思っております。

あと、教育行政関係については、教育長の方から申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。6番、寺田議員のご質問にお答えをいたします。

紫外線対策について、特に小学校では、どのような対策をとっているのかと、こういうご質問でございますが、紫外線には、私たちの体内でビタミンDをつくるのを助ける作用もありますし、昔からの生活の知恵として、細菌やカビに対する殺菌効果を利用して、洗濯物や布団を日干しにしたりしていることは、昔から行われておるところでございますが、しかしながら、近年、寺田議員の方からも言われましたように、フロンガス等の放出によりまして、オゾン層の破壊が進み、有害紫外線B波を浴び続けると、免疫力の低下を引き起こし、皮膚がんや白内障の原因になることが、多くの研究で明らかになってまいりました。

そこで、学校での紫外線対策、どのようにしておられるのかと、こういうことでございますけれども、もちろん、紫外線についての知識、正しい知識、そういうものは保健授業、そういった安全教育、そういった点で取り組みをしております。

ますけれども、その対策、予防といたしまして、外に出るときは、帽子の着用を指導するとか、それから、長袖の服を羽織ることを指導するとか、外での朝会には帽子をかぶるとか、夏の朝会は体育館で行うとか、運動会の練習のときから、テントを建てて、テントの中で、必要のないときには休むと。過ごす、見学をすると。

それから、日焼けクリームですね、そういったことも認めておりますし、また、プールサイドにテントや遮光ネット、そういうものを設置しておるところもございます。

それから、帽子の、紅白帽の後ろ側に垂れた、垂れつき紅白帽子というのを身につけて、体育祭のときなんかはやっておりますけれども、そういう対策をとって、紫外線対策というものに、各学校、取り組んでおります。

もちろん、議員さんがおっしゃられるように、学校間の格差もございます。例えば、プール時期に、6月入ってなっておるわけですがけれども、遮光ネットですね、これをやってないところ、1校ぐらいあります。そういう意味で、特に橋上は、この橋上小学校の方は、特に議員さんなんかの、PTAのご協力によって、いろんな形の取り組みが展開されておるといことで、非常にうれしく思っております。

それから、家庭、保護者に対しては、学校として、学校通信とか、保健通信とか、あるいは学級通信で、そういう対策を行っておるといことと、紫外線についての正しい認識ですね、そういうものを発信をしております。

次に、教育委員会としての認識と対応でございますが、先ほども申し上げましたように、近年、フロンガス等によるオゾン層破壊が進行し、有害紫外線B波を浴びることにより、免疫力の低下を引き起こし、皮膚がんや白内障の原因になることが明らかになっておりますので、紫外線の浴びすぎにより、健康への影響が心配され

る状況にあると、こういうことを認識し、先ほど申し上げましたような、各学校での予防対策、指導、そういったものに取り組んでおります。

私たちのこの生活の中で、この紫外線を浴びずに暮らすと、こういうことはなかなかできませんので、紫外線と上手につき合っていくことを考えていくことも、非常に大事だろうと、こういうふうに思います。

紫外線を正しく知れば、日常生活の中で、紫外線の浴びすぎを避け、被害を少なくする、そういうことも可能だと考えますので、これから紫外線についての正しい知識、それから紫外線の健康に対する影響についての正しい知識、紫外線予防についての正しい知識を、各学校にしまいりたいと思います。

それと同時に、これは、自分の健康は自分で守ると、こういう生きる力の指導も、並行してやっていくべきだろうと、こういうようにも考えております。

今後とも、学校間の格差というか、そういうことのないように、子どもの健康が守れるような形で取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問をする前に、多分、教育長は今、日焼けクリームと言いましたが、日焼けどめクリームですよ。多分、間違いやと思いますので、訂正を、もしできればしていただきたいと思いますが。

教育委員会としての紫外線対策については、かなり詳しく説明をしていただきました。ただ、認識として、やっぱり市民に、いかにして知らしていくかということも大事やと思いますので、その点にも努力していただければと思って、教育長への質問は終わりにしたいと思います。

市長に対して、再質問をさせていただきます。

「すくも夢いっぱい会」に対する取り組みで

すが、市長も、今のままではいけないと。将来的には、事務局は自前でもってほしいというお話をしておりますが、現在、楠山地区で言えば、あけぼの会とか、栄喜地区で、女性でつくっております栄喜っ娘ひめ市ですか、という団体であったりとか、玄関ロビーに、再々と写真は変わっておりますが、宿毛ふるさと記録保存会とか、ほかにも上げれば多々あると思うんですが、いろんな自主的な団体があるわけですよ。

そういうところとも比べると、いくら立ち上げて間もないとは言っても、やはり基本的には、事務局は自分ところで持つと。その団体を、市としてどういう形でバックアップフォローをしていくかというのが、今、夢いっぱい会に、市民が求められているというか、市民に市長の言う認知される、認めてもらえることじゃないかなというふうに考えるわけですが、その部分について、市長の見解をお聞きしたいと思えます。

また、今、聞きましたように、110名をちょっと超すぐらいの人数になっているということ聞いてますが、なかなか大きな団体になると、全体で一緒に何かをしようというのは無理やと思うんですよ。その点でいえば、各部会が中心で、実際、動いていると思うんですが、部会ごとで活動をする。年に1回ぐらい、全体が集まって自己評価をしながら、みんなの意見も聞くというような、協議会的な動きになるのが本当じゃないかと思うんですが、その点についての、市長のご見解もお聞きをいたします。

次に、SWANテレビのことについてですが、この問題については、僕、3月にも多分、聞いたと思いますし、昨年9月にも聞いたと思うんですが、2,400という数字、これはもう、去年の9月ぐらいの時点で上がってきた数字じゃないかと思うんですが、あんまりふえてない。ボーナスキャンペーンとか、空タップのと

ころに対するキャンペーンとか、いろいろとうっているわりには、ふえてないなというふうに感じるわけですが、6月ぐらいが総会にもなるとは思っているんですが、市として、本当にこれで大丈夫なのかなと。せつかく、皆さんのご理解のもとに立ち上げて、ここまでやってきた、この議会も1年余りになるんですか、放送し始めて、自分たちの活動というの、市民に公表できる場もできたというふうに喜んでいるわけですが、これがこのまま営業できなくなると、こういうこともできなくなるというふうに思うんですよ。

その点でいえば、3,700件まで持っていくというと、あとまだ1,300件あるわけですよ。そういうことを考えると、今までのような形でやっていたら、いつまでたってもできんがじゃないかというふうに考えるわけですが、その部分で、市長の方として答えられることがあれば、お聞きいたします。

それと、次に四万十市にですが、これはSWAN単独で、多分、引く、幹線じゃないかと思うんですが、そういう余裕が、今、SWANテレビの方にあるのか。どういう資金計画で引こうとしているのか。

中村市、旧中村市ですが、旧中村市の方とは、事前に打ち合わせもしていたというような話も、市長の方からありましたが、現在の四万十市の方からの行政的な支援は得られるのかどうか。そこらあたりも、どのような形で進んでいるのか。

それと、300件を目標にしているという答弁でしたが、300件が入った形で、その幹線の採算というか、は取れるのかどうかいうのも、妙に僕にはわからないわけですが、実際、あこ、具同まで引くのに幾らかかって、300件入ると、多分、ひと月の受信料は、同じでいくとテレビだけで2,800円、引き込みの加入料込

みで、キャンペーンやると5万前後で多分、1件引き込みが完了するんじゃないかと思いますが、加入料については、転出とかいうときには、お返ししないといけない部分もありますので、積立金のような形で入るといふふうに認識しているわけですが、SWANが健全な経営をできるためにも、しっかりとした検証をしながらいかないと、先々は市民の方に返ってくるという部分もありますので、そこのあたり、もう一度ご答弁をお願いいたします。

し尿処理場の改修についてですが、この海洋投棄については、私はもう2年間、全体的に海洋投棄するのかという認識でいたわけですが、4カ月程度ということですので、19年度からは海洋投棄ができなくなるという説明も、今までも受けてましたので、海洋投棄でよしだと思わうわけですが。

1点だけ、使用料について、今まで、質問の中に、今まで検討したことがなかったのかということをお聞きしたわけですが、その点について、今から検討していきたいということですので、今までは検討してなかったのかということ、1点だけお聞きして、1回目の再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再質問にお答えします。

紫外線対策について、市民にも周知すべきだという話もございましたので、これは、私どもでも広報等通じまして、また対策を練らしていただきたいと思います。

それから、夢いっぱい会の件で、いろいろ他の団体等のことの比較ということで、ご指摘、ご提案もございました。

これは、新しい形、いわゆる生産物、それから宿毛市の今まで出していなかった特産物を開発したり、そしてまた、新たに食の安全という

ものを、それから食の環境整備というふうなことも、新たなことが入っております。

こういう宿毛からよいものを産出、そしてまた出荷していこうというふうな、新たな取り組みでございますので、この、もう半年もたつてという話もございますかもしれませんが、ぜひ、いろんな部会もあります。大勢が一逼に集まって、なんだかんだするという事は、なかなか物事が決まりません。これはもう、ご指摘のとおりでございますして、そういった形での部会を構成しながら、部会の役員の方々が、月に1回話し合いをしながら、よいものを出していこうというふうなことに取り組んでおるわけでございますので、ぜひご理解をお願いしまして、ぜひ温かく見守って、これを市民運動として育てていってあげたい。

今ある団体の方々、例えば生産物を売っておられる方々につきましても、ぜひ、また手を組んで、一緒にやっていただければいいんじゃないかなというふうなことも思います。

全員が動くのは無理ということで、協議会方式で別々で立ち上げて、これはまた、それぞれの部会が大きくなりましたら、そういう形も必要ではないかなということも思いますので、そういうことで夢いっぱい、温かく育てていってあげたいなという気持ちでおります。

それから、SWANの加入率の問題ですけど、一応、私自身も寺田議員のおっしゃるようなことは、重々認識はしておるわけでございますが、なかなか加入率が達成できないというのが現実の問題でございますが、ただ、SWANテレビの会社の方としまして、月々の目標を立てまして、この目標については、近づいているということでございます。

もう少し時間が要るのかなと思いますが、私どもも取締役会等出ましたときには、SWANテレビの方からも、いろんな話も聞きまして、

ぜひ、これは早く達成しなきゃいけないというふうなことでのお願いといたらおかしいんですけど、そういうことにしないと、会社そのものが破綻していくんじゃないかということでございます。

せっかくできたSWANテレビ、ケーブルテレビ会社でございます。これから2010年に向かって、地上デジタル、せっかくこういうSWANテレビが必要となってくる状況になってくるわけですから、このSWANテレビの加入率をふやしていくことが、まず大切なことだというふうに思っておるわけでございます。

そしてまた、四万十市への具同への進出でございます。これにつきましても、我々、最初に話がありましたときにも、例えば、宿毛で始めるときに、いっぱい入ってくれていない、加入率が今、悪い状況でございます。そういったことを踏まえて、これは具同に進出するんであれば、その具同の方々に十分説明して、まず具同の方々がどれぐらい入っていただけるかというリサーチをしなきゃいけない。そして、その確約をいただいてから、具同に進出すべきであるというふうなことも、発言もさせていただいております。

そういったことで、旧中村市に、先ほど申しましたように、幹部の方が出向いて、お話しして、当面、具同に進出して、必要な加入者を、経費に見合う加入者をふやすということになっております。

この具同につきましては、先ほど、当初、300がキャンペーン対象ということでございまして、経営安定には500なり必要だというふうに聞いております。そういうことで、500だけでも、これはだめなものですから、500入ったからといって満足しちゃいけないということで、まず、その500以上入っていただく。

全戸入っていただくぐらいな気持ちで取り組

んでおるということでございますので、また、ご支援も願いたいというふうに思っているわけでございます。

それから、し尿処理場の使用料の今までの検討でございます。実は、私、なってから1年半になりますが、この中での検討事項は、まだございませんが、事務的に聞きましたら、これは合併の協議始まったときから、これは幡西衛生処理組合でございますので、この時期に合併になった場合には、どうしていこうという話し合いは、ずっと格差がございますので、していたようでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） SWANテレビのことについて、再質問をいたします。

先ほど聞いたわけですが、答弁がなかったんで、ひょっとしてわかってないのかなと思いつながら聞いていたわけですが。

旧中村市、四万十市からの行政的な支援は、話としてあるのかなのかという部分と、もう1点、これは先ほど、私の方が聞いてなかったんで、300件の加入キャンペーンをやるということのようですが、宿毛市でオープン当初にも、いろんなキャンペーンを打ったことは認識しています。それでも、軒下までの1万5,000円を無料にするというキャンペーンは、多分、打ってなかったというように記憶しているわけですが、間違っていたら、また訂正していただきたいと思っております。

それほどまでにして、とらんといかんのか。300件を1万5,000円掛けますと、4,500万ですか。450万ですかね、450万ですね。450万の減免をするという形になるわけですが、それをしてとらんととれんがやったら、なかなか500件とか、いう部分がとれないんじゃないかというような気がするわけで

すが、大体、光ファイバーの本線、幹線を引くのに、僕の今まで聞いた話によると、1メートル当たり1万近くかかっているんですが、それを引くと、中村まで、山田から引いても10何キロあるわけですから、1億5,000万ぐらいかかるわけですか。資金計画が聞けてないので、よくわかりませんが、それくらいの金額を投資して、なかなか難しいと思うんですが、その点、市長の答弁を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再々質問にお答えします。

失礼いたしました。先ほど、四万十市からの行政支援の話でございますが、この旧中村市でお話したときには、まだ行政支援、これをするという具体的なものはないそうでございますので、お話だけは、一応、持っていつていると。

宿毛市並みに、固定資産税の減免であるとか、そういう方法もあろうかと思いますが、そういうことを、一応はお話は出しているようでございますが、今のところ、まだはっきりした確約はないということでございます。

それから、これは中村、旧中村市とのお話の中で、防災施設を計画する上で、ケーブルテレビは計画から外せないというふうな感想を言われていると、いうふうな状況でございます。

それから、具同への進出のための事業費が1億3,700万で、うち工事費が1億700万というふうな状況になっておりまして、先ほど、私、申し上げましたように、500は必ずとりたいと。それで、今は仮加入が150あるそうでございまして、これは、事前にやはり、工事にかかる前に、各家庭に説明した上で、加入を、促進をまず確約していただくということをきちんとしなきゃいけないというふうに思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 企業として、営業努力をして、加入をふやしていくというのは当然でございますし、どんどんやって、加入をふやして、市民のために、またSWANテレビがいろいろと貢献していただけるという期待をしながら、2011年に地上波デジタルになったときに、放送する放送局がなかったということのないように、努力していただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、通告の順序に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1番目は、フェリーの支援策について、市長にお伺いをいたします。

昨日も、同僚議員の中から質問もございましたが、高知大阪特急フェリーが、41億円の赤字を抱えて、倒産をいたしました。また、宮崎・高知・川崎の航路を持っておりましたマリンエクスプレスも、大変な赤字がかさむということで、6月をもって休止になりました。

マリンエクスプレス、私も友人がおりまして、ちょっと聞いたところですが、大変大きな船で、エンジンが4万6,200馬力ということで、ドラム缶1本の燃料が、2分間で消えるそうでございますから、川崎あたりに行きますと、18時間かかりますので、ざっと計算しても1キロリットル3万五、六千円の相場で、400万も片道にかかるそうでございますから、なかなか海上交通は難しいなど実感をしておりますが、本県の海上交通網は、高知大阪、そしてマリンエクスプレス、この両方の休止によりまして、かつてない危機に直面をしておると思っております。

本市と佐伯との航路も、再開に当たりましては、大変な紆余曲折がありました。幸運にも、宿毛フェリー株式会社が、英断を持って引き継

いでただけまして、大変、うれしく思ったところでございます。その後、我々も政務調査のとき、1回、利用いたしました、そうたびたびも利用できませんので、その経営内容について、心配はしておりましたが、先日のプレス発表によりますと、まずは順調な船出と、見出しがありましたので、一安心をしたところでございますが、この景気の低迷や、10カ月間の運航停止等を勘案して、当社が業績の見通しを厳しく計画をしておりましたので、思いのほか、好調とおっしゃっているのであって、3カ月間の実績では、1,000万近い赤字を計上しておりますから、なお一層の支援を必要としておると思っております。

市長は、新春のあいさつで、この航路は海の国道と認識をして、観光や産業振興のために、大切に支援をしていきたいと、抱負を述べられておりますが、誘致に当たっては、当時、いろいろな支援を、この会社に約束をしまいましたが、その中に、県は当初、4億円という枠の中の2億円を負担をするということで、枠を決めまして、運航再開に当たって、いろんな取り決めをしましたが、その運航後は、財政的な支援はしないけれども、側面的に、例えば観光ピーアールであるとか、トラックの確保であるとか、モーダルであるとか、いろんな支援策を行うと言っておりましたが、この間、それはどうなっておるかということと、また、民間組織においても、商工会を中心に、たしか商工会頭が、数千万円の数字まで表明して、資金を集めるんだという熱意がございましたが、その動きは、その後、どうなっておるか。

それから、幡多の関係市町村は、当初、乗り出しのときには、一定の支援もしていただきました。がしかし、運航後は、一切、金銭的な支援はしませんよということでございますが、このフェリーの会社の事業内容を見ますと、大変、

観光の方にも寄与されて、四万十とか、足摺方面のお客さんも、相当、運んでおるように思いますが、物心両面の支援を、もう一度お願いをすべきではないかと思いますが、その点に対する、市長の考えもお聞きをいたしたいと思いません。

それから、この報道による850万円の赤字決算であったということは、企業にとっては、大変なことであろうかと思うんですが、市長は、この赤字決算というものの現状は、今、どのように受けとめられておるのか。それに基づいて、今後、非常に原油高でもございますし、今、厳しく経営を、人件費なんかを抑えてやっておりますから、これからも非常に厳しい経営になるかと思えますけれども、宿毛市の今までの支援と、今後、どのような支援をしていかれるか、そのことについて、まずお聞かせを願いたいと思えます。

それから、2番目は、自立と新たな合併についてという表題にしておりますが、ここ数年間、まさに嵐のように、平成大合併騒動が日本国中を吹き荒れましたが、西高東低で推移する中に、市町村の数も全体で4割減の1,822に再編をされて、およそ峠を越えました。

隣の愛媛県は、減少率全国2位の70パーセントを達成し、村はすべて姿を消しました。70が20になりましたが、それに引きかえまして、高知県は非常に弱小な自治体、とりわけ中山間地域を多く抱えているにもかかわらず、20パーセントにとどまりました。特例債という活用ひとつ比べても、歴然たる財政格差が生まれたと思っております。

本市と大月町、三原村の三者の合併は、平成14年7月に合併協議会を立ち上げましたとき、県内では最も最初に調印をされるであろうという、モデルになるであろうという期待を込められておったと思えますが、住民投票の結果、白

紙になりました。

17年3月に、宿毛と大月で、再度、合併協を立ち上げて、調印にまでこぎつけながら、町議会での否決という形で、これも水泡に帰したわけでございます。

私は、この失敗がどちらが悪かったのかということ、ここで申し上げるつもりはございませんが、当市の文教センターで、市長と町長、それに両議会議長が、大の大人が手に手をあわせて、4つの手を重ねて、高らかに合併宣言をしておきながら、これが無になったということは、現状、何をかいわんやという思いがあります。

明智光秀の三日天下、あるいは三日坊主というような言い方もございますけれども、わずか2日と半日でこの問題が反故になったことは、どちらがいい、悪いでなく、最も信義にもとることではないかと。行政の信頼というのは、どこにあるのかという思いもいたしますし、また、合併が成就できなかったことにつきましては、私も議員の一人として、住民の皆様には深くおわびを申し上げたいと思います。

このような流れから、本市としては、当面、単独自立ということでゆかなくてはなりません。三位一体改革の中身によっては、ますます財政的に厳しくなってくると考えられます。

いろいろ、合併しない場合はどのようなことになるかというシミュレーションも、市民にもいろんな説明会をもって、市長も率先して行っておりましたが、まさしくその結果が出て、そのようになりましたので、再度、今後の自立に向けた各施策について、現状のお考えをお伺いいたします。

次に、新たな市町村合併についてでございますが、05年4月1日、3月31日の翌日から、既に5年間の時限法で、新法がスタートをしたと聞いております。

旧法は、手厚い財政措置を講じる合併支援法ということでございますが、新法は、この大掛かりな財政措置をせずに、国がある一定の基本指針を出し、それが、知事が受けて、合併協議会設置のあっせんや、勧告をする権利が付与されておると書かれておりますが、仮に、知事が近隣の市町村に、再度、合併協の設置を勧告した場合、市長は、どのように対応するのかをお伺いをいたします。

3番目に、教育長に、まずお伺いをいたしますが、大変な少子高齢化で、宿毛市の学童児童も減りました。いつのことかははっきりわかりませんが、数十年前には、4,000食かそこから、給食センターでもつくっておったと思いますが、今、聞きますと、大体、2,100名前後ですか、こういう減少化が進む中で、国の方も、小学校の一、二年生とかは30人学級、また、中学校の40人学級も見直しをかけるという、数の高いところではやっておりますけれども、現状、学校規模の適正な規模について、教育長はどのようにお考えになっておるのかということ、まずお聞きをいたします。

それから、現在、篠山小中学校の改築工事計画が進められておると聞いておりますが、その工事の概要について、まずご説明を願います。

同時に、今後の同小中学校の児童生徒数の推移についても、五、六年でもよろしいですが、お答えを願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

まず、フェリーへの全体的な支援策ということでございますが、昨年、航路を再開していただきました宿毛フェリー株式会社に対しましては、本当に我々、心から感謝を申し上げたいというところでございまして、私どもも、先ほど、

宮本議員がおっしゃっていただきましたように、この宿毛佐伯航路につきましては、我々にとっては、海の国道だというふうな認識もあったし、またずっと、その面で持っております、国の地方整備局の方にも、そういったこともうたえてまいっている状況ではございますが、なかなか具体的な、国道としての支援策というものが、まだ見つかっていない状況でございます。

何点か、その支援策について、ご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

県の側面的な支援でございますが、これは、ただいまでは可動橋の使用料、それから係船料の減免が、まず大きなものでございます。

そしてまた、これに加えまして、海上輸送推進事業、これ、別名、カタカナでモーダルシフト事業というものがなされております。

これ、可動橋の使用料と係船料は、ともに2分の1という減免措置をしていただいておりますが、このモーダルシフト事業でございますが、これ、この目的がエネルギーの節約とか、環境負荷の低減、それからトラック運転手の不足解消の一助や、夜間長距離運転業務の削減による交通事故の防止。それから、高速道路等の渋滞緩和ということといった効果を求めまして、発着の県の、今、最終的には、今のところ、見通しが、宿毛佐伯フェリーだけになってしまいそうでございますが、県発着のフェリー利用に展開しまして、貨物輸送をした場合に、県が認めたトラック運送事業者に対しまして、半期ごとに一定の助成を行うということでございまして、宿毛佐伯航路の補助額が、1台あたりで4,000円でございます。他の航路におきましては、前年度から増加した台数のみが補助対象ということでございますが、宿毛佐伯航路につきましては、再開後1年間に限り、全台数が補助対象というふうになっておりまして、16年度の実績額、これは12月からでございますが、3月

までが719台で、約287万円という補助をいただいております。

この事業につきましては、今年度、平成17年度も3,559万4,000円が、県において予算化をされております。

そして、また、民間組織からの資金援助と申しますか、援助でございますが、幡多の地域の商工会議所等で設置しております高知西南地域活性化推進協議会というものがございまして、7月28日に開催予定でございますが、これに現状報告をしまして、今後の取り組みを協議するというところで、全体額で約4,000万程度、ここで調達しようというふうなことが、話し合われているように聞いております。

それから、宿毛市といたしましては、一応、側面でございますが、観光センターの一部を無料で、会社の方に貸与しております。

それから、次に、16年度の決算に対する評価でございますが、宿毛フェリーが16年の10月に作成しまして、5カ年計画を出しております。この計画によりますと、経常損益が、計画書では1年間で5,000万円というふうな損失ということで計上しておりますが、今回の決算を1年間に換算しますと、約3,000万の損失というふうになりまして、実績が3カ月半でありますので、単純比較はできないとは思いますが、会社としては、大いに健闘しているのではないかなというふうに、私自身評価をしているところでございます。

それから、宿毛市以外の市町村への支援要請でございますが、今のところ、これは豪華客船の寄港時に、観光協会に交付しています補助金を、今年度、宿毛市と土佐清水市に対して、幡多の広域市町村が、これ1回だけでございますが、負担をするということになっております。

こういったことで、観光とか地域産業に対する経済効果を、幡多広域として認知する傾向に

なってきたということでございますので、宮本議員ご提案のフェリーに対する支援につきましても、幡多広域市町村圏事務組合において、また提案もしてまいりたいと、このように考えております。

また、どうしても計画に対しまして、少ない損失と言いながらも、先ほど、宮本議員からも原油の高騰によりまして、非常に燃料費が計画時より高くなっております。そういうことを考えたときに、これは厳しい経営状況に、ますますなるというふうな認識を持つとかなきゃいけないということで、宿毛市としましては、今年度を初年度としまして、3年間に限り、単年度で2,000万円を上限とした補助をしていこうじゃないかというふうに予定しております。

対象となる経費などにつきましては、また今後、会社とも協議していかなくちゃいけないのかなというふうに思っておるところでございます。

それから、合併の件でございますが、残念ながら、合併、宮本議員おっしゃいますように、本当に皆さんのご努力にもかかわらず、議員の皆様方全会一致でご協力をしていただいたわけでございますが、結果的には単独自立を余儀なくされたということになったわけでございます。

現在、三位一体改革と申しまして、補助金の削減であるとか、これに伴う税源移譲、それから地方交付税の削減等により、大変厳しい状況になってくるのは目に見えているということでございます。

16年度の決算におきましても、財政調整基金を3億円取り崩しての決算を上げたような状況でございます。本市を取り巻く行財政状況につきましては、本当に厳しい状況でございます。年度当初予算におきましては、議会もみずから行政視察をとりやめて、経費の削減に協力をしていただきました。また、執行部としましては、特別職の給与の減額であるとか、職員の諸手当

の廃止であるとか、見直し等を行いました。

このような状況の中で、市役所の内部組織としまして、助役を会長としまして、財政健全化計画策定委員会というものを立ち上げて、財政シミュレーションの作成であるとか、健全化計画等について協議を重ねておる状況でございます。

この内容といたしましては、当然、行政改革大綱に基づく実施計画の実現を基本に、各種使用料等の滞納者に対する法的手続等の強化ということ、そして収納率の向上を図るということと、遊休土地もございまして、こういったものの売却等により、歳入の確保というものも、努めなくちゃいけないんじゃないかと。

また一方、経費の削減につきましても、事務事業の効率化というものを、一段と進めなくちゃいけない。そして、今まで当たり前のように行っていたものにつきましても、再度、見直しを図りまして、アウトソーシングできるものにつきましては、できるだけ民間等に委託をお願いをしたいと、このようにも考えておるわけでございます。

今回、議会にもご提案させていただいております「椰子」などの指定管理者制度につきましても、これから積極的に導入をしてまいりたいと、このように考えております。

というふうに、今後はこれまで以上に行財政改革を行わなくちゃいけないというふうに考えておるところでございます。

また、本市の行政改革大綱も、18年度が期限になっておりますが、これを前倒しを行いまして、17年度から見直しに着手しまして、総務省の事務次官通知で17年度中に行政改革を進めるための集中改革プランというものを策定して、公表しなくちゃならないというふうになっておりますので、行財政改革大綱と整合をとりながら、策定をしまして、経費の節減、財政の

効率化というものを図ってまいりたいと思っております。

それから、2点目の新たな合併でございますが、新法におきまして、都道府県は自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づきまして、合併協議会設置勧告、それから合併協議会にかかるあっせん及び調定、合併協議会推進勧告等の措置を講ずることができるというふうなことになっておりまして、従来にもまして、県が重要な役割を果たすというふうになっております。

こうした中で、高知県が今後、今までの取り組み、今までの枠組みでございますが、それから新たな枠組みでの勧告等をどういうふうに行うのか、どういった時期にやるのか、そういったものが、まだ定かではございません。

先日も、実は県の合併の推進室にも、室長ともお会いしまして話したわけですが、まだそういったところが全然白紙の状態ですということではございました。

いずれにしましても、宿毛市民が、安全で安心して住めるまちづくりができるような合併じゃなきゃならないというふうに、私自身考えております。そのときには当然ながら、議会とも協議をさせていただきまして、宿毛市としまして、いろんな選択肢も考えられますので、宿毛市の発展につながるような合併に向けて、議会と協力をお願い申し上げて進んでまいりたいと、このように思っております。

学校の方につきましては、一部、教育長の方からいたさせます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、8番議員、宮本議員のご質問にお答えをいたします。

学校の適正規模について、まずお答えをしたいと思います。

高知県小中学校適正規模検討委員会による報

告書によりますと、子どもたちの教育効果の観点から、1学級20人から25人程度が望ましい。また、学校経営上の観点から、学級数につきましては、小学校では、最低12学級程度、中学校6学級程度が必要であると書かれております。

この規模を参考に、宿毛市内の学校を上げますと、小学校11校の中で2校、宿毛小学校と咸陽小学校が、それから中学校は6校の中で2校、宿毛中学校、片島中学校が該当するかと思います。

現在、宿毛市のおかれておる実情から考えますと、大変厳しいものといわざるを得ません。

次に、篠山小中学校の改築工事について、お答えをしたいと思います。

篠山小中学校の建設、管理運営につきましては、愛南町教育委員会内に事務局があります。篠山小中学校組合で行っております。

篠山小中学校の施設であります。小学校につきましては、昭和44年度建設、鉄筋コンクリートづくり平屋建てで、35年が経過し、外壁の至るところに亀裂が生じ、危険な状態となっております。

また、中学校の校舎につきましては、昭和39年度、増改築工事を行った木造2階建てであります。その後40年が経過し、耐用年数をはるかに超え、シロアリ被害による危険な状況となっております。

このような状況を解消するため、小中一貫教育を掲げ、平成18年度中の改築に向けて、平成16年度に基本設計委託を行い、現在、事務処理を行っております。

今後のスケジュールとしましては、基本設計図面による木造平屋建て建築面積2,541平方メートル、概算工事費9億1,800万円の内訳書に基づき、8月ごろ、愛媛県教育委員会のヒアリングを受け、10月ごろに改築工事に

かかる実施設計業務委託入札を行い、来年3月、成果品の受け取りを予定しています。

そして、平成18年8月ごろ、工事着工年度内に完成を目指しております。

続きまして、概算工事費9億1,800万円の内訳であります。財源については、国庫負担金1億8,900万円、起債1億6,560万円、一般財源は、宿毛市、愛南町の均等割負担となっておりますので、2億8,170万円程度を、それぞれ見込んでおります。

工事費につきましては、小中学校校舎工事費6億8,943万円、施設特別教室改造費987万円、プール工事費9,660万円、屋外附帯工事費4,830万円、合併浄化槽工事費三百150万円、敷地造成工事費1,407万円、仮設校舎設置費3,780万円、旧校舎解体費1,878万円となっております。

また、今後の校区児童生徒数の推移についてでございますが、小中学校の合計数で申しますと、平成18年度が50名、19年度が43名、20年度が37名、21年度が33名、22年度が35名、23年度が41名の想定となっております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再質問をいたします。

まず、市長に、フェリーの件でお伺いをしますが、いろいろ県の方は、モーダルシフトの方は、1年間全台数で行うというようなこと、また、民間の方も、4,000万は大筋で構えようという努力をされておること。

もろもろ、支援の内容についてはわかりましたけれども、私は、この原油高で、会社の方は5,000万円ぐらいの損失見込みが2,000万円ぐらい減額になって、3,000万ぐらいで済むのではないかと、大変努力をなさってくれておりますけれども、非常に高値になって

おりますから、これ以上のものが、実際、出るんじゃないかという心配をしております。

それと、この黒字経営にもしならなかった場合は、やっぱりフェリー会社は当然、黒字を出さなければ、いつまでも、いろんな支援があるかといっても、やっていけなくなるわけですから、そのことを考えますと、一日も早く、黒字になるためのもろもろの支援を、強力に進めなければ、短期間でどんなに努力してもできなかったという結果も出るんじゃないかという心配もしております。

それから、新聞の中でも、5月の連休等に積み残しがあったという、非常にお客さんが多かったというようなことも報道されておりますけれども、船の能力が999トンですから、非常に小さいわけですね。それで、もう少しふとい、大きな船であれば、積み残しがないように積めたんでしょうが、経営からいえば、ある一定、稼ぐときに稼いでおかないと、トータルでいくと乗らない日もございますから、やっぱりそういう面では、今の1隻運航で、非常に人件費を抑えて努力されておるのは感謝をするんですが、やっぱり、当時、県は、市もですね、2杯運航を基準として、支援の枠組みをいたしました。この2杯運航でやれば、1隻でやるよりも、経営的には多分、今の状態では苦しくなるんじゃないかと思うんですね。それが、数字の上で、2隻運航と対比したら、バスや旅客や乗用車は、約7割ぐらいお客さんが乗っておると。非常に密度が濃くなっておるんですが。

2杯にすれば、当然また、すきも出るわけですから、長期的に見れば、現在、1杯でこの、非常に人件費も抑えて、原油高の中、頑張っておられますけれども、1杯でやっておると、どうしても船のキャパが少ないわけですから、稼ぐときに稼げないと。

そうしますと、船も実際、古いですし、総額

3億円ぐらいかけて、そのうち2億ぐらい修繕に使って、準備万端でいってますけども、将来的に見たら、この県が債務負担もしていただいておりますものと、幡多広域で出す残りの分ですね、これが実際、2杯にならないと出ないという仕組みになっておりますけれども、このあたりは、もう少し、同じ税金を使うのであれば、2杯目に出して失敗するよりも、現状の船を買いかえるときにでも、これは使っていいですよというふうなことになるかどうか。

いろんな支援をしながらやっても、会社の方も補助金をいただいてやっておるんであるから、失敗は許されないというような、非常にありがたいコメントもしてもらっておりますけれども、海洋交通網、大変厳しいわけですから、そのようなことができないものかどうか、このあたりをお伺いをいたしたいと思います。

それから、幡多の方の、ほかの宿毛市外の市町村でも、今、市長の答弁で大型客船の入港による観光効果も、非常に認めていただくようになったということで、このフェリーについても、いろんな意味で支援を、再度、強くお願いをするということですから、ぜひとも頑張っていたきたいと思っております。

それから、ちょっと、きょうの新聞で、これも私、フェリーも当然、当初、誘致するときには第3セクターぐらいでやるしかないんじゃないかと。厳しいなという思いがしました。

でも、第3セクターというのは、見直しをかけられておりますので、それは当然、無理なんですけど、今、くろしお鉄道は、第3セクターで運営をしておりますけれども、きょうの日経新聞を見ますと、海上交通の高知大阪特急フェリーは、何とか確保すると、知事のコメントがありましたけど、その中に、土佐くろしお鉄道を上下分離方式でやってはどうかという方針が、突然出ておりましたが、このことは、交通体系非

常に問題がありますから、市長にあえてお聞きしたいんですが、こういうプレス発表があったんですが、この上下分離方式という、くろ鉄の基本の計画を見直すというのは、これは市長には、事前に話があったのでしょうか。

くろしお鉄道も5年間で6億円ですか、基金を積み立てて、県が3億、残りを関係市町村が見るということで、しかも1億2,000万を積み立てて、基金として使っても、05年度、本年3,800万円の赤字が出るというのも、新聞で出ておりましたし、上下分離をしても、第3セクターでやっておるんですから、上の方からも、赤字も出ておりますし、また、下の方、線路や駅舎を、宿毛市の分に仮になったとしても、実際にこれ、総合的なメリットが出るとお思いでしょうか。そのあたりも、答弁をお願いします。

フェリーの件では、大体支援体制はわかりましたので、より強力に、黒字経営になるために、県そして幡多の自治体、それから民間の約束、それともう1つは、当時、盛んに言われておった九州側の支援、これも全く耳に入ってきてませんので、そのこともあわせて、市長に努力もしていただきたいし、議会もそれなりに努力をしてまいりたいと思っております。

フェリーの件につきましては、この県と市が組んできた4億の枠組みの中からの支援に、柔軟性が持てないのかということと、また、くろ鉄の問題も、市長にご意見があればお聞かせください。

それから、自立と、新たな合併ですが、自立については、助役を会長にした財政の健全化計画策定審議会を立ち上げるということで、助役に期待もするところでありましてけれども、経費の節約その他は、もう当然、これはしてまいらななきゃなりませんし、その中で、今、答弁を聞いて、アウトソーシングですか、それと指定管

理者制度の導入は、今議会にも条例案が出ておりますが、これは、たくさん、今まで財団とか公社で運営しておるものがありますけれども、実際に指定管理者に任せる該当事業というのは、非常に少ないと思うんですね。

「椰子」であるとか、ほかに二、三件出ておりますけれども、民間がやってもどうしようもないものもございますし、見直しをかけるときに、それはもうやめるのか、それともやるのかという抜本的な考え方も必要になるんじゃないかと思います。

それから、アウトソーシングですが、業務の民間委託、これは国も県も当然、今回の行革の中で進めておることですが、このアウトソーシングも、積極的にやると言われましたが、1つ、この中には行革大綱の中でも、何回か言われております清掃公社、それから給食センター、こういうところを、集中プランを立てるんでしょうけれども、総務省の集中プラン策定をしなきゃいかんということですから。

これはあれですかね、市民に公表すると理解してよろしいですかね。となりますと、こういう中に、年度を決めて、何年までに何をやりますということに、当然なると思うんですが、今アウトソーシングの清掃公社とか、給食センターというのは、この間、テレビでやっておりましたが、大体、現在かかる経費の47パーセントぐらい、50パーセントを切った金額で、民間なら経営ができるというのが出ておりましたけれども、実際、50パーセントを切るのか、6掛け、7掛けでやれるのかは別としても、もうある程度、期限を早急に切つてやらないと、間に合わないところまで財政が来ておるんじゃないかという心配もしますが、市長は、この辺はどのようにお思いになっておるのか。

それから、保育所なんかも、非常に問題もありますし、支所なんかの統合も、前々から言っ

ておりますので、できるだけ早く検討をしていただきたいと思います。

それから、新たな合併の件ですが、これは、今、答弁聞きましたように、宿毛市が発展できるような道を、結果として選ぶと。議会にも協議をしてみたいということですから、基本的にはそうなると思うんですが、知事の方からの枠組みなんかも、まだ、どのようになるかというのは、具体的に出ておりませんし、合併室の、県の合併室の方も、まだ具体的なことは言えないということですから、当然、このようになるというのは、言えないと思いますが、現在、我々が抱えているこの当地方の問題として、非常に高齢化が進む中でも、この大月町や宿毛市や三原村、土佐清水。

平成2030年には、県の発表では50パーセントを超えるところもあるんですね。それに、この4つには、大きな産業もございませぬし、過疎化には、ますます拍車もかかっていると。

こういうような状態の中で、新たな合併の枠組みで、また同じような枠組みを検討しなければならなくなった場合に、非常に、やっていけないのかなど。

以前は、旧法では、合併支援法ですから、大変大きな、財政的な措置があったわけですが、今回の新法では、まず、大掛かりな財政支援はしませんよというようなことも言われておりますので、そういうときに、じゃあ宿毛市としては、知事の勧告に対して、いや、それはいけませんよという拒否権はできるんでしょうか。それとも、自分たちで、当然自治体ですから、主権を持っておりますので、これはいけませんよというふうに言い切れるのかどうか。

そのあたりを、市長はどのように思っておられるか。

大体、今回の1,822に再編された中に、およそ488の、全国に1万人未満の人員の町

村が残っておりますが、私は、新法の合併は、この六百数十あった市ではなくて、488の、人口1万人未満の自治体を、いけば、どのような枠組みで解消していくかということが、新法の最も目指すところであると思いますけれども、くっつけ方によられましたら、宿毛市にも相当、影響があるわけですから、そのあたりを、現在、宿毛市が平成17年1月1日に財政の方を見ますと、大雑把にいて、一般会計で140億、特別会計で80億、総額220億の、平たく言えば借金ですね、を抱えておりますし、市民1人に割ると、実に90万円を背負ってもらっておりますが、国も700兆円を超えて、国民に1人600万円というものを背負わせておりますけれども、この宿毛市と三原と大月とが、仮に合併をすれば、仮に大月町が100億、三原が五、六十億、合計で、宿毛市と合わせて380億持っておるとすれば、人口は3万2,000人で割ることになりますから、ちょっと試算をしても、90万円であった借金が180万円ぐらいの、倍の借金を、市町村の自治体の子どもやおじいちゃんまで、おばあちゃんまで背負わすこととなりますが、そこで財政的な支援が全く、大きなものがないと。交付税に少し、お手盛りがある程度の合併を強いられるとすれば、やっぱり宿毛市は宿毛市として、どこと組むのがいいのかなということ、この5年間で考えて、市長も言われるように、市民の生活が守れるような合併を目指すべきであろうと思います。

そのことについても、また市長のお考えを、再度、お聞きをいたします。

それから、あとは、教育長にお伺いをしますが、今、適正規模とは、教育長はどのように考えておられるのかということで、1学級に20人から25人、それから学級数は、小学校で2学級掛ける6として12ですか。中学が6ですね、これが適正なあれであろうというふうにお

答えをいただきました。

そこで、考えますと、宿毛市は、小学校で2校、中学校で2校しか、それに当てはまる学校がないということは、あとはそれ以下の児童数の学校ということだと思いますが。

この篠山小中学校が改築、新築ですか、なるということで、教育長は、この適正規模ということ、学校統合も進められて、愛媛県の方も、進んで学校統合をやっておりますわね。当然、高知県もやっておりますわね。

子どもが切磋琢磨しながら学べる環境というのは、どのくらいの規模であるかというのは、ここの答えだと思うんですよ。それから考えますと、この学校統合を進めていながら、この適正規模と考え合わせれば、この学校がいいのか悪いのかということ、1つ、答弁していただけますか。

それから、市長にもお聞きをしたいんですが、教育ですから、米百俵の精神もごございますし、金を惜しんではならんと思いますけど、教育効果とお金とは、当然、費用対効果で、イコールでなきゃならんと思うんですが、教育は、長いスパンで効果があらわれますから、すぐにはあらわれんことはわかりますけど、現状、この学校の推移、生徒数の推移なんかも聞きましたところ、わずか5年で7掛けぐらいになりますね。そうすると、小学校が現状、22で、中学校28でしたかね。50人というのは。

もっと、中学校の28が出て、小学校が今、22で追っかけてくる子どもさんが少ないわけですから、すぐに30人ぐらいに、またなるんじゃないかと思いますが、そうすると、その教育環境を維持できる、子どもたちのためになるような環境を維持できる学校になるのかどうか。

9億1,800万ですか、大変立派な学校になるんですけども、この学校が建つことによって、その地域の子どもたちは、どんなに少な

くなっても、いやならほかに行けばいいですけども、近くにあつて、そこに行くと思います。が、どんなに少なくなっても、そこへ通うということになると、本当にこれは、子どものためになるのかどうか。つくることが。

今は地域の方々や、愛媛県の教育委員会の主管である、管理をされている教育委員会とか、また、両地区の保護者の方々、学校に賛成をしておるようですけども、実際に教育効果や適正な規模ということを考えたら、これを現状、つくることが、本当にいいのかなど。

例えば、複式が複々式になって、本当に子どもは楽しいのかなど。中学校を出て、我々もそれぞれ、年代の若いときには、中学の同窓会やろかなあとか、小学校は余りやった覚えはありませんけれども、宿中の同窓会やろうかとか、宿高をやろうかといって、やりました。

友達ができましたね、そら。しかし、この子たちが、本当にこれ、同窓会やるいうたら、何人呼ぶんでしょかね。

やっぱり、学校というのは、適正規模というのは、子どもがいろんな角度から学んだり、自立したりすることができるように、友人がいないというのは、私は非常に淋しいことだと思うんですが、理屈ぬきで見直しをすべきじゃないかというふうに思いますので。

教育長にも、その適正規模と、この学校はどうなのかということ。それから、市長には、いわゆる2億8,100幾らですか、これだけのお金を投資をして、例えば、現在、宿毛市に小学校が11ですか、中学校6ですかね、沖の島のけて。

2,100数十名の児童がおるんですね。雨漏りにも金がないといっておるのに、この学校に3億近い金を供出したら、残りの学校に少しお寄せがいくんじゃないですかね。

統合計画を立てながら、いろんなものを精査

して、経費の削減、事務事業の見直し等々をやっておる中に、リンクして考えると、非常に今、基本設計ができて、本設計に入る前で、18年には完成するということですから、そのあたりのお考え、再度お聞きしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） この際、8番宮本有二君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番宮本有二君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

フェリーの支援の内容等でございますが、いろいろなご提案もいただきまして、支援をしていかなきゃいけないというふうなことでは、宮本議員のおっしゃるとおりでございますが、我々執行部といたしましても、これはぜひやっていかなきゃいけないという認識では一致しております。

その方法でございます。先ほど申されました、1隻が今のところ古く、これは運航しておりますが、この2隻での補助というものを考えたわけでございますので、1隻を買いかえて、新しくしてでも1隻での支援ですか、それをしていくのが妥当であるというご提案でございますので、これはまた、ぜひ、私どもも、執行部としましても、ほかの市町村に対しまして、ご提案を申し上げてまいりたいと、このように思っておりますので、ご了解を願いたいと思います。

それから、いろいろな、幡多の観光資源、観

光の関係も効果が出ているということでございますので、幡多広域として、こういったものを取り組むということで、愛媛県側の方々につきましても、いろんな声は出していただいているというふうな状況もございます。

いろいろ、四国西南サミットであるとか、四国西南の観光の関係であるとか、いろんな機関もございますので、そういったところも活用しまして、ぜひ、支援の手を差し伸べていただきたいというふうなご提案を申し上げてまいりたいと、このように思います。

それから、途中で出ましたくろ鉄のお話でございます。きょうの新聞記事、日本経済新聞に、知事が上下分離方式でやったらどうかというお話が出たということでございますが、これ、我々の方には、事前には一切、協議はございませんで、きょう初めて新聞を見まして、我々もちょっと、知事が出したということに対して、ちょっとびっくりしておるわけでございますけど。

これは、事務的には、今の社長さんの方が、経営改善の中での一環として、上下分離方式というのは、出したということで、覚えがございます。

しかしながら、きょうの新聞記事を見ますと、上下分離方式で、これは各市町村が下を持つというふうなことが出ておりましたが、我々にとりましては、今、ただいまも固定資産税を全額、くろしお鉄道の方に減免しているというふうなことでございますので、余りメリットというものはございません。

したがって、私は、この上下分離方式のやり方につきましては、できれば高知県の方で下を持っていただければ、そういう方がいいんじゃないかなと。

これにつきましては、高知県の方で持っていたら、宿毛市に対して固定資産税も入っ

てくるというふうなことも考えられる、というふうなことでございます。

ただいまは、固定資産税を全額負担しているのは、宿毛市と旧中村市でございました。ほかの市町村につきましては、全額でないというふうに、私、記憶をしております。

このぐらいの、くろ鉄の関係、きょうの記事につきましては、こういうご答弁をさせていただきます。

それから、九州側の支援、フェリーに対するですね、この件でございますが、実は、佐伯市が合併をしまして、前市長、佐藤さんがおかわりになりまして、市長さんがかわっておられます。その関係で、私どもも、本来、佐藤市長のところへ以前に行きました折、前議長とご一緒に参ったわけですけれども、そのときにも、この会社への支援というものを要請をしております。その関係の継続と申してはなんですけれども、この合併後の市長選が終わったら、行かないやねというふうな話だったんでございますが、市長さんがおかわりになっております。そういうこともございまして、新たな、大分県と佐伯市、それから高知県と宿毛市、この4者で事務レベルの、何と申しますか、支援の会議を持ちたいというふうなことで、7月にどちらが行くか、来るかということはまだ決めておりませんが、そういった4者の会合を持ちたいというふうに思っております。

それから、新たな合併につきましては、ございますが、いろいろ合併の関係につきまして、しなきゃいけないことがたくさんあるというふうなご提言もいただいております。我々、執行部も財政関係につきまして、しなきゃいけないことをずっと、財政健全化委員会でやっておるわけでございます。

1つにつきましては、行革大綱のような形のものを、それから清掃公社のこと、給食センタ

一というふうな形で、具体的に議員からもご提案もございましたが、いろいろな面を含めまして、行革の関係のことにつきましては、これ、市民にも公開しなきゃいけないし、そしてまた、これ、総務省の方へ出さなきゃいけないというふうなこともございますので、その件で、財政健全化委員会が、今、活発に議論をしているところでございますので、これができましたあかつきには、ぜひ、皆様にもご公表を申し上げたいと、このように考えております。

それから、新たな合併で、知事が勧告をしたとき、拒否権というふうなものがあるかどうかということでございますが、これ、知事の勧告がまいりましたとしても、これは執行部だけで決めるわけにはいきません。議会にもはからなきゃいけないし、もし必要であれば、住民の方々にも問わなきゃいけないことでございますので、これは独断で知事が勧告をきたとしても、拒否をするわけではなくて、これをやはり皆さんで協議をしなきゃいけない。

宿毛市として、どういう態度をするかというのを、その場で決めていかなきゃいけない。これは、先ほど申しましたように、議会にもおはかりする。必要であれば、住民の方にも聞いてやらなきゃいけない、そういうふうに思っております。

いろいろ、まだあったかと思いますが。

あと、篠山小中学校の関係の規模の見直しでございます。これは、教育長が先でいいですか。私が後の方で。はい、わかりました。

あと、指定管理者制度とか、期限を切っているいろいろやらなきゃいけないとか、いうことにつきましては、財政健全化委員会の中で、この面についても、検討項目に入れておりますので、これができました段階で、公表はさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、ご説明をいたしました工事費の関係について、訂正をしておきたいと思っております。

合併浄化槽工事費三百150万円と、こういう言い方をしたそうでございますので、315万円でございますので、訂正をしておきたいと思っております。

適正規模から考えて、統合を進めることについてでございますけれども、確かに、子どもたちの教育効果を考えていきますと、一定の児童数が望ましく、そのことについて、先ほど、高知県の定数と言いますか、学級数等を話しましたけれども、そういう一定の児童数が望ましく、統合を進めてきたわけでございますが、今後も、進めていきたいと考えております。

統合は、この地域や保護者の皆さんのご理解のもとで、行わなければならないと、こういう考え方に立っております。

したがいまして、この篠山小中学校についての問題でございますけれども、過去に愛南町地域保護者で、随分と長い間、この統合について話し合いをされておるようでございます。そういう中で、小中一貫教育を目指して、統合でなく、改築する方向で進んでおりますので、ご理解をお願いしたいと、こういうふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員からのご質問で、子どもの、今、教育長がお答えしましたように、その少ない人数で同窓会も開けないような学校でどうするんだというふうなご指摘もございます。

これ、見直すべきではないかというご指摘もございます。また、私自身も感じておりますの

は、宿毛市内にも学校を改築しなければいけない学校がたくさんあるということは、議員の皆様も、我々執行部も、十分感じている、認識もしているところでございます。

これ、篠山小中学校の統合で、統合というよりも、改築ということでございますが、私、去年の実質1月から市長をさせていただいておるわけでございますけど、篠山小中学校の組合議会出まして、このときも改築というのが既定事実として決まっていたと、いうふうなこともございまして、基本設計の予算措置をしてほしいということで、16年度の予算措置として、一本松町、当時は一本松町でしたか、そしてこちらが宿毛市ということで、基本設計の予算措置をしております、昨年、基本設計が発注されたわけでございます。

そういういきさつがありまして、今度、実施設計に移るといふような段階にはなっておるわけでございますが、この間、再度、また篠山小中学校の組合議会にも出席しまして、いろんな、また詳しいお話も聞きました。

基本設計ができた段階での9億円近い改築費用というふうなことも、これは前回にも私は聞いておるわけでございますが、前回の組合議会では、改築がもう決まり、規定の事実というふうに、私、思っておりましたので、宿毛市議会の方で、何らの議論がなされていないというふうな話も、今回、聞いたわけでございまして、そういう話では、少し、やはり皆さんのご意見を聞かなきゃいけないんじゃないかということで、今回の16日の組合議会に出席したわけでございます。

その組合議会の中で、いろんなお話も、愛南町になりました、教育長さんからお話もたくさん受承ったことでございますが、これは、その結論から申し上げますと、組合長が今、愛南町長でございます。愛南町も合併した後で、議会

が、今現在24人ですか、24人になりまして、初めて愛南町として、この問題についてご説明されたということでございます。

我々も、当初、宿毛市として合併後の特例債が使えるのかなというふうな思惑というものがあつたのではなかろうかというふうに、私の方は感じているわけでございますが、残念ながら、今、宿毛市として、合併には至っておりません。

そういうこともございまして、新たな委員さんも、議員さんも宿毛市から出ているわけでございます。その席でご発言もありまして、その結果を受けまして、少し時間をいただいて、この件につきまして、改築という方向が前向きに出ているわけでございますので、この方針を拒否するものではございませんが、改めて、少し議論をする必要があるんじゃないか。

宮本議員が、先ほどからおっしゃっていますように、少ない人数の中で、こういった学校を存続させていくのかどうかというふうなご提案もございまして、そういった議論もあるわけでございますので、組合長の方からも、少し、過去の経緯は経緯として、きちんと踏まえた上で、現状を決定する必要があるのではなかろうか。

そのかわり、以前の建築ということについては、前向きに考えていただいた上での議論をしていただく時間をとりましょうと、いうふうな発言をしていただいたところでございます。

これが、篠山小中学校の今に至る経緯でございますので、ぜひ、宿毛市議会、また執行部の中でも、もう少し、そういった問題につきまして、課題があるということについて、整理した上で、お話をまた、組合議会の方にも出していかなくちゃいけない、このように思っておるわけでございます。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、再質問をします。時間が、残り20分を切りましたので、再質

問は逆転をして、教育問題からさせてもらいます。

まず、今の教育長のご答弁で、私、日本語の理解力がないのかもしれませんが、統合は進めていくと。中で、保護者の理解が一番大事なものの、地域のね。ということで、篠山の場合は、小中一貫教育を目指してやるという、そういうお答えでしたが、全体としては、教育環境、適正な規模で、子どもたちが学べる環境を重視して、統合していくと。

そうすると、それは、私の感じでは、篠山も一番、それに当てはまる、統合計画の中に当てはまる児童数であると思うんですよね。

でも、そこでは、保護者と地域が決めたから、そのまましていくというふうを受け取ったんですけども、その中で小中一貫教育を目指すというものが出ましたが、1回目の答弁にも、たしか出ておったと思いますが、小中一貫教育というのは、日本が行ってきた6・3・3制の見直し、大きく言えば、これで教育の効果が得られるのかと。ずっとやってきたわけですから。それを見直すのが、小中一貫教育であるとか。

例えば、広域で学校も考えましょうやというのも、その教育の原点にあると思うんですよね。それから言えば、児童数が少なくなったから、小中一貫教育でやるというのは、私は教育理論から考えたら、少し理解できない部分があるんですね。

このことについては、もうきょうは教育長の見解は、再度求めませんから。少し、私とは理解が違うなというふうに考えております。

今、市長が申されたように、組合議会において、市長が行ったときには、規定の事実であったということですが、だんだんと意見も出て、新町長も、やめるんじゃないけれども、やる方向で議論をしていくということですから、我々も議会の中で、この問題を、余りニュースとし

てとらえておらんかったというのは怠慢でございますけれども、実際のところ、これほど、10億近くかかる大掛かりな改築であるということも知りませんでしたし、それから、多分、教育民生の中でも、私はそのとき、参加しておりませんけれども、同僚議員から、こんな話があるぞやということも、余り多くのニュースを、事前に得ておりませんので、今回、耳にして、これは教育のことを、本当に子どものことを考えた場合は、まだ組合議会、または両県の教育委員会で真剣に話す必要があるんじゃないかなと。

前段からずっと申し上げたように、子どもにとって、最もいい教育は何かと。保護者は納得すると思うんですね。

例えば、スクールバスで通うことも、部活が遅くなったら早めに切り上げて、スクールバスに乗らにやいかんであったら、2便を出してあげても、それほどの経費はかからんし、例えば、バスの運転も、民間ボランティアなんかを使ってやれば、非常にワークシェアリングにもなるし、いろんなことも組合議会の中で、再度検討をして、どうするのが一番、子どもにとっていいかという視点で考えていただきたいと思います。

市長には、私の今言ったような考え方に、どうであるとかいうことを、再度お聞きをしますが。

あと、フェリーの関係は、ただいま聞きまして、大分側とも、市長が変わられて再度また、4者会談をするということですから、私はどなたが市長になろうが、前市長との約束は継続されておると思います。そうしないと、行政の信頼は全くないわけですから。前市長が言った言葉は知らないよというのは、やっぱり、それは少しおかしい問題であって、住民の意見のコンセンサスが得られて、市長も決められたと思

ますから、それは継続をしていただきたいし、また、トラックがフェリーの経営の一番の柱であると思いますけれども、実績では47パーセントということで、トラックがちょっと伸びてない。県の方も、いろいろトラックには、モーダルとかいろんなものを使って支援をしているということですが、やっぱりこの4者会談の中で、佐伯フェリーが十分に黒字になるには、いろいろ申しましたような、補助をするにはどうしたら、本当はいいのかということも含めて、やっぱり一日も早く黒字で、能力のある運営ができますように、ゆとりのあるね。そういうことを求めれば、両県でトラックに乗せる荷物を、これは産業振興にもなるわけですが、物流を起こさない、観光バスとか乗用車とは、また変わった次元で、トラックというのは、トラック会社ももうけないかんわけですから、結局、物がその上に乗って、両県をまたいで交流がないと、荷物が無いのにトラックふえるわけがないですから、そのような視点も入れながら、何か産業おこしができないのかなと。

きのうも、同僚議員からも、宿毛はもう若い者の働く場所もない。1万1,800人の1次、2次、3次の従業者が、これからステップアップする方法、非常にないと思うんですけども、このままいったら税収も上がりませんし、自立も不可能にもなりますし、佐伯フェリーの問題も、そういう面では大きく物流を起こすような会議を、ぜひしていただきたいと思います。

それから、自立と合併は、これ以上言っても、まだ、特に合併の点については、枠組みが明らかになっておりませんが、拒否権ということじゃなしに、知事の方から、こういう基本方針が国から出したと。私はこう思うという構想が出たら、宿毛でやりますならば、市長と議会とが協議をしながら、住民のためには、どれがええかということを実際に選択していくんですが、

私は、基本的には、前にも説明を受けたと思いますが、今度の平成の大合併は、全国の町村を、まず見直しをかけるよと。近隣の市にくっつけば、支援法でまちづくりができるような体制をとりますよというのが、これで488こぼれた自治体が、当然、その説明からすると、まず、県の方が直轄管理地にして、その地域に自治権を与えて、法的な根拠を与えて、コンセンサスを得たものを、県が、じゃあこれをやりましょうとって、その地域のまちをつくっていくというふうに考えておりましたけれども、実際にどうなっていくかは、これから提案をされたら、我々も一緒に考えていきたいと思います。

それから、自立の中で、これからここ三、四年の間に、我々も含めた団塊の世代が、どんどん退職をしていきます。ここにおられる課長さんの中にも、団塊の世代がたくさんおると思いますが、一時的には、市は退職金とかいろいろものを構えないけませんから、大変、経営も苦しい中で、まだ苦しくなるとは思いますが、この5年間で、最も抜本的に事務事業や職員の数や、適正な規模に対する見直しをかけられるときではないかと思っておりますので、校舎の問題、給食のみにかかわらず、これを一番いい時期であるということで、市長も政治公約で、民間のノウハウを生かして、市役所を改革するんだということでのぞんできたわけですから、これはもう、積極的にやって、10年、20年後は安泰になるような、宿毛市の礎をつくっていただきたいと思っております。

それから、あと、ありましたかね。

あとは、ないですね。もう10分ですから、市長に答弁をお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再質問にお答えします。

篠山小中学校の議会の関係でございます。こ

れ、先ほど申しましたように、執行部としまして、組合長からも、議論をもう少しする時間をいただけたというふうに、私は理解をしておりますし、この市議会の中からも、3人の議員さんも、そこでお話を聞いておられますので、その話をもとにして、少し、宮本議員のおっしゃった形での議論、それからまた、ほかのご意見もございましょうし、いろんな話が、やっぱりやりながら、皆さんのコンセンサスを得るということが、私自身も大切だと思っております。

それから、基本設計でございますが、非常にもう、すごく立派な絵をかいておられます。これはまた、後ほどお見せできると思っておりますが、基本設計ですから、高いもんにはしてるんじゃないかなと思ひまして、この金額についても、まだ実施になりますと、若干下がってくるんじゃないか、そういうふうなことも考えております。

この件につきまして、方針としては、以前、私になる前からの方針がございまして、その方針というものは、180度転換ということには、なかなかないかとは思いますが、まず、皆さん方からいろんなご意見をいただくということは、非常に大切だというふうな認識を持っております。

それから、フェリーの関係、それから物流関係、これはもう、全部、合併の話とか、全部、宿毛市の発展ということに結びつくわけでございます。これ、フェリーに対しては、どういうふうな援助をするのが、一番いいのか。会社にもまだ、これも聞いてみなきゃいけないところもございまして、トラックをふやすためには、どうすればいいのかというふうな、今ご提案ありました産業おこしをしなきゃいけない。

このトラックにつきましては、隣の愛南町のトラックの方、物産もですが、非常に、今、使っているというふうな話も聞いてお

ります。

そういったところにも、いろいろこれからもご協力を願わなきゃいけないし、とにかく、宿毛が元気にならなきゃいけないし、産業おこしをしなきゃいけない、いろいろな課題がたくさんございます。

これらに、一つひとつやっぱり地道に取り組んで、一つひとつ成果を、これから上げてまいるように努力をしてまいる所存でございまして、ご了解とご協力を、ぜひお願いしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 大体、手持ちの時間を使いましたので、これでやめますが、くろ鉄を少し言い忘れておりました。

市長からの話を聞いて、私は、事前に連絡も何もなかったということで、結論から言いますと、これは知事の勇み足だなど。やっぱり地域のことを、プレス発表するときは、近隣の市町村の長にぐらいは、事前に話をして、長が議会とも話した上で、プレス発表をするぐらいの慎重さを、知事に求めて、質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、一般質問を行います。

ホテルの里づくりについては、平成14年発行の、宿毛市市勢要覧に、桜の里づくりとともに、中筋川ダム周辺整備事業として、ホテルが住める自然環境の保護、自然との共存を目指すことが発表されております。

去年は、相次ぎ、台風がやってきたにもかかわらず、ことしは例年以上に市内各所でホテルが乱舞しました。

私もホテルを探して、あちこち調べてみましたが、特に中筋川の蛸湖下流域、伊与野川流域、松田川の中流から上流にかけての橋上地区などは、多くのホテルが飛び交い大勢の市民が、初

夏の風物詩を楽しんでおりました。

地元の住民の方にも聞いてみましたが、ここ数年、ホタルは確かにふえてきたと、一様に話しておりました。

ホタルの名所として売り出している各市の状況を調べても、ホタルの幼虫の飼育や、カワナナの放流などの取り組みを行っているところが多いようであります。

本市では、一時期、ホタルやカワナナの飼育をやっていた学校もありましたが、今では、ホタルの飼育は全くされていないにもかかわらず、ホタルが自然に繁殖しているのは、全国的に見ても珍しい現象であり、それだけ宿毛の自然環境が回復している証拠ではないかと、喜ぶものの一人であります。

これからも、自然との共存を目指し、環境を守り、保護するための努力を、官民が一体となって成すべきであると考えます。

新聞、雑誌などのマスコミ報道により、宿毛のホタルが、これまで以上に知られるようになり、市の内外を問わず、ホタルを観賞する人がふえてきました。

ホタルを通して、地域の環境問題を考え、地域おこしに取り組んでいる先進地域があります。

私は、5月21日、南国市のほたるヶ丘で行われた第13回南国ほたるまつりに行ってきましたが、当日、子どもたちを中心に、約1,300人の市民が参加しておりました。

南国市でも、昔はホタルがたくさん飛んでおりましたが、都市化が進み、環境が悪化するにつれ、その数は急速に減っていったようです。その上、一部の業者が、営利の目的を持って、ホタルを捕獲するようになり、昭和61年6月、自然環境の保全と、生育するホタルを保護する目的で、南国市ほたる保護条例を制定しております。

調べてみたところ、県下では、高知市を初め、

13市町村でホタル保護条例を制定しております。近くでは、大正町は、4年前にホタル保護条例をつくり、いまや下津井湖では4隻の屋形船や、ホタル遊覧船を浮かべるなど、ホタルが地域おこしと町の観光資源に発展している状況を調査してまいりました。

こうした先進的な自治体と比べてみても、宿毛のホタルは、ゲンジボタルだけではなく、ヘイケボタルも相当数飛んでおり、数の上では、決して見劣りしないということが確認できました。

あとは、このすばらしい自然と資源を、どのように生かしていくかであります。

市民の貴重な財産である、すぐれた自然環境を次の世代に残し、市民の豊かな情緒を育み、快適な生活環境を保全するため、宿毛市の区域内に生息するホタルを保護する目的で、宿毛市ホタル保護条例の制定に、早急に取り組むべきであると考えますが、市長の見解をお伺いします。

2点目は、ホタルの里づくりに、県などの補助事業を活用できないものか。その中で、高知県豊かな環境づくり総合支援事業があります。

補助対象事業として、高知県環境基本計画の基本理念の中に、自然環境の保全と創造に基づいて実施するハード、及びソフト事業が対象になっております。

こうした県の支援事業も活用し、ホタルと桜の名所である中筋川などの環境保全と、創造にもっと目を向けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2番目の質問は、子どもたちの安全確保と、学校の安全管理について、教育長にお聞きします。

大阪池田小学校での児童殺傷事件や、寝屋川市での教職員殺傷事件は、いまだ記憶に新しいところではありますが、その後も、公園や道端で

子どもたちの連れ去り事件が全国的に頻発しております。

本市においても、咸陽小学校や宿毛小学校等の校区内で、不審者情報がたびたびあり、油断できない状況下にありましたが、6月10日、不審者が逮捕されたとのことで、ひとまず、一安心であります。

いまや、こうした事件は、いつ、どこで起こっても不思議ではない状況であることも事実であり、安心と安全の地域社会を築くことは、行政としての責務であります。

特に、社会的弱者である子どもたちの安全を確保することは、急務であると思います。その意味から、確認を含め、7点にわたって質問いたします。

1点目は、学校への来訪者の確認と対応は、どうなっているか。

2点目は、不審者の情報があつた場合、関係機関との連携はどうなっているか。

3点目は、登下校の安全確保について。

4点目、防災訓練や防犯ブザーの整備、点検について。

5点目、校門設置や警報装置等、学校施設面における安全確保について。

6点目、不審者の立入などの緊急時の体制について。

7点目として、学校と地域、警察と関係者の協力で、より安心できる地域づくりなど、その取り組みについて、お聞きいたします。

3番目は、坂本図書館の現状と課題。今後の使命と役割について、質問いたします。

坂本図書館は、他の公立図書館とは違って、設立の経緯から、若干、特別な側面を持つ図書館ではありますが、本市における数少ない文化、教育施設として、大切に育て、発展させていかなければならないと考えております。

6点にわたって質問いたします。

1点目は、坂本図書館の利用者数等の現状と、近隣図書館との状況はどうなっているか。

2点目、読書離れの傾向が続く中で、現在、どのような傾向の本が読まれているか。

3点目、このたび、県立図書館長に赴任した丸地氏は、地域の公立図書館をどう支援し、連携して利用者増を図っていくかとの認識を示しております。厳しい行財政改革の事情もあり、図書購入費が制約される中で、どのように県立図書館との連携を進めていくのか。

4点目、現在、取り組んでいる事業は、どのような考えで推進しているのか。

5点目、図書館運営の根幹をなす利用者をふやす施策について。

6点目として、坂本図書館の課題や、今後の図書館業務の使命と役割についての考えを、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、観光行政について、質問いたします。

宿毛湾港の利活用による豪華客船誘致については、市長を初め、商工観光課、企画広報課を中心とした関係者の努力が実り始めていることに、心から敬意を表したいと思います。

ことしも6月1日に、にっぽん丸が入港しました。毎回、入出港の際は、盛大に歓迎イベントが催され、大変喜ばれておりますが、特に今回は、乗船客のオプションツアーの出発前に、初の闘牛大会も開かれ、夜には土佐いごっそ太鼓、トワイライトエクスプレスによる演奏などで盛り上がる中、午後10時の出港の際は、打ち上げ花火が上がるのを見ながら、多くの市民が最後まで、ペンライトを振って見送る姿に、宿毛の自然のすばらしさにも負けない、宿毛人のもてなしの心を強く感じました。

宿毛での歓迎イベントに対し、寄港された多くの乗船客や、客船スタッフから、高い評価が寄せられていると聞きます。

先日、寄港したにっぽん丸には、歌手の中尾

ミエさんも乗船しており、市長や多くの市民との交流も行われたわけではありますが、宿毛の印象など、参考になることがあればお聞きしたいと思います。

ことし8月にパシフィックビーナスが入港予定と聞いておりますが、もうそろそろ入出港時には、幡多広域での歓迎イベントをやれないか、これまでの協力体制についての状況をお尋ねいたします。

2点目は、本市を訪れる観光客は多くない現状から、豪華客船の観光客に対し、四万十や足摺観光以外の第三の観光ルート、すなわち宿毛オプションルツアーの幾つかのモデルをつくり、宿毛の自然、文化、歴史を満喫できるようにすべきであると考えておりますが、市長のご見解を伺います。

3点目は、豪華客船の乗船客を初め、本市を訪れる観光客に対し、お土産として、各種観光パンフレットを渡しておりますが、宿毛を長く思い出してもらうためにも、四季の観光シールを作成し、観光パンフと一緒に渡すようにすれば、宣伝効果も大きく、リピーター客も見込まれるのではないかと思います。この点もお伺いいたします。

4点目は、これまで何回も取り上げてきた宿毛の特産品の開発や、売り込み等については、各業者からいろいろなアイデアのもと、具現化しつつあると思いますが、行政としても、積極的に支援すべきではないかと提言し、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目でございますが、ホテルの里づくり、結論的には、条例をつくってやるべきではないかというふうなことでございます。

我々、過去には、もうホテルは自分たちの身

近に、ごく自然に生息していたというふうなことでございました。時代の移り変わりとともに、ホテルが避けたのか、人間が避けたのかわかりませんが、私たちとの距離が、だんだんだんだん遠ざかりつつありました。

しかしながら、当市では、この数年来、市内各地でホテルの乱舞が数多く見られるようになりました。

先般、新聞報道されました中筋川流域でも、数多くのホテルの乱舞が見られまして、大勢の市民の方々が見物に訪れたというふうな、今、聞いております。

このような現象につきましては、地域の皆様の環境美化への取り組みによりまして、河川等の自然環境が保たれつつあるんじゃないか。数多くのホテルを観測するのが、こういうことによつてできたんじゃないかなというふうな思っておるわけでございます。

この貴重な財産というふうな申してもいいホテルを、次世代に受け継いでいくためにも、市民の皆様が、ホテルを通じて自然環境に、より一層、関心を持っていただき、環境美化や水環境の重要性を認識していただくことが大切なことであろうというふうな思っておるわけでございます。

このホテルの保護条例の制定につきましては、菊地議員お調べのとおりでございます。12市町村が保護条例を制定しまして、乱獲防止であるとか、保護に努めておると、そのように聞いております。

その条例の前に、私自身は、今はこういうふうな自然が戻りつつあることは、市民の皆様が本当に環境に対しての思いが変わってきたということが、一番の原因だろうというふうに思います。市民意識の向上、なお一層のごみの不当投棄だとか、ポイ捨てをしなとか、自然環境を大切にすると、そういう努力。そしてまた、

強い農薬を使用しないとか、そういうホテルが育つ環境づくりを、まずしていかなきゃいけない。

保護するのも大切でございますけれども、その原因となるホテルが乱舞するという環境をまずつくっていくのが、非常に大切なことだろうというふうに、私自身思っております。

必要であれば、これが条例として、皆様やっているところでございますが、この取り組みにつきましては、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、豊かな環境づくり総合支援事業というのは、高知県もございます。そういったものにつきまして、いろいろな取り組みも、これからちょっとしてまいりたいというふうには思っておるわけでございますが、勉強不足の面も、ちょっと否めないところありまして、こういったことについて、環境が非常にいいところではございますが、なお一層、環境に配慮していかなきゃいけない。自然環境のよいところですから、余計、その面を強くしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、破壊ばかりされては困りますというふうに思います。

ちょっと失礼しました。今、12団体と申しましたが、13団体の誤りでございます。失礼いたしました。

それから、教育行政は教育長の方に、お答えは任せますが、1つ、観光行政についてでございます。

非常に、この間のにっぽん丸の6月1日の取り組み、それから昨年の豪華客船が来たときの取り組みにつきましても、菊地議員にも、こういった評価をいただきまして、本当にありがたいことでございます。

先ほど、お名前が出てきました、歌手の中尾ミエさんが、たまたま、先だっては乗っておりまして、しばらく話す機会もございまして。中

尾ミエさんも、口は悪いんですけども、非常にすばらしい女性でございまして、いろんな言い方を、いろんなことで遠慮なく言う方でございまして、非常に楽しい方でございました。

実は、私、長いこと話してましたのは、実は、私も水泳をやっております、彼女も今、マスターズ水泳というのに出ております、その関係ですと、いろんなお話をさせていただきました。

それから、その船には、平戸の市長さんも、次の寄港地の平戸の市長さんもお乗りになりました。

平戸の市長さんには、その後すぐの、明るる週の全国の市長会でお会いしまして、宿毛があれだけすごい歓送迎をしてくれたおかげで、平戸がちょっとかすんでしまったよと、いうふうなことも、笑いながら話をされてまして、宿毛での歓送迎のことにつきまして、非常に感激をしていたということを申されておりました。

それから、ついでと申してはなんですが、中尾ミエさんの、その後で、私、出張でたまたま東京へ行きました、ちょうど中尾ミエさんのライブがありまして、そこに時間があつたら来ないかということで、夜、参ったわけでございますが、300人近い観客がおられまして、そこで、宿毛の話の中で、ゲストとされまして、私も実は行ってたもんですから、舞台に引っ張り出されまして、宿毛の宣伝をここでしろということで、六本木のど真ん中だったんですけど、いきなりやらされました。

中尾ミエさんが、そのとき言った言葉は、宿毛は何ちゃないとこやけど、非常にすばらしいというふうなことを言っていただきまして、観客の方から、大爆笑をいただいたというところでございます。

私も少し、その場で、宿毛の、四国の西南端の宿毛市というところから来ましたというこ

とを、ちょっと宣伝をさせていただきました。

先ほど、菊地議員から、観光行政につきまして、貴重なご提言を含みますご質問をいただいたわけですが、これからの幡多広域での取り組みでございます。ご存じのように、豪華客船で来られたお客様、今回はご協力のおかげで闘牛を実施していただきました。本当に、これは市民の皆様が、闘牛大会をここで復活させようということの熱意で復活させていただきまして、観客の方が、非常に喜んでおられました。

そういった声も聞きまして、宿毛に足どめと申しますか、そういうとめもいただいたわけですが、依然として、やはり宿毛湾港に着きました豪華客船のツアーは、四万十であるとか、足摺岬、この2点に絞られてまいるわけでございます。

寄港に合わせまして、宿毛のツアーも少し計画をしまして、昨年度2回、今年度で1回、企画実施いたしました。

参加した皆さんには、小さな、少人数のツアーでございましたけど、非常に好評を博していただいたわけでございます。その総数については、やはり四万十、足摺にはちょっと及ばないところがございます。

宿毛市も、我々、足元を見直してみれば、非常に宿毛市もいいところがございます。楠山の方の甌穴であるとか、あれは日本で2番目ぐらいにすばらしい甌穴なんです。そういったところとか、自然の、奥藤の自然の溪谷であるとか、沖の島とか、非常にいいところはたくさんあるわけでございますので、これからも船会社の方にも、そういった宿毛でのツアーというふうなことも、宣伝もしてまいりたいと、このように思っております。

それから、宿毛の四季のシールの作成ということで、お話がございました。これは、かねて

からご指摘がございましたので、先日、当市の観光協会の理事会におきまして、協会の事務局であります商工観光課から、作成に向けた提案を行いまして、理事会におきまして承認をされまして、現在、作成に向け、検討を重ねているというところでございます。

作成されました後には、豪華客船の寄港時や、各種イベント時において、お客様に配付、販売とかサービスというふうな、2通りのことが考えられますが、そのような形で、旅の思い出として、当市のピーアールをしてまいりたい、そういうふうに思っております。

それから、昨年度、菊地議員のご指摘によりまして、作成しました観光ピーアール用のマグネットシールでございますが、これは、当市に事業所をおきます運送会社などに配付をしまして、長距離トラックに張りまして、県外にピーアールをしております。こういうことで、遠くから問い合わせをいただくというふうなこともありまして、一定の効果を上げているのではないかなというふうに、今、思っております。

最後に、特産品のピーアールの方法でございます。このことにつきましては、従来からイベント時のピーアールとか、パンフレットのピーアールに加えまして、現在、インターネットによりましてピーアールを検討しているところでございます。

先ほどのにっぽん丸の寄港時におきましても、観光協会よりお願いする形で、日ごろよりインターネットにより、当市の行事や特産物について、ピーアールをしていただいている団体に、出店をしていただきまして、宿毛の特産物のピーアールを行っていただきました。

今後は、そのような団体のような、専門的な知識を有する組織との関係も密接にしながら、特産品の開発を始めまして、ピーアールの今後のあり方についても、模索もしてまいりたい。

よりよい宿毛市のピーアールにしていきたいと思います。と思っています。

また、よいご提言をいただきたく、お願いを申し上げまして、最初の答弁にかえさせていただきます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

子どもたちの安全確保と、学校管理についてでございますが、安全管理についてでございますが、来訪者の確認につきましては、ご存じのように、現在、各学校に受付は設置をしていない状況でございます。

学校の構造によっては、事務室の前を通り、職員と面会しなければ、校舎内へ入ることのできないところと、それから、職員と会うことなく入ることのできる校舎があります。

このため、教職員一人ひとりが、安全管理に対する危機管理を共有し、認識し、日常的な校内の巡回を行うなど、不審者の侵入防止に今後も努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、不審者情報についてでございますが、当市におきましても、本年度、既に不審者の目撃情報等が数件確認されております。このような場合は、直ちに市内の各小学校、及び組合立篠山小中学校へ情報を提供し、注意喚起を促しております。

6月10日には、1名の不審者が宿毛警察署に逮捕されておりますが、現在、取調べ中のため、詳細は把握できておりません。

また、6月16日には、安芸球場前の駅前において、白色のトラックに乗った男女が、いやがる小学生風の子を乗せたまま走り去るといふ不審者情報も寄せられております。

このような厳しい教育環境となっておりますが、児童生徒の安全の確保に対し、より一層の

努力を行っていきたいと考えております。

さらに、登下校における安全確保につきましては、防犯ブザーの配布や、集団登校など、これまで行ってまいりました防犯対策に加え、本年度、各小中学校に防犯パトロールの腕章を120枚配布し、各校下の老人クラブ、PTA、地区等のボランティアに、登下校時の警戒をお願いし、実施をしております。

また、現在、宿毛警察署のご協力で実施しております児童生徒の防犯教室や、防犯訓練を、今後もお願いしていきたいと考えております。

さらに、本年度は、補導センターが主体となり、事前打ち合わせをしない防犯訓練の実施を計画しており、不測の事態の体験をすることにより、危機管理体制の向上を図っていきたいと考えております。

また、防犯ブザーの整備点検は、定期的に実施していきたいと考えております。

次に、校門警報装置など、施設面の整備につきましては、長年の懸案でありました成陽小学校の門扉を、保護者や地域の方々のご協力を得て、設置することができました。

しかし、平田小学校の敷地内には、現在も東西に走る生活道が存在し、門扉の設置ができない状況となっております。

このため、PTA、地区長等に協議をお願いし、安全、安心な学校づくりに取り組んでいただきたいと考えております。

警報装置につきましては、市内の各小学校には、高知県警への直通緊急通報装置を設置し、非常時に迅速な対応が可能と考えております。

不審者の立入など、緊急時の体制につきましては、これまでモニターテレビや緊急通報装置の設置、さす股等の配備を行ってまいりました。

このことと同時に、各小中学校の状況に応じた危機管理マニュアルを作成をし、通報、避難誘導等、役割分担を定め、緊急時の速報体制の

整備を図っております。

本来、学校は教職員や子どもたちにとって、安全な場所であり、安心して学習活動に専念できる場所であればなりません。しかし、現在の状況は、児童生徒や、学校の安全管理に、教育委員会も強い危機感を持っております。このため、地域や家庭、関係機関が一体となって、地域ぐるみで子どもたちを守る仕組みづくりが必要と考えております。

昨年度より、取り組みを始めました生徒指導総合連携推進事業により、本年度、地域の方々と連携し、市内の落書きが書かれている場所の落書き消しを行うこととしております。

このことは、地域の環境をよくすることにより、安全、安心なまちとなる、いわゆる割れ物理論の実践を行うことにより、児童生徒に、環境の大切さに対する意識向上を図るとともに、学校の安全管理の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

次に、坂本図書館の現状、課題、今後の使命と役割ということで、お答えをしたいと思います。

利用者数等の現状と、他市の図書館の現状でございますが、坂本図書館は、坂本嘉治馬さんが、郷土の文化や教育の発展を強く願う気持ちから、私財を投じて創設されたものであり、現在も、多くの方々や団体から、図書が寄贈されるなど、坂本図書館の運営に協力をいただいております。

そのような中で、坂本図書館に毎日のように来られて、本や新聞等を読まれる方や、学校帰りに寄って本を読んだり、宿題をしたりする小中学生や、高校生、そしてたくさん本を、毎週のごとく借りていかれる多くの市民がいることは、宿毛の文化施設として、坂本図書館が果たしている役割は大きいものと思っております。

また、高齢者や高学歴社会を迎え、多くの年配の方々が、余暇を有意義に過ごすために、図書館を活用しており、そして何よりも、宿毛の将来を担っていくだろう青少年少女たちが、たくさん図書館を活用してくれる現状を見ると、多くの良書に触れて、立派な人材に育ってほしいという気持ちが湧くと同時に、子どもにいい本との出会いの機会を多くつくる使命を、強く感じております。

この詳細な数字については、担当の課長の方で説明をしていただきます。

現在、どのような傾向の本が読まれているかということでございますが、図書館にある蔵書は、俗に良書といわれる本が中心になっており、いわゆる、現在売れているからといった、奇抜な内容のものや、流行だけを追い、内容のないといわれるような本は置いておりませんが、そのような中で、よく読まれる傾向として、一般的にロングセラーといわれる本は、時代が変わっても読み続けられていますし、絵本や児童書、小説等も、50年以上も前に出版されたものでも、読み継がれているものも数多くあります。

また、ベストセラーになった本は、一般的によく読まれ、そのような本は坂本図書館においても、16年度よく読まれている部類の本となっております。

また、その他に、歴史、時代歴史小説や、実用書なども多く読まれております。今後も、図書館では、単にベストセラーになったからという理由だけで図書を購入することではなく、その内容を吟味する中で、宿毛市民のニーズに合った図書の購入を、常に心がけた本選びに取り組んで、より多くの皆様に利用していただきたいと思っております。

次に、県立図書館との連携は、どのようなになっているかということですが、これまで、県立図書館長は、県の職員がその職についておりま

すが、17年度の人事異動で、千葉県浦安市立図書館に、司書として16年間勤務していた丸地さんが、今年度、県立図書館長に招かれました。過日の新聞にも掲載されておりましたが、地域の公立図書館をどう支援し、連携して、利用者の増加を図るかということで、本の物流を担う協力車、協力車というのは、協力する、協力の車ですが、協力車を頻繁に走らせ、読みたい本を県立からすぐ取り寄せられるシステムの構築を図るとのことです。

当市としても、図書購入費も厳しくなっている現状から、このような制度を活用しながら、利用者に読みたい本を少しでも多く提供できるように、取り組んでまいります。

また、レファレンス、すなわち問い合わせへの業務に対する対応や、読書サークル用図書の借用、研修会での情報交換等の連携を、県立図書館に求めてまいりたいと考えております。

現在、図書館において取り組んでいる事業ですが、乳幼児から小学校低学年を対象とした読み聞かせを、12名のボランティアの協力をいただき、各種担当制によって、毎週水曜日に図書館の絵本コーナーで、午後3時30分から午後4時30分まで行っております。

また、17年度から市内の学校に出向き、ボランティアの方々による読み聞かせ、並びにストーリーテリング、すなわち物語を語ることですけれども、1カ月当たり2回から3回実施し、児童からも好評をいただいております。

また、保健介護課の乳幼児健診時に、生後7カ月児と、その保護者を対象にして、ブックスタート事業を9名のボランティアの協力により、3人1組で年12回実施しております。

本を楽しむ会は、長年にわたり、自宅でホキ文庫をされている穂岐山禮さんを囲み、本についての紹介や、読書後の感想を語り合うもので、いつも熱心な議論がなされています。

子どもと本とを結ぶ仲間の輪を広げる読書講座として、ストーリーテリング講座等を講師を招き、年4回実施しています。

今後も、これらの事業を実施する中で、より多くの皆様に、図書館行事に参加していただくよう、努めてまいりたいと思っております。

利用者の促進についてであります。毎月発行しております図書館だより「さくら」や、広報「すくも」、あるいは宿毛市のホームページの活用を中心にピーアールに努め、企画展示や、学校等、関係機関との連携を密にしながら、また、図書館運営の基本となる良書の選択はもちろんのこと、IT化社会に備えたパソコンによるサービスの充実にも努めてまいりたいと思っております。

課題や今後の図書館業務の使命と役割についてでございますが、行財政改革の大きな動きの中で、土佐清水市が平成15年度から取り入れておりますNPO法人への管理委託、あるいは他の市町村での指定管理者制度の活用による移行など、取り組まれている中で、既に宿毛市においても、行政改革大綱の中で、図書館業務の運営について、目標区分の中に、委託も取り上げております。

一方、図書館業務の将来の使命と役割であります。本や資料の選択、そのデータ管理、資料の提供と資料の総合対策、そして最後に、資料の廃棄であります。選択以上に廃棄は、慎重な対応が求められておりますが、これらの業務を適切に対応することによって、図書館の使命と役割が果たせるものと思っております。

いずれにいたしましても、利用者の皆様が、気軽に入館し、そして要望にこたえるよう、今後も引き続き、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 生涯学習課長兼宿毛

文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

5番議員の一般質問にお答えいたします。

質問の内容は、坂本図書館の利用者数の現状と、近隣図書館の状況はどのようになっているかということでございますけれども、まず、坂本図書館の利用者数でございます。

利用される方は、調査物とか、本を借りられる方、そういうふうな、あるいはまた、パソコンを利用される方ですけども、平成16年度に5万8,690人でございます。そのうち、本を貸し出した冊数ですけども、5万671冊でございます。

ちなみに、近隣の、現在、四万十市ですけども、利用者数が4万287人で、貸し出し冊数が8万3,567冊でございます。

土佐清水市さんがですね、利用者数が4万333人で、貸し出し冊数が5万851冊でございます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問を行います。

まず、1番目のホテルの里づくりについてでありますけれども、実際に、あちこちホテルの状況を見に行きまして、確かに多いなということは、先ほど申し上げましたように、実感として感じております。

ほかの地域に比べても、宿毛は至るところでホテルが飛んでいるということで、先ほど、紹介したところ以外でも、小深浦、大深浦、宇須々木、それから押ノ川、呼崎、もう数えればきりが無いぐらいのところ、先ほど、大海の方でも飛んでるよという話も聞きまして、本当にすばらしい自然が、宿毛にはまだ残っているなという、ホテルを通して改めて感じたわけで

ございます。

そして、この都会の人から見れば、このホテルというものは、我々が感じる以上に、ホテルを実際に目の当たりにしますと、大変な感動をして、そのためにわざわざ見に行きたいという人もおりますので、これはぜひとも、この自然繁殖しているホテル、これを保護していく手立てを、今からやるべきではないかと、こういった意味でホテル保護条例の制定を提案したわけでありまして。

もう既に13市町村でやっております、早いところは昭和61年から取り組んで、7市町村で、もう60年代初期に、ホテル保護条例を制定して、保護に当たっているということで、この大正町、先ほど言いましたけれども、4年前にやりまして、それから観光客が、ホテル深夜便という名称で、高知市内から旅行業者が日帰りのホテル観光ツアーを、バス何台かで連れて行っているという、そういうホテルの里づくりが、もう定着してきているなという感じもしております。

この、ひるがってこの宿毛市におきましては、蛍湖という愛称で、中筋川ダムが、市民の皆さんにより、愛称を募集して、蛍湖になったことは、よく知られておるところでありますけれども、この市勢要覧、その中に桜の里づくり、それからホテルの里づくりということで、宿毛をホテルの里に、このようにうたっております、その桜の里づくりについては、これまでふるさと創生資金を活用しての桜の植樹、どんどん進めて、ようやく桜の里らしい、そういう環境も出てまいりましたけれども、ホテルの里づくりというのは、この桜に比べて、手つかずの状態、自然発生的になっていると。だから、ホテルの里づくりと、このように取り上げておりますので、何とかその環境を守ることが、まず一番大事でありますけれども、その前提と

して、今後、ホテルを営利の目的、商売目的でとりに来るといふ業者が出てこないとは、だれも保証できないわけです。

実際に、私も行った中で、子どもにホテルをとってくれというふうに頼まれた、そういう話も聞きました。

聞くとところによれば、これ、確認はできておりませんが、数百円で1匹のホテルを買ってやるよという形で、子どもにとらせているという、そういう話も聞いたわけであります。

この、子どもがそういう、ホテルを金のために捕獲するとか、そういうことになっても、これは非常に、教育上も非常によくないと、こういった意味で、ほかのホテルが飛ぶ地域については、保護条例をつくっておるわけですから、宿毛も、もうこのあたりで保護条例制定ということについて、真剣に考えるべきではないか。

そして、大事に、この財産を守り、育てていくべきではないかと、改めてこの点を申し上げたいと思います。

それから、先ほどの県の補助事業であります、高知県豊かな環境づくり総合支援事業、この補助対象事業、これはちょっと調べてみますと、幡多郡関係では、旧中村市のトンボ公園の整備事業でありますとか、土佐清水においては、サンゴでありますとか、休耕田をビオトープ型の生物観察できる、そういう公園に、湿地公園にしていく整備事業でありますとか、また、本市におきましては、14年にだったと思いますが、沖の島の生ごみ乾燥機設置事業、これにも活用している経緯があります。

こういった補助事業、せつかくあるわけですので、豊かな自然環境を守っていくために、もっともっと真剣に、この補助事業を活用して、この宿毛は自然が残っているというだけではなくて、もう一歩進んで、こういったものを、補助事業も活用しながら、環境整備をやるべきで

はないかと、このように改めて言いますが、この点については、また次の機会に論議をしたいと思っております。

そして、その次に、学校の安全対策ということでありますけれども、先ほど、教育長からも、いろいろ答弁ありまして、その中で、私は学校の構造上、来訪者が学校を訪ねてきた場合に、教員室からなかなか玄関にだれが入ってきたかわからないと、こういう学校がもうほとんどであります。

そういった意味で、学校によっては、教職員がすぐ気がついて対応して、その確認をしながら、案内をするという対応がとられておりますけれども、例えば、名札でありますとか、来訪者に対する名札であるとか、リボンをつけてもらうとか、そういうふうにして、きちんとした形で学校が掌握しているという形での対応、これが大事ではないかなと思うわけであります。

この点も、検討すべきではないか、このように思いますが。

それから、先ほど、不審者情報についても、いろいろお話ありましたが、学校から今度、地域に対する不審者の情報の提供、その学校関係者だけじゃなくて、地域ぐるみで、この不審者が、こういう情報が出ておるといふ情報については、各学校とも取り組んでいるのかどうか。

例えば、咸陽小学校の場合は、校長名で手紙を、即座によこしてもらって、不審者情報、6月6日に高知市内で、高校1年生の女子生徒が連れ去られようとしていた情報とか、それはもう、一般のニュースでも出ましたけれども、注意を、地域の人にも喚起すると、こういう取り組みを熱心にされているわけでありましてけれども、各学校の状況はどうなのかということもお聞きしたいと思います。

それから、先ほど、登下校時における安全確

保について、腕章を作成して、老人クラブであるとか、PTA、関係者等々の方に、その腕章を巻いてもらって、登下校時の時間帯に、特にパトロールしていただく、大変すばらしい取り組みだと思っております。

私は、先日も新聞で、プレス報道で見たわけですが、南国市でこういうマグネットシートですね、これをつくりまして、安全パトロール、「まほろば安全隊 南国市」と、これを1,000枚、車に、公用車だけではありません。学校関係者、学校への出入りの業者等々、これをボディに、簡単に外れるわけですがけれども、こういったもので、しょっちゅう、車を市内各所で走っている。

これは、現在、前回の3月第1回定例会でも、提案したわけでありましてけれども、不法投棄監視車ということで、非常にダブって、イメージが薄れていくのではないかと市長の答弁でありましたけれども、やっぱり、不法投棄監視車、それを見れば、ちょっとこう、啓発される、ごみを不法投棄しちゃいけないなという啓発の意味が、物すごく、予想以上にあるような気がします。

これも、腕章はもちろんいいわけなんですけれども、車でこれを張って走ることによって、市内各所で、こんなに宿毛は学校の安全、子どもの安全に対して、みんなが、市民が一体となって神経使っているんだと。宿毛では、こういう連れ去り事件なんかは、もう絶対起こさない地域なんだと。非常に、防犯意識が高い地域であるという意味からも、これは今後、せっかく腕章をつくられるわけですから、今後、これはつくるべき価値があるのではないかと、このように考えております。

この点についての考えも、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、防犯ブザーについては、もう、大

分、人間というのは慣れっこになって、子どもたちがこれほどいろんな事件で、親も心配しているわけですがけれども、中には、人間ですから忘れることもあると。また、電池切れで、いざいうときに役に立たない。

そういった意味でも、定期的に学校でブザーの点検をきちんとやっているかどうか、これは先ほど、実施するようにしておるということでありますけれども、どのぐらいの、学期で1回やっているのか、毎月やっているのか、そのぐらいの、どのぐらいの回数でこの点検を、絶えず見直ししているかということも聞きたいと思っております。

それから、もう1つ、安全マップの作成については、これ、大体できているようにも聞いておりますけれども、この作成状況、これも、現在の安全マップの作成状況についてもお聞きしたいと思います。

そういったことで、先ほどのホテルの件で言いましたけれども、ホテルがこのようにたくさん飛んでいることに対しては、環境面の問題ももちろん一番大事であります、教育と、観光と、すべてにこのリンクしていると思っておりますので、こういった面も、またお考えを示していただきたいと思っております。

それから、図書館の、坂本図書館につきましては、先ほど、詳しく説明いただきまして、その中で、非常に図書館の持っている役割というのは、非常に大事だと思っております。特に、ボランティア、読み聞かせボランティア、ブックスタート事業、こういった地道な事業については、ボランティアで大変、参加される方、敬意を表するわけでありましてけれども、どんどん、本離れ、絵本離れしている中で、小さいときに、子どもが親から絵本を読んでもらったり、話を聞いた子どもは、やはりその後、本が好きになっていると。情緒も非常に豊かになるという、

そういう研究結果もありますが、そういった意味で、この読み聞かせ、またブックスタート事業につきましても、これからもどんどん、積極的に取り上げていただきたいなと思っております。

ちょうど、ことしは、デンマークの世界的な作家であるアンデルセンが生まれて200年ということでございますけれども、アンデルセンの有名な作品の1つに、マッチ売りの少女あります。これは、自分の母親の話を聞いて、ダブらせてあの童話を書いたと、ということで、大変、大晦日の厳しい寒さの中で、裸足でマッチを売り歩く少女、大変貧乏なその少女が、苦勞して、大変な試練を受けながらも、真剣に生きていくことによって、幸せをつかんでいくという、そういうアンデルセンのその童話を通しての子どもたちに対するメッセージは、いまだに世界中で、多くの影響を与えている。

そういうことから、本を、良書をさらに、図書館司書も現在1名でございますけれども、司書も今後、職員の中で司書をふやしていただいて、いい本を提供できるようにお願いしたいと思っております。

それから、観光行政につきましては、いろいろ話がありました。答弁もいただきまして、大体わかりましたが、今後とも、この観光行政については、大変、こういう状況で、きのうの同僚議員による宿毛湾港、後背地の企業誘致もなかなか思うようにならない。そういう厳しい状況の中で、入り込み客、観光客、少しでもふやしていく。そのためにも、さらなる努力をして、宿毛で1人でも多くの観光客が滞在していただけるように、そのことが宿毛の活性化にもつながると思っておりますので、この点も、今後とも観光行政につきましては、力を入れて取り組んでいただきたいと、このように思っております。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の再質問にお答え申し上げます。

ホテルの保護の条例でございますが、この、1つだけ保護条例と申しますか、それを見たわけでございますけれども、営利を目的に、そういう乱獲をしてはいけないというふうな部分が、非常に強く出ております。

宿毛市においては、ホテルを営利を目的に採集しているというふうな話は、まだ聞いていないわけでございますが、恐らく、菊地議員のご質問の中には、その予防だというふうなことも含まれているのではないかと思います。

そういった地域の実情というものも把握しまして、少し、検討時間をいただきたいというふうに思います。

あくまでも、やはり自然環境を守る、大切にすること、市民の中に浸透するということが、まず第一義的であろうかというふうなことも思います。

子どもはホテルを手で取りたいというふうな欲望は、抑え切れないんじゃないかなと思しますので、そこら辺も勘案しまして、検討をさせていただきます。

それから、豊かな環境づくり総合支援事業でございます。これはもう、県の方の補助金がいただけるということですが、2分の1の、市としての負担もあります。

こういったことも含めまして、どういったことが、きちんとしたことができるかということも含めて、執行部として検討をさせていただきたいと思っております。

それから、観光行政の方でございます。いろいろと、いろんなことに力を入れていかなきゃいけないわけでございますけれども、1つ、沖の島の方をとってみますと、少し、やはりまだ離島ということでの受入体制と申しますか、観

光客がそこにずっと滞在していただけるというふうな形には、まだなっていない。

離島という特殊性もございまして、高知県で、ただ1つ、1市離島を持っている市でございます。これから、沖の島の基盤整備と申しますか、そういった受入施設の整備につきましても、唯一の離島ということで、国に対しても、強く働きかけもしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 菊地議員の再質問にお答えをしたいと思います。

学校等に訪問されて、その方にはっきり、不審者かどうかという点で、名札とかそういうのをつけたりとかいうような確認するものをなされておるかということなんですが、先ほども言いましたように、現在のところは、受付とか、例えば参観日等に来る受付簿とかやっておりますけれども、日ごろは、そういうことは、もう先生方で、職員室に残っておる先生方で確認をすると、気をつけると、そういう形でやっておりますので、今後、このことを校長会等に投げかけて、取り組みをしていきたいと、このように思っております。

それから、不審者情報ですね、これを即座に学校で、子どもたちに対応できるわけですけれども、教育委員会から学校にという形でやって、今度は学校が子どもたちの指導が入るわけですけれども、それを家庭、地域になされておるかということですが。

例えば、きょう、その情報を流します。学校の方に連絡をします。ファクスでですね。あるいは電話で。それを即座に家庭の方に、地域の方にいうことは、現在はやっておりません。学校通信、あるいは学級通信、そういった通信を通して、こういう状況だということをお願いし

て、協力依頼もするというような形で、現在は取り組んでおります。

それから、学校安全パトロール、マグネット用のパトロールを表示したものを、学校に關係するものに張るということですがけれども、現在、まだ取り組んで、前にも指導、アドバイスをいただきましたけれども、まだその点についてはやっておりません。先ほど言ったような腕章、安い。

これは、先生方に、補導してもらう費用として、その予算の中でつくったというようなことで、財政面でまだできてはおりませんので、本年度は今言った、パトロール、腕章と、こういうものを利用していただいて、安全確保に努めていくと、こういうことでございます。

それから、安全ブザーの整備点検、本年度4月に1、5、6年生ですね、これは配布しておりますが、学校がお任せをした形で、学校がもうそろそろというような形で、定期的に1学期1回とか、何か月に1回とか、いうふうな、特に点検はしておりません。

そこのあたりも、今後、考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

安全マップの方は、100パーセントに近い形で一度つくって、さらに見直して、再度きちんとしたものをつくってほしいということ、校長会でやっております。それで報告も受けております。ほとんどやっておると思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 市長並びに教育長から、詳しく説明いただきましたので、答弁いただきましたので、以上で終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、15分間休憩をいたします。

午後 2時35分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時50分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、一般質問を行います。

私の通告は、食育基本法ということで通告させていただきます。

この食育基本法は、去る6月10日、法律としてほやほやの、できたての法律でございますけれども、既にこれについては、いろんな形で、実際、動いている現場というものもあるかと思ひますし、また、今後、推進会議等、国をあげての取り組みの中で、いろいろうちの市政においても、重要な形になってくるんじゃないかという形で、質問をさせていただきます。

先ほど、菊地議員さんから、デンマークのことがちょっと出ましたが、「デンマークにおいては、寝たきり老人はゼロである」、という言葉が朝日新聞に書かれていたと。じゃあ、どうということかと。実際、それほど寝たきりはないと。何でそうなるかと。デンマークでは40年前から、食事に対する教育が非常に盛んでありまして、ちっちゃいときから、字が読めない子どもにも絵本でわかるという状況で、3歳の子どものなれば、もう台所に入って何かできると、いうくらいに食に対する意識の徹底、これが国をあげてされているということ、私、耳にしました。

福祉だけのとりえというか、有名なデンマークかという思いがいたしましたけれども、食でそういう状況があると。デンマークで40年前くらい、あるいはアメリカでは30年前くらいから、そういう食の大事さというか、そういう取り組みがなされているというようなことを含んで、今回の食育についての国会の法律制定であろうというふうに思ひます。

きのう、きょうと同僚議員が、宿毛市、本市の産業関係等についてのご質問されました。

市長、市の体制上げて、市の中でひとつ物産を取り扱ったらとか、あるいは、地産地消というか、本市の振興を図る意味で、有機農産物等の安全な食品の課題を推進したらというような意見がございました。

今回の食育基本法の中を見ますと、まさにそういう点が触れられております。6条、7条では、環境と調和した生産等への配慮、及び農山漁村の活性化ということについて触れられておりますし、8条では、食品の安全性の確保という形で触れられておまして、地域の経済的なことを含め、大きく今回の法律は網羅しているということが言えるかと思ひます。

本市におきましては、先に出た議員さん方の質問の中にもありましたけども、「すくも夢いっぱい会」、これが規約を持って活動していることはご承知かと思ひます。その目的1条、関連するから少し読まさせていただきますが、目的第1条、私たちは今こそ、足元の生活や環境を見直す必要があります。新しい消費動向を見据え、生命の源である第1次産業、特に人と環境に優しい農業の研究や実践を初め、地域物産の研究や開発を通して、地域の発展に努めます、云々という形で、夢いっぱい会の第1条を定めておりますけれども、食育基本法の中に、まさにこれと相通ずる形のものが、国の法律として出てきたわけでございます。

本市のそういう取り組みが、いかに今の流れにマッチしてたかということの意味するものではないかなという考えを持って、私はこの法案を読まさせていただきました。

その法案について、質問の本題と言ひますか、内容に入っていきますが。

食につきましては、飽食、ダイエットを含む拒食、個食、あるいは栄養の偏り、不規則な食

事を初め、食の安全への問題や、輸入食材の増加など、日本の食習慣、食文化を含めて、食が失われる危機にあります。

また、食の乱れは、肥満や糖尿病、精神の不安定など、心身の変調を来し、生活習慣病として食生活改善の目標となっております。

国民の不健康は、医療費の増大や高齢化社会に向かう中で、寝たきりの増加を招き、日本の将来を危うくすることになります。

それらを受けて、食が心身を養い、元気の源になる大切なものであり、また、豊かな人間性を育むために、何よりも重要であり、食に関する知識、食を選択する力を持つ人間を育てることを基本理念とした食育基本法が、今回、できたわけでございます。

この職員基本法につきまして、5項目にわたって、まず第1回目に質問させていただきます。

この法律につきまして、市長、教育長に、この新しい法律の制定についてのお考えをお伺いいたします。

2点目、食については、今までも栄養改善や、平成12年に文部省、厚生省、農林省の3省庁が出しました食生活指針でも、運動として取り組まれてきましたが、国民一般への認知度は、いまいちでございました。

食は、生きる上での基本であり、徳育、知育、体育の基礎と位置づけられている今回の食育基本法の趣旨に沿う食育の取り組みの現状につきまして、すでにこういうものは、この法案の趣旨をあらわすもの、取り組みであるということがありましたら、当然あるということでしょうが、ひとつご披露願いたいと存じます。

そして3番目、日本の将来を憂え、財政上の措置を明記された国や地方自治体を初め、食の関係者や国民にまで、責務を課しての緊急なる、また重要な課題としての取り組みとなっております。

本市といたしましては、食育推進にどのように対応していくと考えられているのか、お伺いいたします。

4番目といたしまして、食育の啓発、指導について、どのように行っていくか、今後のことについてお伺いいたします。

5番目といたしまして、輸入食品の見直しや、安全な食品は、農漁業の再生にも生かせると思うわけですが、その点について、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、田中議員のご質問にお答えができるかどうか、ちょっと不安なところが、実はございます。冗談ではなくて、ただいま田中議員がおっしゃったように、まだできたばかりの法律でございまして、私どもも通告以来、まだこの法律全文を、実は読みきれていないところがございますので、その辺につきましては、ご容赦を願いたいと思います。

田中議員おっしゃいますように、食料、知育、徳育、体育というふうな形で、子どもたち、また人に対する教育というものが必要というふうになりまして、この食についても、あっさり私、単純に思いますのは、食についても、こんな法律でやらなければならないような世の中に、今なっているのかというふうな、すごい危惧を感じているのが正直なところでございます。

その前段で、こういうことを言わせていただきました。あと、この間、男女共同参画の中で、有名な方に、この間、宿毛市で講義をいただきました。その際に、その方は、自尊感情を高める。自分を尊敬するという感情を高めていかなきゃいけない。その中で、必要なことは、心の栄養と体の栄養と。

この体の栄養の中で、必要なことは何であるかと。その中で、1つは食べることである。そ

して、次は、人間として寝ることである。そしてもう1つは、体を動かすことであるというふうな、この3つの栄養素が必要であるというふうなことを、鮮明に今、覚えているわけでございまして、この食育にも、これつながるのかなというふうな感じがしまして、田中議員のお答え、ご質問に対しての答弁を、ちょっとさせていただきたいと思っております。

現在の食生活の現状は、朝食を食べない子どもが増加の傾向にあります。また、食料品の輸入の増大とともに、食品の安全性に対する信頼の低下、BSEやO-157などが発生しまして、食の安全の確保が求められる今日でございます。

近々、これが施行の見通しとなっております基本法の施行令でございますが、国民が生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが、重要な課題となっておりますことから、食育に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、もって現在、及び将来にわたる、健康で文化的な生活と、活力ある社会の実現に向け、国民一人ひとりが食育を実践し、豊かな社会を築いていくことから、重要な法律であるというふうに思っているわけでございます。

法の趣旨に沿う既存の取り組みについてでございますが、農業関連分野につきましては、まず、食に係る生産者、組織、団体、事業者及び消費者が、地産地消に関する共通認識を持ち、地域に根ざした、持続的な地産地消活動に取り組み、地域の活性化と、食・農・漁でございまして、文化、教育の推進を図ることを目的としまして、平成17年1月に、関係機関の皆様のご協力によりまして、宿毛市地産地消推進協議会を立ち上げまして、宿毛の地産地消について協議を始めておるところでございます。

次に、食の安全、安心が注目される中で、高

知はた農協を中心としまして、農薬の安全使用と生産履歴記帳、トレイサビリティーを、各生産部会、生産農家へ徹底するように努めておるところでございます。

また、今年度、「すくも夢いっぱい会」の中の食の安全部会によりまして、環境保全型農業の取り組みとして、水稻、稲の部分でございますが、水稻部門における減農薬栽培の試験栽培が始まっているところでございます。

さらに、県の幡多農業振興センターの事業によりまして、市内で畜産堆肥を使用した堆肥米の実証圃にも取り組んでおります。

所管会議の設置、計画の策定、指針の作成めどにつきまして、次にお答えいたします。

基本法につきましては、この法の施行後、国、県の動向を見ながら、所管会議の設置、計画の策定、指針の策定等、協議して、検討していきたいと考えておるところでございます。

食育の啓発、指導の体制でございますが、食育は、家庭、学校、保育所、地域、その他あらゆる機会とあらゆる場所を利用しまして、食料の生産から消費等に至るまでの食に関するさまざまな体験活動を行うとともに、みずから食育の推進のための活動を実践することによりまして、食に関する理解を深めるとともに、食事について、望ましい習慣を学びながら、食事を楽しむ機会の提供、その他栄養管理に関する知識の普及、及び情報の提供、栄養指導による正しい知識を身につけさせる指導者の育成が必要ではないかと考えております。

農漁業再生のために、この法律をいかに活用していくか。先ほど申し上げましたが、宿毛市地産地消推進協議会を立ち上げまして、協議を始めておるところでございますが、地産地消は、単に地域の食材を消費するだけではなくて、物、これは食材を通しまして、人がつながるということが原点でございます。この人と人とのつな

がりを原点としまして、食の教育や、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいとか、消費者の安心、信頼、さらには食を柱とする生き生きとした村づくり、まちづくりなどを、地域づくりへとつなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

このために、具体的には、この法の施行後、国、県がどういった施策事業を展開していくのか、現段階では、まだ把握はできておりません。先に述べました地産地消の取り組みと、ティアップした形で、有益な補助事業等は積極的に取り入れて、地域農漁業の活性化を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

意図するところと少し答弁が食い違うかもしれませんが、この食育基本法にのっとった形での、今現在の我々の話せる段階を、答弁をさせていただきます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、14番、田中議員のご質問にお答えをしたいと思います。

近年、飽食の時代とも言われる中、児童、生徒を取り巻く食環境や食生活も、大きく変化をしています。

偏食、欠食、朝食抜きなど、さまざまな問題が指摘されておりますが、この法によって、農山漁村の生産流通における体験活動、地域の食材や食文化を学び、いろいろな人と触れ合いながら、食の大切さを学べると考えております。

また、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められており、この法によって、豊かな人間性を育んでいく基礎となると考えます。

法趣旨に沿う既存の取り組みについて、お答えをいたします。

食育とは、食を通して、生きる力を育むことであるとともに、未来を担う子どもたちの、健やかな成長のために、家庭、学校等における食育の取り組みを行うことが必要であると考えます。

現在の取り組みとしましては、学校現場での体験学習による稲作づくり、それから野菜づくりを実践しております。

給食センターでは、1日の平均栄養所要量の3分の1を供給することを基本に、バランスのとれた学校給食を提供しており、子どもたちに、より関心を持ってもらうよう、次のことに取り組んでおります。

毎日の給食時間を利用し、学校放送で、食の大切さを訴え、豊かな人間形成の一環としております。

放送原稿は、栄養の話、食材の話、携わる人の話、残飯を通じての物の大切さなど、日々内容は多種にわたっております。栄養士が作成し、学校に配付し、当番の子どもたちが放送しております。

次に、給食センター見学を行っております。

給食のできる過程を、実際に見ることにより、給食に対する興味、関心が高まるものと考えております。

次に、地産地消の取り組みです。現在、利用している品目は、米、牛乳、ポーク、鶏卵、味噌、マグロ、カツオ、キビナゴ、ネギ、キュウリ、ブロッコリー、ミカン類など、利用できるものについては、積極的に利用しております。

食育の啓発指導体制について、お答えをします。

学校における取り組みについては、教育行政方針に掲げております学校栄養士による食にかかわる学校給食指導を毎年行っております。

内容については、朝ごはんを食べよう。食べ物の働きを知ろう、など、さまざまな内容で指

導しており、保護者に対しても、参観日の試食会で、給食について説明指導を行っておりますが、全学校に出向くことができない状況であります。

本年度より、栄養教諭制度が創設され、県内では4カ所に配属されました。残念ながら、宿毛市には配属されておりましたが、今後、要望をして、より細かな栄養指導ができるよう、考えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 再質問を行います。

今、5点にわたってお聞きしましたところ、それぞれお答えいただいたわけですが、一番、法律ができたとうで、なかなか取り組みうか、今後の形はということ、市長も今後、国やら県の動向と言いますか、その流れを見ながら、本市でも対応していきたいということで、その法律の趣旨というか、そういうものについては、市長、あるいは教育長ともども、現状の中でいろいろ問題ありと。それで一応、食べる、あるいはそういうことについての大切さは評価されるということで、そういう意味では、この食育基本法、全党が賛成というわけではないようでございますけども、非常に今の現状を踏まえたときに、うちの、本市のリーダーとしては、それぞれ大切なことであって、今後、生かしていかにやいかんというようなご認識というふうに、私は受けとめました。

それで、今後の、まさに法律が1カ月以内に施行されるということで、法律はできて、さあ、1カ月以内に施行され、政府において、9月ころ、基本方針つくられ、県の方に下りてきて、年度内というか、年内ぐらいにそれぞれ市町村まで、いろんな形でくるんじゃないかという流れは、私としても理解できますし、いろいろの取り組みも、うちではされているというので踏

まえますが、ただ、この指導体制、4番の指導体制に関してですが、今までも、食事に対する重要さということについては、食生活指針とか、いろんな形でされてきたわけですが、それでも今、こういう形で食が問題化されてきているというところに、どういう弱さがあったのかなということ、振り返るわけです。

そうしたときに、食べ物の生産、加工、流通とか、あるいは調理方法、食べ方、あるいは作法等について、いろいろ理解さすように努めて、学校給食関係においても、生徒に対してされているということですし、また、一般の国民すべての世代にという対象になってますが、その関係については、どこがどうということはちょっと言いにくい面あるんですが、そういう動きについては、一応、食の理解という意味では、学校教育等における動きについては、一定の効果はあるなど、理解できるということでは納得できるんですけども。

そういう流れの中で、なおかつ現在の問題をかもし出しているのは何でかなというときに、いわゆる食べ物に対して、形というか、その動きというか、それ以前に食べ物そのものを見つめるという観点が抜けてたんで、結局、この食べ物の大切さというのがしっかり腹入りしてないんじゃないかなというのを、私は感じるわけです。

それで、食養生というか、食養という形のことを扱っている人たちによりますと、食べ物で人間はがらがら、がらりと変わりますよということをよく聞くわけです。

私どもも、例えばアトピーでも、それは自然、有機農法の産物と、自然塩で100パーセント直りますよってな形も、先般、ちょっと九州の方で、そういう関係者から聞いたんですけども、そういう病気をしてというか、1つの心身の不調を来たした人たちが、そういうものに遭遇し

たときに、おっと、食べ物はこんなに違うのかなというようなことを感じると、本当に食べ物は粗末にできないし、大事にしなくちゃいけないという実感というか、感覚があれば、ずっとそういうものは、しっかりした、根をついた形で広がりを持つと思うんです。

そうしたときに、じゃあ、そういう指導ができるこの食育基本法において、そういう、いわゆる啓発指導、それをどのようにするかということが、私はこの法律が生きるか生きないかの大きな問題点じゃないかなということを、実は感じます。

それで、初めの、第1回目の質問のときにも、アメリカの方で30年前からこういうがんを撲滅すると。肥満を撲滅するという課題の中で、食育に取り組まれたという中で、日本人の方がすごい活躍しているわけです。

アメリカの、いわゆる歴史博物館、皆さんお聞きになったこともあるかもしれませんが、スミソニアン博物館という博物館があるわけですが、この博物館に、アメリカ人の健康をつくるために活躍した日本人という形で、日本の久司道夫さんという方が、スミソニアンに日本人として初めて殿堂入りした。しかも、彼は今、79歳ですか、生きてるわけなんです、生きてる人で、そのスミソニアン博物館の殿堂入りしたいというのは、世界で初めてというくらい、日本の食のあり方、ものの、食事に対する考え方が、よその国では評価されていると。

そういうものが、日本の中にはほとんど浸透してないと。何でかなと。その当たり、その久司さんが扱うのは何かと、基本的な理念と言いますか、それは、東洋思想の、仏教の教えとか、いろいろ言われますけれども、東洋思想の考え方を食事に生かして、アメリカで活躍したと。そうした結果、そういう日本人として、評価を受けているという、その東洋思想の食に対する

考え方が、今、現場でどれだけ扱われているのかなというのが、私は気になるところです。

ちょっと、二、三取り上げてみますと、皆様もお聞きになったことがあるかもしれませんが、医食同源という言葉があります。

健康、病気、まさに医の世界は、食事と相通ずるということです。

また、一物全体ということもあります。食べるものひとつのものは、その1つで1つの完結してるんだと。それを人間が食べやすいように、いろいろ加工しすぎると、本来いい、体にいいものがよくなったり、あるいは十分な効果を発揮しない食べ物になりますよということですが、例えば、白米、お米ですが、白米にすると玄米の約3分の1くらいに、すべての栄養素がなくなってしまいます。五分づき、あるいは胚芽精米だったら、半分くらいでなります。白米はそれの半分くらいです。

精製したものとして、例えばお塩ですけれども、公社の9・9パーセントのお塩につきましては、それと自然塩と、これに貝を入れて塩を吹かしてみます。自然塩の方は、塩をぼんぼん吹いて、周囲がもう塩水だらけになります。普通の食塩の場合は、そこまで吹きません。

だから、そういう生命反応が、それだけ違うとか、ということが、まさに東洋の思想の一物全体という言葉の中に含まれているわけです。

そしてまた、身土不二という言葉があります。これは、地産地消と一致するかと思いますけれども、その土地で取れた物を食べて、人類は生きてきたんで、その土地でできた物を食べてれば、まず大丈夫ですよということになるかと思いますが、そういうようなこと。

また、一物全体にしても、あるいは身土不二にしても、別の意味から見ますと、体を陰性にするか陽性にするかとかいう陰陽のことも出てきます。

そういう東洋思想が、食事の中で生かされるような指導体制がないと、私は本当の食育、教育が地につかないんじゃないかなという思いがいたしますし、そのあたりの動きとして、この法案をいろいろ読んで見ますと、まさに食事を選ぶ力を、それぞれの皆さんに身につけていただくということの奥には、そういうことまであるんじゃないかというような思いがいたします。

今回は、できたての法律でございますので、そういうことを含めて、すべての取り組み等について、ああだこうだ言っても、まだ先のことでございますので、順次、また質問させていただきましても、以上の、そういう基本的な今後の取り組み、考え方について、一言ずつ、また市長、教育長からお言葉をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 田中議員の再質問に、答えられるかどうか、ちょっとわかりませんが。

今、るる田中議員から、食の大切さ、それから自然的なものを大切にするというふうなことのニュアンスも入って、いろいろ食を見つめなおすべきではないかというふうなことも入っていたかと思います。

私ども、この食育基本法案というものを、今、ここに持つておるわけでございますけど、これについては、国がどうする、県がどうする、そしてまた地方公共団体がどういうふうな責務を負うと。

そしてまた、これは漁業関係者、農業関係者の責務というふうなものまで入っておりまして、どういった形で物事を進めていくかというふうなことも、規定されているわけでございます。

一応、今、日本の中には、いろいろな本であるとか、雑誌であるかによりまして、今、田

中議員がおっしゃったような、食を本当に真剣に考えて、こういったものを食べていきなさい、こういったものをつくりなさい。そして、有機栽培もやっていきなさいというふうなことを、いろいろおっしゃってもらっている方がたくさんおられます。

それが、一応、この方々が、国としての指導的な立場におられるのかなということもありますが、そういった、本を読んだりして考え直している市民の方々も、実際におられるということで、我々としては、ここを第一次産業の地でございますので、魚にしろ、農産物にしろ、本当にこの食の安全なものを、提供もしていかなきゃいけない。

食べる物も大切でございますが、提供していく方も、そういった食に安全にかかわるものも提供していく責務も負うんではないかなというふうなことも思っておりまして、この法律の趣旨にのっとった形での食の安全といったものについて、推し進めてまいりたいし、また、自分でもそういった安全にかかるものも食べてもいきたい。

それから、できるだけ皆さんにもそういうことを、安全のものを生産するといったようなことも、推し進めていかなきゃいけないというふうには思ったわけでございます。

お答えになっているかどうか、ちょっとわかりませんが、ぜひ、この趣旨にのっとりましての宿毛市の市政というものを執行してまいりたいと、このように思っております。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 田中議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私も、先ほど、市長が言われたように、この食育基本法は、十分、理解をしております。

ただ、学校教育の中で、知・徳・体といわれておりましたのが、知・徳・体・食という形で、

食育が入ってきました。

そういうことで、入ってくるまでも、宿毛市の場合には、食というものに対しては、学校給食もありまして、随分と食が人間の体、心、そういうものをつくる原点になっておるといような押さえがありますので、そういった取り組みを展開してきておったわけですがけれども、なお、この食育基本法ができましたので、また、県、それから国、そういったところから、そういう取り組みの進め方、そういったものが具体的に出てくると思いますので、それを大事にしながら、取り組んでまいりたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） ありがとうございます。

決意のほどをお伺いいたしました。

それで、本市の場合は、海、山、そして耕地、非常に食育の関係においては恵まれた条件下の本市であろうかと思っておりますので、先人の食への言行等、あるいは市民のいろんなご意見、あるいは活動、協力をいただきながら、本食育の推進に、真摯に取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時27分 散会

平成17年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成17年6月22日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第35号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第35号まで

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君
次長 小野 正二君
兼庶務係長
議事係長 岩本 昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君
助役 西野 秋美君
収入役 中上 晋助君

企画広報課長	小松宣男君
総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

本日まで陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第35号まで」の35議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） おはようございます。

11番、質疑を行います。

先の第3回臨時議会におきまして、2年間務めさせていただきました議長職を、現議長と交代をいたしまして初めての登壇でございます。この2年間は、市民を初め、同僚議員、執行部や幹部職員、一般職、特に議会事務局の職員には、大変お世話になりましたことを、本席から改めてお礼を申し上げます。

それでは、本題に入ります。

今回、私が質疑をいたしますのは、議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第3号のみであります。

まず、歳出について質疑をいたします。

ページ9ページ、第2款総務費の第1項16目13節の委託料5万円が補正されています。これは、当初予算で、木造住宅耐震改修計画審査委託料として、165万円が計上されていたものだと思っておりますが、今回、5万円の計上されたこの理由について、説明を願います。

続いて、同じく9ページ、第3款民生費、第1項2目13節の委託料100万円が計上され

ております。これは、訪問入浴事業委託料として補正されておりますが、この訪問入浴事業の現在の利用者数、そしてその内容、委託料の算定根拠等について、説明を願います。

同じ款項の6目福祉医療対策費、13節の委託料110万円が、乳幼児医療システム改修委託料として補正されております。委託先とシステムを、どのように改修しようとしているのかについて、説明を願います。

続いて、10ページ、第5款農林水産費、第1項5目15節の工事請負費150万円が、貝塚法定外公共物改修工事として補正されております。改修しようとする物件と場所について、説明を願います。

同じく、10ページ、第5款第1項6目19節の負担金補助及び交付金7万1,000円でございます。死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業負担金として補正されておりますが、これは、当初予算では30万3,000円が予算化されておりました。今回、補正された理由と、その事業内容について、説明をお願いいたします。

続いて、ページ11ページ、5款農林水産業の第3項2目19節の負担金補助及び交付金150万円、宿毛市水産業総合支援事業補助金であります。当初予算では、513万3,000円が予算化されておりました。今回、これを補正した理由について、説明を願います。

同じく、11ページ、第6款商工費、第1項2目商工振興費の、本町商店街街路整備事業補助金、歳入では雑入で、自治総合センター交付金として1,984万5,000円が補正されております。この事業につきましては、商工観光課長谷本課長が、本年第1回定例会の寺田議員の質疑に対して答弁する中で、説明をされておりました。

本町並びに土居下商店街の総延長750メートルを整備するため、街灯街路整備事業を計画

し、事業費約2,000万円で、宝くじを財源とした国の地域活性化センターへ、県を通じて事業採択のため、申請行為をしていたと。県下各地からの申請がある中で、宿毛市の企画申請書が、本県の代表に選ばれたことや、現在、国の裁定待ちであること。

この事業が、全国で10カ所程度しか事業採択されないこと。さらに、全額100パーセントが補助適用とするなど、もう間もなく、これを、県を通じて事業採択の内示があるであろうと、こういう説明をされておられた分であります。

多分、これがその予算ではないかと思うわけですが、その予算であるのかどうか。また、そうだと、事業内容について、もう少し詳しく、詳細な説明をお願いをしたいと思います。

きょうは時間も十分ありますので。平素は簡潔にと言いますが、きょうは十分時間をかけて、わかるように説明していただければありがたいと思っております。

同じく、ページ11ページ、第7款土木費、第3項3目13節の委託料110万円の地質調査委託料について、委託先と調査の場所について、説明をお願いいたします。

同じく、15節工事請負費ですが、街路・宅盤等整備工事費。これは、当初予算では2億5,886万9,000円が予算化されていたものですが、今回、591万1,000円が減額となっています。減額の理由について、説明をお願いします。

同じく22節補償補填及び賠償金として、当初予算では5,949万4,000円が予算化されておりました。今回、431万9,000円を補正していますが、当初予算との関連はどうなのか。また、その内容についても、説明をお願いいたします。

ページ12ページ、第8款消防費、第1項2目非常備消防費の8節報償費であります。10万円が補正されています。

当初予算では、318万5,000円を計上しておりましたが、今回、10万円を補正しなければならなかったその理由について、説明をお願いいたします。

同じく12ページ、第9款教育費、第2項2目8節の報償費、金額こんまいですが、4万5,000円、学力向上フロンティア事業報償金とあります。この事業は、当初予算にはなかったものだと思いますが、当初計画になかったもの、それが今回、出てきておりますが、この事業内容について、説明をお願いいたします。

続いて、同じく12ページから13ページにかけて、第9款の教育費、第4項社会教育費、文教センター管理費委託料。それから、第5項保健体育振興費のこの委託料、6項目ぐらいいなっていますかね。これがすべて減額になっておりますが、この減額になった理由について、説明をお願いいたします。

同じく、13ページ、第9款第6項4目8節と19節に、親の子育て力向上推進事業で、報償費が6万円、負担金補助及び交付金が83万6,000円、補正されておりますが、この事業内容と、補助交付先についての説明をお願いいたします。

以上で、私の質疑は終わりますが、できるだけ1回で終わるように、明快な説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） おはようございます。総務課長、11番、西郷議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、ページ9ページ、2款1項総務管理費の16目防災対策費で、13節5万

を計上いたしております。

当初、165万を計上しておったと。5万計上する理由ということでございますが、この5万につきましては、議員の言われます165万の当初予算とは、若干、内容が違っておりました、平成16年度で各個人の住宅を、希望者の方々を対象に、1戸当たり3万3,000円で住宅の耐震診断を行ってまいりました。

その中で、耐震診断の結果、総合評点が・7以下の方々に対しまして、耐震改修をしていただく方には、60万を限度に、市と県が補助をいたしますよということで、当初予算で5戸分、300万計上させていただいております。

その改修を希望する方が、改修計画、設計書いいますか、その改修計画が、総合評点・0以上に、・7未満の方が・0以上になっているかどうか、地震に耐えられる構造設計いいますか、そういう形になっているかどうかを審査をしていただく費用として、当初、5件を組んでおります5戸分に対して、建築士、県の建築士事務所協会に1件1万で委託をして、内容をチェックしていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ページ12ページ、非常備消防費の消防団員退職報償金の件ですが、当初、300万計上をさせていただいております。これは、当初は見込み数として15名を予算計上させていただいておりますが、消防団を退職される方が、今回、確定いたしまして、19名になりました。それで、務めていただいた年数で、それぞれ違うわけですが、精算をした結果、当初予算に10万の不足を生じるということで、今回、計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所

長。11番、西郷議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊「平成17年度宿毛市一般会計補正予算」の、ページ9ページ、3・1・2の13でございます。

この委託料100万円の利用者数と、内容ということでございますが、現在、この入浴事業については、対象者がございません。これ、昨年の途中から、対象者がございましたが、今回、対象者ができてまいりました。

これ、身体障害者支援費制度の中に制度がございまして、当初予算では、対象者がなかったということで、予算計上いたしておりませんでしたけれども、対象者ができたということで、今回、補正をさせていただいております。

内容につきましては、1回1万2,500円で、月に8回移動入浴をするということでございまして、その10カ月分を計上させていただいております。

委託先については、社会福祉協議会に委託する予定にいたしております。

それから、同じページの3・1・6の13、委託料110万円でございますが、委託先につきましては、高知電算センターでございます。

それから、どんなシステム改修するかということでございますが、今回、今議会に議案第8号で、福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

対象者が、福祉医療費の方の対象者が、現在は入院の方については、就学前まで全員、医療費の対象になっておる、助成の対象になっておるわけでございますし、それから、通院については、県の制度では、1歳未満の方については、医療費の対象になっておりますが、県が本年の10月から、この制度を見直すことにいたしております、入院の方も、それから通院の方も、就学前までを対象にしていこうという形になっ

ております。

ただ、その場合に、所得制限も設けていこうということになりまして、本市の場合も、それに準じた改正等、下の分を3歳まではお願いをいたしておるところでございますが、そういう改正に伴いまして、医療費のシステムを改修するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、11番議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、ページ10ページですが、款項目5・1・5の15節貝塚法定外公共物改修工事の150万の内容ですが、昨年の台風23号により、排水路、赤線なんです、崩土によりまして潰れておりますので、機能回復の工事をするものです。

この排水路につきましては、平成16年4月1日に法定外公共物として、県から宿毛市に移管されており、現状につきましては、降雨や湧き水の排水が遮断されまして、下流の排水管いいますか、水路には流れずに人家の裏へ泥水と一緒に流れて、非常に危険な状態となっております。

そのために工事をするわけですが、延長が14メートル、土砂等の取り除きが約230立方メートル、それと、それに伴いまして、水路工、高さ50センチ、幅が1メートル、延長8メートルの水路の設置をする工事であります。

場所につきましては、貝塚地区です。

それともう1点です。同じページで、款項目5・1・6の19節、失礼しました。先ほど、水路の中で赤線と答えましたが、青線の間違いです。申しわけありません。

5・1・6の19節死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業負担金7万1,000円の補正の内容ですが、生産者や消費者の安心と信頼を確保

するため、これはBSE対策なんです、死亡牛が発生した場合、届出が義務づけられています。その場合、検査結果、通常は2日ないし4日程度だと思いますが、その間、冷凍輸送車いいますか、車で保管をするわけですが、その経費を市町村が負担するものです。

負担割合につきましては、家畜の頭数、均等割と家畜の使用頭数割で決定になります。当初予算に30万3,000円を計上しておりましたが、当初予算編制後に、県の補助金等審議会の審査を受けて確定しましたので、今回、補正をするものです。

補正後は、言われましたように37万4,000円となります。なお、支出先につきましては、社団法人高知県家畜畜産物衛生指導協会です。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 水産課長。

○水産課長（間和海君） 水産課長、11番、西郷議員の質疑にお答えします。

議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算、ページ11ページ、5・3・2水産振興費の宿毛市水産業総合支援事業補助金150万でございますが、当初予算で513万3,000円お願ひしておりましたが、それ以後、今回、同150万の理由ということでございまして、当初予算では、魚類防疫士の育成事業と、デレキクレーンの設置事業、中層漁礁の設置事業、この3つを宿毛市総合支援事業の補助金で上げさせてもらっておりましたが、今回、歳入の方の7ページの農林水産業費県補助金、土佐の魚流通販売促進事業費補助金で150万を歳入で受けておりますが、この分が本年度から施行されまして、この補助金を受けて、宿毛市水産業総合支援事業として支出をしたいと。補助をしたいということで、宿毛湾漁協のまき網共同販売組織に補助をしたいとするものでございますが、内容は、漁村の活性化及び事業者の所

得の向上を図るために、地域の水産物の新たな流通経路や形態を確立をしたいということで、流通販売の実績活動に支援をしたいということでございます。

これにつきましては、昨年度まで宿毛湾の中核的な漁業でありますまき網漁業が、まき網部会が宿毛湾の魚のおいしさと新鮮さを消費地にアピールするために、畜用のアジとかサバです、それとばら凍結を今、試験的に試みておりますが、それを高知市内の量販店とかホテル、料理店、そういうところに宅配便等と試験的に出荷をしてまいった経過がございます。

それを、今年度、この事業を活用して、本格的にと言いますか、まき網部会の共同販売組織がみずから受注を受けて、配送もしたいということで、この事業を受けて、土佐の魚、流通販売促進事業の県の支援を受けてやりたいということで、今回、うちの方、宿毛市側としては、宿毛市水産業総合支援事業補助金ということで、歳出を組みたいということに思っております。

できれば、このことによって、宿毛湾の魚が、魚のピーアールにつながっていければ幸いだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長。11番、西郷議員のご質疑にお答えをいたします。

ご質問の箇所につきましては、議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第3号、11ページ記載の商工業振興費の中の19節負担金補助及び交付金、金額1,984万5,000円の補正根拠並びに事業内容等につきまして、ご質問をいただきました。

ご質問議員が、冒頭にお触れいただきましたとおり、今回の事案につきましては、さきに開催されました3月定例議会につきまして、若干

の経過報告を申し上げた事案でございます。

このほど、その流れをもちまして、宝くじを財源といたします地域活性化センターを包括いたします国の財団法人、自治総合センターの組織しております魅力ある商店街づくり助成制度に対し、かねて事業申請をいたしておりました当市本町商店街街路整備事業が、見事通過をいたしまして、正式決定が本年6月1日をもちまして、県を通じまして当市に到着した状況でございます。謹んで、議会の皆様方にもご報告を申し上げたいと存じます。

当該助成制度につきましては、これまたご質問議員にご指摘のとおりでございます。当該申請事業費の満額100パーセントが交付されるものでございます。

また、この交付金につきましては、その全額が一たん、市に交付される中、適正な事業執行を目的に、今回の事業主体でございます本町商店街振興組合に対しまして、市補助金として、その支出がなされることになるものでございます。

同補正予算書8ページの歳入項目記載のとおり、センターからの事業費助成交付金1,984万5,000円の受け入れ、並びに11ページ歳出項目記載の同額金額を実施主体となります本町商店街振興組合に対しまして、支出することにつきまして、議会のご承認をいただくべく、今回、議案を上程させていただいておる状況でございます。

今回の事業採択の要因につきましては、言うに及ばず、長年にわたりまして、粘り強く事業要望を継続された本町商店街所属の皆さんを初め、関係各位のたゆまざる努力、熱意の賜物でありまして、窓口を担当いたしました私ども商工観光課といたしましても、これら多くの皆様方に、心からなる敬意と感謝の意を捧げさせていただきたいと存じます。

前置きが長くなりました。

街路整備の事業内容につきまして、その概要を説明を申し上げます。

事業エリアにつきましては、これまた、先ほどお触れをいただきましたが、正式地名名称で申しますならば、宿毛市中央7の4の22地先から、宿毛市中央2の7の14地先、ちょっとわかりにくいでしょうか。具体的に申しますと、下本町交差点東側から、土居下文教センターに至る延長約750メートルの既存商店街に敷設されております老朽化顕著なる街路灯を撤去する中で、町並みにマッチし、かつ宿毛らしさを全面的にアピールするための新設街路灯50基の敷設を実施いたします。

なお、街路灯新設工事予算といたしましては、申請時における金額といたしましては、1基当たり35万2,000円、50基分、合計といたしまして1,760万円を想定いたしております。

また、エリア内3カ所に、当該商店街の催し物や、各店舗の紹介を含めまして、商店街の皆さんの意気込みを全面的に打ち出すための広報案内板を3カ所、設置いたします。これまた、申請時におけます予算につきましては、1カ所23万3,000円、3カ所分合計約70万円の工事費を想定いたしております。

また、加えて、商店街を訪れた皆さんに、憩いと触れあいを実感していただくためのベンチの敷設を、エリア内5カ所に実施いたします。1カ所当たりの工事費は12万円、5カ所合計で60万円の事業費を想定いたしているところでございます。

これらの申請事業費合計は、1,890万円となるものでございますが、この事業に伴う消費税につきましても、同センターからの助成対象となるものでございまして、消費税94万5,000円を加えまして、今回の補正予算額でござ

います1,984万5,000円を上程申し上げている状況にございます。

なお、今議会におきまして、ご承認をいただきましたら、事業の実施主体であります本町商店街振興組合から、本市が業務委託を受ける形の中で、入札を初め、施工管理、竣工検査等に至る一貫した業務を担当することにつきまして、同組合理事会との間で、既に協定がなされている状況にございます。

また、業者選定につきましては、今議会でも入札関係につきまして、一般質問を通じて市長がお答えを申し上げたとおりでございますが、当然のことながら、私どもといたしましては、商店街振興組合さんとの、これまた話し合いによりまして、地元業者を優先的に活用することにつきまして、協定が図られているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、ご質問議員が、当然のことといたしましてお考えのことと存じますが、今回の事業展開が、単なるハード事業に終わることなく、これを契機といたしまして、さらなる既存商店街の振興策を構築する必要がございます。既に本町商店街並びに隣接する土居下商店街の皆さんにおかれましては、一昨年より開催をされました本町ふれあい夜市の今後の継続開催はもとより、夏場の時期におけます盆踊りの復活、これは帰省客や入り込み客の誘致を図る目的をもって、それらが計画されているところでございます。

加えて、フリーマーケットや、またオープンカフェ等、もろもろの事業展開が、現在、計画進行中であることをご承知おきいただきたいと存じます。

いうに及ばず、私どもといたしましては、今回の助成事業が、既存商店街の皆さんのさらなる団結を生み、低迷する中心市街地の活性化に大きく貢献することを心からご祈念を申し上げ

ているところでございます。含めて、今後、当市に存在する他の既存商店街の皆さんの主体的な取り組みを醸成することを前提といたしまして、行政といたしましても、あるべき支援策の構築に向けまして、微力ながら、一生懸命努力を続けてまいりたいと考えております。

今後ともにおけます議会の皆様方のご高配とご指導を、何とぞよろしくお願いを申し上げます、ご答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長。11番、西郷議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第3号、11ページ、7款3項3目、まず13節委託料につきまして、委託先、地質調査の場所をとということでございますが、これにつきましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業区域におきまして、現在、造成工事を行っております市道桜町藻津線の北側におきまして、水路改修等によりまして、農地への取水ができなくなるため、農業用水確保のため、ボーリングにより、地質調査を行い、用水量、塩分の水質分析を行うものでありまして、委託先につきましては、指名競争入札で行いますので、まだ決まっております。

場所につきましては、駅の北、与市明川沿いに緑地を予定しておりますので、そこへ2カ所、調査をする予定でございます。

続きまして、15節工事請負費591万1,000円、街路・宅盤整備等の減額の理由ということでございまして、今回、12節、13節、22節におきまして、591万1,000円の支出がございまして、区画整理事業につきまして、地方特定の起債事業と、保留地によりまし

て、今回、財源別に見込めておりませんので、増額分につきましては、工事請負費を減額するものであります。

工事の方の予定につきましては、入札減等につきまして、予定の工事はやっていく予定でございます。

あと、22節補償費439万1,000円を、今回補正させていただきまして、当初予算におきまして、5,949万4,000円を計上しております、それとの関連ということで伺っておりますので、お答えをいたします。

当初予算につきましては、当北工区におきまして、家屋1件の移転補償と、工事中の農地の休耕補償を予定しております。

今回の補正につきましては、北工区につきまして、支障移転になります量販店が、移転補償成立しまして、現在、建物を償却して、一時撤退ということで、土地の地権者との貸借契約も解除された状況の中で、その中で造成工事のため、地権者の使用収益を停止しまして、使用することをとめまして、市が工事をする関係で、その分につきまして、一応、完成予定の来年3月まで、補償をすると。これは、土地区画整理法101条の、通常損じる補償について補償するもので、補償の金額につきましては、以前、貸借した土地代のある一定金額を補償するものでございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。11番、西郷議員さんの質疑にお答えをいたします。

議案第5号別冊、ページ12ページでございます。教育振興費の8節報償費4万5,000円の内容ということですが、これについては、講師謝金1万5,000円の3人分ですが、実は、付記説明にありますように、学力向上フロ

ンティア事業ということで、県の指定を受けまして、1校20万の全額県費補助、100パーセント補助で、宿毛小学校と小筑紫小学校2校が、この指定を受けて、取り組みたいということで申請をしておりましたが、県の方から決定がありましたので、今回、補正をさせていただいております。

中身につきましては、旅費は、講師の旅費ですね。それから、需用費について、印刷、消耗品、そういうものを含めまして、それぞれ20万ずつの40万円を計上させていただいております。

なお、この事業は3年間でございまして、17、18、19年度の事業ということで、毎年、各小学校20万円ずつの配分になります。

それから、13ページですが、幼稚園費の中で、報償費9万円と、19節83万6,000円が予算計上をいたしまして、その質問がありました。これにつきましては、国の委託事業として、幼稚園親の子育て力推進事業ということで、総額110万。これも全額、国庫委託金で補てんをされます。

宿毛幼稚園を対象にいたしまして、子どもたちの遊びを中心に、事業展開をしようとするものであります。

中身につきましては、最近、PTA活動、お母さんの活動は大変活発なわけですが、お父さんの参加が大変少ないというようなこと、それから、いろんな遊びについて、川遊び、あるいは遊具づくり、そういうものは、知識としてはわかっておるけれども、なかなか実際には、お父さんなんかできないというようなことで、お父さんを中心にして、川遊び、あるいは遊具づくり等をやっというということで、宿毛幼稚園の方へ83万6,000円の補助金を支出して、実施をしようとするものであります。

それから、報償費ですが、報償費から、12

節の役務費までにつきましては、これは、教育委員会が実施主体になりまして、この事業につきましては、支援委員会というものを立ち上げるということにしております。その支援委員会の委員さんの報償費等が、それと講師の報償費が9万円、それと、講師の旅費等が6万6,000円、それと、教育委員会の事務費として、11と12節を予算計上いたしまして、総額で110万円、予算計上をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

11番、西郷議員の質疑にお答えをいたします。

議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第3号、ページ12ページから13ページにかけて。

第9款の教育費、第4項社会教育費と保健体育の減額、6項目にわたる減額の理由でございます。

まず、3目の文教センター管理費、全体で66万9,000円、委託料が減額となっております。その1つに、清掃業務委託料で26万4,000円。これにつきましては、文教センターの清掃業務に、これまで携わっていただいております方々といいましょうか、グループといいましょうか、清掃したいという希望が出てまいりまして、そして入札をした結果、減額となったものでございます。

次に、夜間警備保障委託料の6万3,000円の減額の理由でございますけれども、これは、警備保障会社と交渉した結果による減額でございます。

その他の保守点検委託料34万2,000円の理由でございますけれども、文教センターの

その他の保守点検委託料、委託業務の中には、電気工作物保安業務、エレベーター保守管理、多目的ホール調音と調光機の保守点検、舞台機工の設備、消防設備、防虫消毒、空調設備、歴史館展示装置、多目的ホール移動観覧席、さらに防火対策対象物点検委託業務の11の委託業務があるわけでございますけれども、その中で、今回、減額しようとする業務は、消防設備と歴史館展示装置と、もう1つは多目的ホールの調音調光保守点検と、舞台機工設備の、この委託業務を、それぞれ交渉し、あるいは業者を1つに統一するとかいうことによって、減額がなされたものでございます。

次に、保健体育費の社会体育振興費の中の委託料85万8,000円の減額の理由でございます。1つは、和田体育館管理委託料の37万8,000円はございますけれども、現在、和田の体育館の管理は、昼間と夜間、管理をしていただいております。

これまででは、それ以外に清掃業務の委託もしており、別途、契約を締結しておりましたけれども、今回は、通常の業務の中に、清掃業務の委託も入れていくという形で、もう清掃業務の分の委託はのけました。通常業務の中で、清掃をしていただくということで、処理をいたしております。その結果が、37万8,000円減額することになったものでございます。

次に、宿毛市総合運動公園管理委託料の24万円の減額でございますけれども、これにつきましては、市民体育館、並びに陸上競技場の清掃管理を、平日の午前中、清掃業務に携わっていただいておりますが、これにつきましても、十分検討した中で、20パーセントカット、すなわち、月々10万円を8万円に携わっていただくことによって、年間24万円が減額することになったものでございます。

次に、旧小筑紫分校の管理委託料。これにつ

きましても、小筑紫地区の方々に組織していただいておりますつくし振興会の皆様方に、体育館とグラウンドの管理を、月々10万円ですべていただいておりますが、そのことにつきましても、20パーセントカットという形でご了解いただいて、その結果、年間24万円が減額となったものでございます。

いずれにいたしましても、予算作成後でもありましたけれども、引き続き交渉なりした結果でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 11番、再質疑はせんつもりでありましたけれども、大変詳しく説明もいただいて、よく理解はしましたが、その中で、商工観光課の谷本課長にお伺いをしておきますが、事業の1基当たりのワット数。1基当たりの。50基建てる言いましたね。1基当たりのワット数と、その電気料、そしてその電気料はどこが払うのか、こういったことについて、もう一度登壇をして、説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長。11番議員の再質疑にお答えをいたします。

申しわけありません。ワット数、ちょっと記憶しておりません。直ちに調べて、この後、ご報告を申し上げます。

電気料等、工事完了後にかかわる維持管理経費につきましては、すべて商店街振興組合の負担となるものでございまして、ちなみに電気料につきましては、月約4万円程度、年間48万ないし50万ということの試算をいたしております。

ワット数につきましては、この後、ご報告申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 大変明快な説明をいただき、よくわかりました。ありがとうございました。

今議会では、合併が不成立になったことや、財政の厳しき、そして多くの課題や難問が山積していることが明確になったと思っております。

市長は、一昨年末に市長就任以来、さまざまな事件や事故の発生に当たって、積極的、精力的に問題解決に紛争され、成果を上げてまいりました。そのご苦勞に感謝と敬意を表します。

これから、さらに厳しい行財政運営のかじ取りをしなければなりません、市長におかれましては、市民が安心、安全に生活が営めるよう、最善の努力をしていただきますよう、心からお願いを申し上げ、またご期待もいたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、質疑をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。

先ほど、元議長の西郷議員の方からも、一般会計補正予算についての質疑がありましたが、私も、議案第5号、17年度宿毛市一般会計補正予算、この部分と、8号、9号について質問いたします。議案第2号です。2号、3号です、済みません。

その中で、先ほど、西郷議員の方から質問された中身のうち、第9款教育費の問題、第4項ですね、そのうちの3目13節、これの關係の委託料の減についてですが、それぞれ説明はいただきましたが、委託料の減額幅が大幅に違っております。これはどうしてこういうふうになったのか、お尋ねいたします。

清掃業務委託料では、減額幅が19パーセント、夜間警備の方では13パーセント、その他保守委託料では10パーセント。それから、あ

との第3目の關係では、それぞれ和田体育館が10パーセント、総合運動公園が1パーセント、小筑紫分校の管理關係が16パーセントとなっております。

非常に財政厳しい中で、経費を抑えていくということは大事であります、なぜこういうふうに、それぞれの委託料に差ができたのか、お尋ねいたします。

それから、第9款教育費の中の6項4目8節と19節關係ですね。これで、今、事業の内容について、ご説明いただきましたが、私はこの内容について、親の子育て、こういうものは非常にこれから大事だと思われるわけです。そういった面で、幼稚園を対象ということですが、やはり幼稚園を超えて、小学校、義務も含めて、親に対する子育て支援、こういったものは今後考えられないか。

なお、幼稚園でやる場合に、講演があるというふうにお聞きしましたが、その講演、非常に内容は期待されるわけですが、その講演に幼稚園の親以外、小学校等も含め、講演が聞けるようなことにはならんか、そういうことについてお尋ねいたします。

以上です。

以上で、一般会計の方は終わりました、次に、条例の關係、8号について質問いたします。

議案第8号、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するという事になっております。

冒頭、市長から、ある一定の説明をいただきましたが、この中で、十分わかりにくいところがありますので、その部分についてのご説明をお願いいたします。

特に、第2条第5項、これについては、乳幼児に限るということでわかりやすいわけですが、第3条に、次の1号を加えるという部分、この部分が具体的には市民生活にどういうふうにな

っていくのか、平たい言葉でご回答を願いたいと思います。

それから、もう1点、第9号の関係ですが、これについて、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ということがあります。

これは、第2条第2項中、第5条第1項を第6条第1項に改め、同条第3項中、入院時食事医療費を削るとあります。

この中で、同条第3項中、入院時食事医療費を削るという表現についてはわかりますが、その前の「第5条第1項を第6条第1項に改める」、このことの持つ意味がどういうことになるのか、ご説明願いたい。この2点でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長兼文教センター所長。1番議員、浅木議員さんの質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算第3号、ページ12ページから13ページにかけての、教育費にかかわる委託料の減額幅が違う、その理由ということですが、確かに、それぞれ、議員さん言われたように、19パーセント、13パーセント、10パーセント、10パーセント、1パーセント、16パーセントとありますけれども、これまでも、当初予算の中でも減額対応できるものについては、もう対応してまいりました。

さらに、例えば、宿毛市総合運動公園管理委託料、これ1パーセントとなっておりますけれども、総合運動公園全体で見ますと、2,400万ですので、項目が、物すごい項目が、委託項目があります。

1つをとってみればそうかもしれませんけれども、これまで、減額できるものについては減額した。さらに、その後、その後も引き続いて交渉した結果となったもので、理由としては、我々の努力の結果というふうに、私どもは理解、理解というか、そのように私どもはとらえております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾諭君） 教育次長兼学校教育課長。1番、浅木議員さんの質疑にお答えをいたします。

一般会計補正予算の13ページ、幼稚園費でございます。

この事業は、国の幼稚園における親の子育て力向上推進事業という委託事業でございまして、実施主体が幼稚園。当然、教育委員会も絡んでいきますし、支援委員会には、小学校の先生、あるいは保育園等も入ってきますので、その中で講演会等についてということですが、当然、一般市民の方、どなたでも参加をして、聞いていただければというふうに思っております。

この事業そのものが、保育所、小学校、地域そういうものの連携を深めていこうということですので、幼稚園、実施主体ですけれども、市内全域をカバーしていこうと、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。1番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号の宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の中の、14ページにあります。第3条の、市民が具体的にどうなるのかというご質問でございます。

この福祉医療費の助成に関する条例の一部改

正につきましては、これまで、3歳未満の乳幼児の通院と、就学前の乳幼児の入院、医療にかかる自己負担を助成してまいりましたが、県の乳幼児医療費助成制度の一部見直しによりまして、入院、通院とも対象者を、就学前の乳幼児に拡大をいたすようにいたしております。

所得制限を、それに伴いまして県の方は設けるということになるように、10月からなっておりますので、その所得制限の規定を、ここに設けたものでございます。

前年度の所得、2行目にいきますが、児童手当法施行令第1条から第3条までの規定を準用し、算出した額を超えない方。児童手当をもらっておる方までですよという規定でございます。

そういう規定を、ここですることによりまして、今まで、入院については全額、所得に関係なく対象になっておったものを、今回、所得制限を設けたという規定でございます。

続きまして、議案第9号、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の第2条、第2項中の第5条第1項を、第6条第1項に改めるということの質疑でございますが、この規定につきましては、第2条の第2項に、「配偶者のない女子とは」という定義を定めておるところでございます。

これにつきましては、母子及び寡婦福祉法の第6条第1項に、その定義がありますので、今回、第6条第1項に改めさせていただきます。

これまで、規定が第5条第1項ということで、県の準則にのって、うちの方も決めておりましたけれども、調べてみますと、第6条第1項であったということで、今回、改正をするものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

12ページ、一般会計補正予算の12ページ、9款教育費の中で質問したわけですが、このう

ち、3目13節の分ですね、これについて、説明があった中で、それぞれ私たちの努力で削減したと、この削減幅が違うことについてですね、お話がありましたが、財政厳しい中、こういう削減することも必要だと思いますが、一方では、こういう清掃関係は、ほとんどがその人の賃金的なもの、労務費的なものになっていると思うわけですね。

宿毛で働いている人がほとんどですので、これが低くなれば低くなるほどいいということにはならないんじゃないかと。それぞれ生活厳しい中ですので、その働いている人たちが、生活が成り立つかどうかということも、やはり考えて予算をするべきじゃないかと、判断するべきじゃないかと思うわけですが、そのあたりは配慮して、こういうことになったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほどの条例の関係ですね、条例の関係で、第9号についてはわかりましたが、第8号について、もうちょっとわかりやすい説明が欲しいと思います。

14ページの部分ですね、これは入院時食事療養費、これは乳幼児に限るということは、乳幼児については、「限る」になっていたものをなくして、乳幼児についても自己負担ですよということになったというふうに理解するわけですが、法律用語ですので、こういう難しい表現はしなくてはならないという面がありますが、私が思うには、この3歳までは、入院、通院とも自己負担を助成すると。それと、3歳ないし6歳児は、入院した場合の3割の自己負担分を助成する。それから、ただし2歳以上の幼児のうち、親が市民税課税世帯であれば、入院費自己負担は3割のうち1割分を助成するというふうに読み取れるわけですが。

それと、もう1つは、先ほどお話をいたしました児童手当施行令、この関係は、もうこの言葉

のとおりだと思いますので、わかります。

私が今、判断したとおりで間違いないか、ひょっとしてそれはおかしいよという部分があれば、ご指摘願いたいと、こう思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 1番、浅木議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、清掃業務に対する配慮ということでございますけれども、私どもは、入札をするなりして、十分配慮はしてきたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。1番、浅木議員さんの再質疑にお答えいたします。

先ほど、議員さんが言われたとおりでございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再度、質問をいたします。

先ほどの委託料の件についてお話ありましたが、これについても、先ほど話しましたように、地元の人が働いているという部分がありますので、そこらの配慮と同時に、どこでも掃除する、清掃するが、安けりゃええいうのじゃなしに、各箇所でお話がありますように、やはり地元の人ができるように、地元の人に仕事をさせる。

例えば、清掃関係にしても、（「議事進行」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 1番、継続してください。

○1番（浅木 敏君） 1番、質疑を継続しま

す。

先ほど、委託料の問題で提起しましたが、繰り返しになりますが、少なくすることの努力、これは財政的な面から大事だと思いますが、やはり、地元の人に仕事ができるようにいう面では、配慮した取り組みというものも、また大切ではないかと、私は思うわけでございます。

それから、もう1つ、先ほど、次長の方からお話をいただきました親の子育て支援、この関係ですが、答弁いただきましたように、義務教育、それから一般の人も含めて、聞かせてもらえるということですので、広範な人に聞いてもろて、より効果の上がる取り組み、こういうものを私は期待して、質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。

先ほど、浅木議員さんの質疑に対しまして、一部、私の方が間違っただけでございまして、その部分を訂正させていただきます。

先ほど、県の助成が、乳児の3歳未満までというて言ったようでございますが、県の助成につきましては、1歳未満ということでございます。訂正させていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第6号まで」の6議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第6号まで」の6議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第7号から議案第35号まで」の29議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、6月23日及び6月24日の2日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、6月23日及び6月24日の2日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月23日から6月26日までの4日間休会し、6月27日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時23分 散会

陳 情 文 書 表

平成17年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第33号	平成 17. 6. 2	最低賃金の引き上げを求める 意見書の提出について	高知県労働組合連合 会 執行委員長 高橋豊 房	総 務
第34号	17. 6. 17	排水ポンプ機を取替へについ て	山田区長 和井重利 外19 名	産 業 建 設
第35号	17. 6. 17	2000年のNPT再検討会 議の核兵器廃絶の明確な約束 を実現するために各国政府に 働きかけることを求める意見 書の提出について	平和行進高知県実行 委員会 代表委員 畔元敬 一 外4 名	総 務

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

議案付託表

平成17年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>総務 常任委員会 (4件)</p>	<p>議案第7号 議案第14号 議案第15号 議案第16号</p>	<p>長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について 高知縣市町村総合事務組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>教育民生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について</p>
<p>産業建設 常任委員会 (22件)</p>	<p>議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号</p>	<p>宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について 宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例について 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 財産の取得契約の変更について 住居表示の実施区域及び表示方法の決定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について</p>

	議案第31号	市道路線の認定について
	議案第32号	市道路線の認定について
	議案第33号	市道路線の認定について
	議案第34号	市道路線の認定について
	議案第35号	市道路線の認定について

平成17年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日(平成17年6月27日 月曜日)

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第35号まで

(議案第1号から議案第6号まで、討論、表決)

(議案第7号から議案第35号まで、委員長報告、質疑、討論、表決)

第2 陳情第33号外2件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

意見書案第1号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

意見書案第2号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

意見書案第3号 道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第35号まで

日程第2 陳情第33号外2件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

日程追加 意見書案第4号 宿毛土木事務所再編計画に反対する意見書の提出について

3 出席議員(18名)

1番 浅木 敏 君	2番 中平 富宏 君
3番 有田 都子 君	4番 浦尻 和伸 君
5番 菊地 徹 君	6番 寺田 公一 君
7番 菱田 征夫 君	8番 宮本 有二 君
9番 濱田 陸紀 君	10番 沖本 年男 君
11番 西郷 典生 君	12番 岡村 佳忠 君
13番 佐田 忠孝 君	14番 田中 徳武 君
15番 山本 幸雄 君	16番 中川 貢 君
17番 西村 六男 君	18番 岡崎 求 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延 治 君
次 長 兼 庶務 係 長	小 野 正 二 君
議 事 係 長	岩 本 昌 彦 君
調 査 係 長	乾 均 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君
総務課長	岡 本 公 文 君
市民課長	松 岡 繁 喜 君
税務課長	松 田 雅 俊 君
会計課長	夕 部 政 明 君
保健介護課長	西 本 寿 彦 君
環境課長	谷 本 秀 世 君
人権推進課長	美濃部 勇 君
農林課長	小 島 正 樹 君
水産課長	間 和 海 君
商工観光課長	谷 本 実 君
土木課長	茨 木 隆 君
都市建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	岡 添 吉 見 君
水道課長兼 下水道課長	江 口 日 出 男 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教育次長兼 学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	高 木 一 成 君
学 校 給 食 センター所長	近 藤 勝 喜 君
千 寿 園 長	尾 崎 重 幸 君

-----・-----
午前10時01分 開議
○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第35号まで」の35議案を一括議題といたします。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩
-----・-----

午後 1時08分 再開
○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。
おはかりいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。
これより「議案第3号」について討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。
おはかりいたします。

「議案第3号」は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって「議案第3号」は、これに同意するこ

とに決しました。
これより「議案第4号」について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」という声あり）
○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。
「議案第4号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）
○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号及び議案第6号」の2議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。
おはかりいたします。

これより「議案第5号及び議案第6号」の2議案を一括採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。
よって「議案第5号及び議案第6号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第7号から議案第35号まで」の29議案について、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案7号、14号、15号、及び16号の4議案でござい

ます。

議案7号は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成16年11月10日に施行されました。それまでは、1年を超える長期継続契約につきまして、例えば電気、ガス、水の供給、もしくは電気通信役務の提供、そして不動産を借りる5契約に限定されておりました。

それが、この法改正で物品を借り入れる、例えばコピー機等のリースなどの複数年にわたるものについて、または、役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、複数年にわたって契約を締結することが一般的であるもの。もしくは、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものについては、条例で定めることにより、長期継続契約ができることとなりました。

その条例を制定しようとするものでございます。

議案14号は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約についてでございますし、関連いたしまして、議案第15号は、同組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

内容といたしまして、本年8月1日に、高知県市町村総合事務組合の構成団体である池川町、吾川村、仁淀村の1町2村が合併し、仁淀川町となることに伴う規約の変更、及び財産処分につきまして、地方自治法第290条の規定により、規約の一部を改正する必要が生じたので、規約の一部を改正しようとするものであります。

また、関連いたします15号においては、新仁淀川町に財産を承継しようとするものでございます。

議案第16号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

舟ノ川地区でのテレビ難視聴対策事業について、その財源として充当しておりました辺地対策事業債、この充当率が95パーセントから100パーセントに増額することが認められましたので、計画の変更を行うものでございます。

これら4議案の審査に当たりまして、執行部より詳細に説明を求めながら、慎重に審査いたしました結果、原案を適当と認め、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました4議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第8号から議案第10号までの3議案でございます。

まず、議案第8号、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第9号、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、あわせてまずご報告をいたします。

議案第8号は、これまで3歳未満までの乳幼児に限定されていた通院医療費の助成を、入院医療費と同様に、就学前までに拡充するとともに、所得額に応じて応分の負担を求め、乳幼児の入院時食事療養費の助成を廃止しようとするものであります。

また、議案第9号は、母子家庭の医療費の自己負担額のうち、入院時食事療養費を助成の対象外とするものであります。

本案につきまして、乳幼児医療については、通院費の助成が、就学前までに拡充される一方、所得に応じて応分の負担を求めるようになること。また、乳幼児医療、母子医療ともに入院時

食事療養費が、助成の対象から外れるというマイナスの面も見られる内容となっております。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました。今回の条例改正は、いずれも県条例の改正にあわせて実施されるものであり、市単独で従来どおりの助成を継続することは、本市の厳しい財政状況から見て、非常に困難であると思われま

す。しかしながら、一、二歳児の通院の療養費が、県の制度に上乘せをして、自己負担額の半額を市費で負担することも盛り込まれ、また、乳児療養費の通院費の助成対象年齢が、就学前に引き上げられるというプラスの側面もあることなどを総合的に判断した結果、全会一致で原案を可決することに決しました。

続きまして、議案第10号、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例を改正する条例について、ご報告いたします。

平成15年9月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、それまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託について、民間企業を含む法人、その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されました。

今回の法改正は、多様化する住民ニーズに、より効果的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と、経費の削減等を図ることを目的とするものであり、宿毛市中央デイケアセンターの管理運営を、指定管理者に行わせるため、条例の全部を改正しようとするものであります。

本案につきましても、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました。指定管理者の選定については、慎重を期すようにとの指摘をした上で、原案を適当と認め、全会一致で可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案につ

いての審査報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託をされました議案は、議案第11号、議案第12号、議案第13号並びに議案第17号から議案第35号までの22議案でございます。

議案第11号は、宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、並びに、議案第12号は、宿毛市国民宿舍条例の全部を改正する条例について。

本件は、平成15年9月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、それまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託について、民間企業を含む法人、その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されたことにより、国民宿舍「椰子」、宿毛市ゴルフ場、通称「蛍湖ゴルフパーク」の管理委託に、民間参入を可能とし、民間ノウハウや活力の導入を図り、さらなるサービスの向上や、利便性の向上を期し、経費の節減を図ろうとするものであります。

慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第13号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。本件は、市営住宅のうち、施設の老朽化に加え、台風等による浸水被害が絶えず、衛生的な住環境を提供していくことが困難になった山奈第二団地の市営住宅としての用途を廃止しようとするものであります。

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第17号、財産取得の契約の変更について。本件は、宿毛市土地開発公社理事長と契約を締結している宿毛市総合運動公園用地取得契

約の内容の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

変更の主なものは、土地開発公社の借り入れ利率の低下による契約金額の減額であり、慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第18号、住居表示の実施区域及び表示方法の決定について。本件は、宿毛市錦の一部、通称「四季の丘」の住居表示を実施するため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示の方法を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、通称「四季の丘」の住居表示を、街区方式としようとするものでございます。慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第19号、市道路線の認定について。本件は、平成17年2月10日、沖新田地区区長より、市道編入について陳情が提出され、平成17年第1回定例会の「陳情第28号」の採択したものであります。

この路線は、長年にわたり、農道として機能を発揮してきたが、周辺地域の定住化と交通量の増加に伴い、国道321号線より、市道沖須賀新田線への迂回路的な公衆用道路として、市民に貢献している。道路法上の道路として認定をしようとするものであります。

担当課の説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第20号、議案第21号、市道路線の認定について。本件2議案については、開発行為により、宅地造成された西町団地内の道路認定についてであります。

適切な維持管理をする上で、市道としての認定をしようとするものであります。慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきもの

と決しました。

議案第22号から議案第35号、市道路線の認定について。本件議案、14議案につきましては、平成3年1月、隣地開発の許可を受け、宅地造成されたさくらが丘団地内の道路認定であります。

適切な維持管理をする上で、市道として認定しようとするものであります。担当課の説明及び現地調査を行い、慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第7号から議案第35号まで」の29議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第7号から議案第35号まで」の29議案について、一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第7号から議案第35号まで」の29議案は原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第33号外2件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第33号及び陳情第35号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました陳情は2件でございます。

陳情第33号、最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について、陳情第35号、2000年のNPT再検討会議の核兵器廃絶の明確な約束を実現するために、各国政府に働きかけることを求める意見書の提出について、以上、2件の意見書の提出について、審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

陳情第33号につきまして、最低賃金は必要であるが、今回の引き上げ陳情は、零細な中小企業や、現在の景気の動向等をかんがみした場合、企業の経営に大きな負担となるのではないかと危惧する状況下にあります。

また、都市と地方では、賃金格差もあることも事実であり、実態といたしましては、就業の場、就業の機会が切実に求められている状況下にあります。

よって、最低賃金の今以上の引き上げを求める意見書の提出についてであります。慎重審査の結果、賛成少数のため、不採択と決まりました。

陳情第35号につきましては、核兵器廃絶は全世界の願いであり、廃絶に向けた取り組み等は賛同できますが、陳情にある2000年当時からは、核保有国5カ国以外にも、インド、パキスタンなど、保有国の出現や、北朝鮮の所有の動向が取りざたされる状況下では、2000年のNPT、イコール核不拡散条約のことでございますが、この核不拡散条約再検討会議において、自国の核兵器廃絶の明確な約束があったからといって、それを実現することは困難性が伴います。それを理解するゆえ、今回の各国政府にその約束実現を働きかけることを求める意

見書につきましては、慎重審査の結果、賛成少数のため、不採択と決まりました。

以上で、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第33号及び陳情第35号の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第33号及び陳情第35号」の2件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

陳情第34号については、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第3号」の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第3号」の2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号及び意見書案第3号」の2件については、原案のとおり可決されました。

「意見書案第2号」について、提案理由の説明を求めます。

14番田中徳武君。

○14番(田中徳武君) 意見書案2号につきましては、お手元に配付している文面でございますが、提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。

題目といたしまして、地方6団体改革案の早期実現に関する意見書についてでございます。

全国の町村会、市長会、知事会及び各議長会の地方6団体は、基本方針2004に基づく政府からの要請により、昨年8月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方6団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところでございます。

しかしながら、昨年11月の三位一体改革についての政府与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とはいえない状況にあります。

よって、政府においては、平成5年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行に伴った国民の意思を、改めて確認し、真の三位一体の改革の実現を図るため、3兆円規模の税源移譲を

確保すること。あるいは、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の国庫負担率の引き下げは行わないこと。そして、地方交付税制度につきましては、地方交付税総額を確実に確保し、財源保障機能、あるいは財源調整機能を充実強化することなど、地方6団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めて、地方自治法第99条の規定による意見書を提出するものでございます。

以上、提案いたします。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号」は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「意見書案第2号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、提案をされました意見書案2号について、反対の立場から討論をいたします。

提案されました地方6団体改革の早期実現に関する意見書案は、地方分権とは名ばかりの地方財政を圧迫する小泉内閣流の三位一体改革を

前提としており、その早期実現を求めるというものであり、到底、賛同できません。

まず、地方6団体改革案では、義務教育費国庫補助負担金の財源移譲に関して、地域間格差を生むことになり、教育の標準化から見ても問題が多く、現行の制度を守るべきとの全国の知事から、反対や異論が多くあるなど、内部でまとまっていないにもかかわらず、6団体の総意としておりますけれども、問題を多く残しております。

そもそも、地方6団体の提案を受け、昨年11月、政府与党合意によって三位一体の改革がまとめられ、その財源移譲は、今年度と来年度で国庫補助負担金を3兆円程度廃止し、これを地方に財源移譲することが決まりましたが、その主な内容は、義務教育費負担金8,500億円、国民健康保険負担金7,000億円、その他2,100億円です。

しかし、6,000億円の対象が決まらず、その候補として生活保護費と児童扶養手当の負担金が検討されております。

義務教育費負担金の8,500億円についても、金額が決定されただけで、その内容ははまだ合意に至っておりません。

本意見書案では、生活保護費負担金と、義務教育費国庫負担金の最終的な取り扱いは、国と地方の協議の場で決定することとなっていますが、地方6団体は、生活保護費負担金の削減には反対をしながら、義務教育費国庫負担金の削減には、政府の方針に従っております。これでは、義務教育費の削減は防ぐことができず、本市のような財政能力の極めて乏しい自治体は、たちまち教育予算に影響を来たします。

また、地方財政にとって、一番大事な地方交付税制度は、三位一体の改革で、全体として大きく縮小され、地方財政を圧迫していることは承知のことでございます。

国庫補助負担金制度であれば、国の責任で自治体に財源を保障しなければなりません、これが一般財源化し、地方交付税への措置になれば、その後の地方交付税全体の縮小によって、地方財政に大きな影響を与えます。

したがって、基本方針2004及び政府与党合意に基づくことを前提とした地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないようにということ自体、明らかな矛盾であります。

以上が、本意見書案の提出に賛同できない理由であります。

同僚議員の賛同を求め、私の討論といたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって、「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

浦尻和伸君ほか5名から、「意見書案第4号」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第4号」は、日程に追加し、議題とすることに決しました。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第4号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第4号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月15日に開会いたしました今期定例会は、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日、ご熱心にご審議をいただきました。

35議案につきまして、それぞれ原案のとおりご決定をいただきましてまことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提案、ご提言につきましては、今後、さらに検討を加えまして、市政の執行に反映をしてみたいと思います。議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康にご留意されまして、より一層、ご活躍をされますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長(岡村佳忠君) 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成17年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

副議長 菱田征夫

議員 有田都子

議員 浦尻和伸

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 田中徳武

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第7号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第14号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第15号	高知縣市町村総合事務組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当
議案第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 沖本 年 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 8号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第 9号	宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第10号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 浦尻和伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第17号	財産の取得契約の変更について	原案可決	適当
議案第18号	住居表示の実施区域及び表示方法の決定について	原案可決	適当
議案第19号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第20号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第21号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第22号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第23号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第24号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第25号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第26号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第27号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第28号	市道路線の認定について	原案可決	適当

議案第29号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第30号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第31号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第32号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 田中徳武

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第33号	最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について	不採択	不適當
第35号	2000年のNPT再検討会議の核兵器廃絶の明確な約束を実現するために各国政府に働きかけることを求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 浦尻和伸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第34号	排水ポンプ機を取替へについて

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 田中徳武

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 沖本 年 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 教育問題について
 - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (3) 下水道事業の運営管理状況について
 - (4) 老人対策の状況について
 - (5) 保育施設の管理状況について
 - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年6月22日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 浦尻和伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 市営住宅の管理状況について
 (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年6月27日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

議会運営委員長 西村六男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第 1 号

地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成 17 年 6 月 27 日

提出者	宿毛市議会議員	田中徳武
賛成者	宿毛市議会議員	浅木 敏
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	西郷典生
〃	〃	佐田忠孝

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかねばならないのは必然である。

このような中、二代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。

一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21 世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第 28 次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

高知県宿毛市議会議長 岡村 佳忠

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年6月27日

提出者	宿毛市議会議員	田中徳武
賛成者	宿毛市議会議員	濱田陸紀
〃	〃	西郷典生
〃	〃	佐田忠孝

宿毛市議会議長 岡村 佳忠 殿

説明 口頭

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
 4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
 5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

高知県宿毛市議会議員 岡村佳忠

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
内閣官房長官殿
郵政民営化・経済財政政策担当大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿
経済財政諮問会議殿

----- . . . -----

意見書案第3号

道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年6月27日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃

宿毛市議会議員 岡村佳忠殿

説明 口頭

道路特定財源の一般財源化に反対する意見書

道路は、国民の生活や産業・経済活動を支える最も基本となる社会資本であり、その整備は、高知県民も長年にわたり熱望しているところである。

しかし、高知県では道路整備がまだまだ十分でないために、地場産業の発展や地域の活性化、潜在する地域の魅力の有効活用ができない状況にある。

また、住民の安全・安心確保の面では、救急医療のサービスや、道路防災施設の整備などの面でまだまだ不十分である。

今後、地方が自立し、住民が安心して暮らせる社会を実現させるためには、これらの課題の解決に大きく寄与する道路整備の促進が、より一層重要となっている。

特に県道宿毛宗呂下川口線、県道宿毛津島線などの主要県道を初め、市内における幹線道は、地域住民の日常生活に欠かせない道路であるが、そのほとんどの区間が地形や自然条件の制約を受け、整備の遅れは著しく、台風や豪雨の際には、通行を妨げる災害が多発するため落石危険箇所や異常気象時の通行規制区間が大半を占めている。また、道路幅員が狭隘なため大型車の通行は困難な状況であり、農林水産物などの物流においても大量輸送ができず地域振興が伸び悩んでいる。

こうした状況の中で、政府は、道路予算の削減の影響により今後、余剰金の発生が予想される道路特定財源について、使い道を限定しない一般財源化を含めた幅広い検討を行うこととしている。

しかしながら、道路特定財源は住民が待ち望んでいる道路を整備するための貴重な財源であり、その用途を道路整備以外に拡大することは容認できるものではない。

ついては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
- 2 道路特定財源については、暫定税率、国と地方の配分、地方道路整備臨時交付金制度を含め、平成15年度から平成19年度までの5カ年間の措置を決定しているところであるが、道路整備を計画的かつ着実に推進するため、平成20年度以降も現行の枠組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿
国土交通大臣殿
高知県議会議長殿
高知県知事殿

----- . . . -----

意見書案第4号

宿毛土木事務所再編計画に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年6月27日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	菊地 徹
〃	〃	宮本有二
〃	〃	山本幸雄
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

宿毛土木事務所再編計画に反対する意見書

県は、「土木事務所のスリム化を図る」、「土木事務所の機能の強化を図る」ことを再編の目標とし、現在県内にある12の土木事務所を、6の土木事務所に再編し、土木事務所の所内事務所として出張所やダム管理（建設）事務所を置くこととした土木事務所の再編計画を策定し、平成18年4月1日から実施しようとしている。

計画の中で「出張所には公務課を置き、土木事務所、出張所、ダム管理事務所が連携し、総合的な機能の強化を図り、道路や河川などの整備や維持管理を行う」としているが、本市においては、県道宿毛宗呂下川口線、県道宿毛津島線などの主要県道を初め、重要港湾宿毛湾港改修事業、田ノ浦漁港地域水産物供給基盤整備事業、松田川河川改修事業等重要な事業が進められているほか、中筋川・与市明川の河川改修や近い将来発生が予測される南海・東南海地震対策についても、早急に整備をする必要がある。

このような状況においては、むしろ宿毛土木事務所のより一層の機能充実が求められており、土木事務所の再編が進められ出張所という位置づけになれば、様々な事業に悪影響を及ぼすことが危惧される。

各種の事業を円滑に進め、市民へのサービス低下を来たさないためにも、地域住民の声を無視した土木事務所の再編は絶対行わないことを求めるとともに、当市議会として宿毛土木事務所再編計画に対し強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

高知県議会議長 殿

高知県知事 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成17年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 浦尻和伸君	1 津波防災について（市長） 2 市民祭宿毛まつりについて（市長、担当課長）
2	1番 浅木 敏君	1 土佐くろしお鉄道の経営改善について（市長） 2 松田川堤防の改修について（市長） 3 生活保護行政について（市長）
3	16番 中川 貢君	1 宿毛湾港の工事計画について（市長） 2 企業誘致と庁内体制の整備について（市長） （1）宿毛湾港背後地の工業流通団地について （2）庁内専用チームの立ち上げについて 3 総合型地域スポーツクラブとスポーツのまちづくりについて （市長、教育長） （1）総合型地域スポーツクラブ立ち上げの見通しについて （2）住民との協働によるスポーツのまちづくりについて
4	10番 沖本年男君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）農林業の振興について （2）猟期が他県と異なる事について （3）宿毛市のホームページや広報の充実について （4）治水対策について ア 中筋川ダムの不必要な貯水について イ 中筋川の国直轄区域の拡大について （5）総合運動公園の法面への樹木植栽について （6）入札について
5	6番 寺田公一君	1 行政方針について（市長） （1）すくも夢いっぱい会に対する考え方について ア 支援体制について イ 事務局を農林課に置くことについて （2）スワンテレビについて ア 現在の加入状況と推進状況について イ 四万十市への幹線延長について

		<p>(3) し尿処理場の改修について ア 改修のスケジュールについて イ 海洋投棄をせずに公共下水施設での処理の可能性について</p> <p>2 教育行政について (教育長)</p> <p>(1) 紫外線対策について</p>
6	8 番 宮本有二君	<p>1 フェリー支援策について (市長)</p> <p>2 自立と新たな合併について (市長)</p> <p>3 学校の適正規模について (市長、教育長)</p>
7	5 番 菊地 徹君	<p>1 ホタルの里づくりについて (市長)</p> <p>2 子どもたちの安全確保と学校の安全管理について (教育長)</p> <p>3 坂本図書館の現状と課題、今後の使命と役割について (教育長)</p> <p>4 観光行政について (市長)</p>
8	1 4 番 田中徳武君	<p>1 食育基本法について (市長、教育長)</p>

平成17年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 5 号	平成17年度宿毛市一般会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 6 号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 7 号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	6月27日	原案可決
第 8 号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第 9 号	宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第10号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第11号	宿毛市ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第12号	宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第13号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第14号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	6月27日	原案可決
第15号	高知縣市町村総合事務組合から池川町、吾川村及び仁淀村が脱退することに伴う財産処分について	6月27日	原案可決
第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	6月27日	原案可決
第17号	財産の取得契約の変更について	6月27日	原案可決
第18号	住居表示の実施区域及び表示方法の決定について	6月27日	原案可決
第19号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決

第20号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第21号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第22号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第23号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第24号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第25号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第26号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第27号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第28号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第29号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第30号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第31号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第32号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第33号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第34号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
第35号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第33号	最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について	6月27日	不採択
第35号	2000年のNPT再検討会議の核兵器廃絶の明確な約束を実現するために各国政府に働きかけることを求める意見書の提出について	6月27日	不採択